

令和5年度版

(鳥取県、県内市町村施策掲載)

鳥取県

企業支援ガイドブック



このガイドブックは、令和5年度に鳥取県、市町村等が実施する主な支援施策を事業者である皆様へお知らせするため取りまとめたものです。
支援制度の活用について、ご検討いただければ幸いです。

■ 鳥取県の支援施策

1. 起業したい

| | | |
|-----|----------------------------|---|
| 補助金 | 鳥取県市場参入支援事業補助金 | 1 |
| | 起業創業トライ補助金 | 2 |
| | 地域課題解決型起業支援補助金 | 3 |
| | 鳥取県事業承継支援補助金（移定住・創業者支援タイプ） | 4 |
| その他 | 設立・開業一年後支援金 | 5 |

2. 新しい事業を始めたい

| | | |
|-------|----------------------------|----|
| 補助金 | 新型コロナ・円安・物価高騰対策支援補助金 | 6 |
| | 産業未来共創研究開発補助金 | 7 |
| | 中小企業外国出願支援事業補助金 | 8 |
| | 鳥取県先端 I C T 利活用新規市場挑戦支援補助金 | 9 |
| | とっとりバイオフロンティア施設利用料補助金 | 10 |
| | 鳥取県海外展開牽引企業創出補助金 | 11 |
| | ホワイト物流推進事業補助金 | 12 |
| | 鳥取県 S D G s 経営促進補助金 | 13 |
| | 食の安全・安心プロジェクト推進事業 | 14 |
| 登録・認定 | 新事業開拓事業者認定制度 | 15 |
| その他 | （地独）鳥取県産業技術センター利用料減免 | 16 |

3. 雇用・人材について考えたい

| | | |
|-----|---------------------------|----|
| 補助金 | 採用試験を受験する学生の交通費支援補助金 | 17 |
| | 支え愛就労環境整備補助金 | 18 |
| | 女性活躍に取り組む企業支援補助金 | 19 |
| | 中小企業の求人情報発信支援事業補助金 | 20 |
| | 鳥取県テレワーク等導入企業支援補助金 | 21 |
| | 鳥取県ビジネス人材副業・兼業活用補助金 | 22 |
| | 鳥取県プロフェッショナル人材企業見学等交通費助成金 | 23 |
| | 鳥取県就職氷河期世代活躍支援事業 | 24 |
| | 鳥取県特例子会社設立等助成金 | 25 |
| | 鳥取県未来人材育成奨学金支援助成金 | 26 |
| | 賃金アップ環境整備応援補助金 | 27 |
| 融資 | 鳥取県育児・介護休業者生活資金融資制度 | 28 |

| | | |
|--------------|---|----|
| 専門家派遣 | 介護等支援コーディネーター派遣制度 | 29 |
| | 雇用シェア（在籍型出向）支援 | 30 |
| | 働きやすい職場づくり・人材活用のための専門家派遣制度 | 31 |
| 窓口 | 「リスキリング推進企業」拡大強化事業 | 32 |
| | 鳥取県技術人材バンク | 33 |
| | 鳥取県中小企業労働相談所「みなくる」 | 34 |
| | 鳥取県立ハローワーク | 35 |
| | 労働者協同組合の普及啓発・相談対応（多様な雇用機会創出促進事業） | 36 |
| 登録・認定 | 鳥取県男女共同参画推進企業認定制度 | 37 |
| | 鳥取県輝く女性活躍パワーアップ企業登録制度 | 38 |
| | 鳥取県輝く女性活躍スタートアップ企業登録制度 | 39 |
| | イクボス・ファミボス宣言企業の登録 | 40 |
| | 鳥取県で週1副社長 | 41 |
| その他 | 外国人材から選ばれる鳥取県環境整備事業 | 42 |
| | 「ふるさと来LOVEとっとり」県内企業の魅力発信・就業体験（インターンシップ）支援事業 | 43 |
| | とっとりビジネス人材・求人紹介サイト | 44 |
| | 企業のファミリーサポート休暇等取得促進奨励金 | 45 |
| | 在職者向け職業訓練 | 46 |
| | 在職者向け職業訓練（デジタル分野） | 47 |
| | 障がい者就労・職場定着支援強化事業 | 48 |
| | 職業訓練手当 | 49 |
| | 職業訓練生託児支援事業 | 50 |
| | 新型コロナウイルス・物価高騰対応雇用安定支援金 | 51 |
| | 地域活性化雇用創造プロジェクト事業 | 52 |
| | 地域活性化雇用創造プロジェクト事業（地域雇用再生コース） | 53 |
| | 鳥取県労働移動受入奨励金 | 54 |

4. 経営状況について考えたい

| | | |
|------------|--|----|
| 補助金 | 産業未来共創補助金（成長・規模拡大型） | 55 |
| | 産業未来共創補助金（一般投資型） | 56 |
| | 先端的デジタル活用企業立地促進補助金 | 57 |
| | 企業分散立地支援補助金 | 58 |
| | 鳥取県産業未来共創事業〈新たな企業価値創造型〉の認定及び補助金による支援 | 59 |
| | 鳥取県産業未来共創事業〈事業承継促進型〉の認定及び補助金による支援 | 60 |
| | 鳥取県産業未来共創事業〈生産性向上・新技術導入推進型〉の認定及び補助金による支援 | 61 |
| | 鳥取県産業未来共創事業〈経営革新型〉の認定及び補助金による支援 | 62 |
| | 鳥取県産業未来共創条例認定事業者貨物誘致支援事業 | 63 |

| | | |
|--------------|---------------------------|----|
| | 県内事業者連携による生活店舗対策特別支援事業 | 64 |
| | 特別高圧電力料金高騰対策支援事業 | 65 |
| | 新しい生活様式における輸出促進活動支援事業費補助金 | 66 |
| | とっとり先駆型ラボ誘致・育成補助金 | 67 |
| | 鳥取県境港コンテナ物流ルート転換支援事業費補助金 | 68 |
| | 境港発着混載輸送サービス事業費補助金 | 69 |
| | 境港利用促進支援事業 | 70 |
| | 循環経済モデル構築支援補助金 | 71 |
| | 鳥取県サイバーセキュリティ体制構築支援補助金 | 72 |
| | 鳥取県衛生管理構築支援補助金 | 73 |
| | 鳥取県中小企業リスク対策強化補助金 | 74 |
| 専門家派遣 | とっとりSDGs経営強化専門家派遣 | 75 |
| | 鳥取県震災等対策アドバイザー派遣事業 | 76 |
| 窓口 | とっとりBCPサポートセンター | 77 |
| 登録・認定 | 鳥取県グリーン商品認定制度 | 78 |
| その他 | とっとり企業支援ネットワーク | 79 |

5. 新しい顧客をみつけない

| | | |
|--------------|---|----|
| 補助金 | 「食パラダイス鳥取県」づくり支援交付金 | 80 |
| | 「食パラダイス鳥取県」マーク活用支援事業 | 81 |
| | 「食パラダイス鳥取県」多様な食でおもてなし推進事業 | 82 |
| | おいしい鳥取PR推進事業費補助金 | 83 |
| | ふるさと産業支援事業補助金 | 84 |
| | 海外ビジネス支援補助金 | 85 |
| | 海外プロモーション動画作成支援補助金 | 86 |
| | 学校や地域と連携した地産地消率向上支援事業 | 87 |
| | 地域資源活用・農商工連携促進事業 | 88 |
| | 鳥取県食品産業の輸出向けH A C C P 等対応施設整備緊急対策事業費補助金 | 89 |
| | 伝統産業（酒類等）情報発信強化支援事業補助金 | 90 |
| | 物産展・県フェア及び見本市への出展支援 | 91 |
| | もうかる6次化・農商工連携支援事業（農商工連携型） | 92 |
| 専門家派遣 | 海外展開専門的サポート事業補助金 | 93 |
| 登録・認定 | 「食パラダイス鳥取県」アンバサダー制度 | 94 |
| | とっとり県産品「鳥取物がたり」登録制度 | 95 |
| | トライアル発注推進事業 | 96 |
| | 鳥取県ふるさと認証食品制度 | 97 |

| | | |
|------------|---|-----|
| その他 | 海外販路開拓活動同行支援事業 | 98 |
| | 食パラダイス鳥取県「特産品コンクール」 | 99 |
| | 令和5年度BSSラジオ番組「食パラダイス鳥取県 探検隊が行く！」出演者募集要領 | 100 |

6. 融資を受けたい

| | | |
|-----------|-----------------|-----|
| 融資 | 産業未来共創資金（大型投資） | 101 |
| | 企業自立化支援資金 | 102 |
| | 経営安定支援借換資金 | 103 |
| | 経営安定事業継続支援資金 | 104 |
| | 経営再生円滑化借換特別資金 | 105 |
| | 経営体質強化資金 | 106 |
| | 再生支援資金 | 107 |
| | 災害対応力強化資金 | 108 |
| | 災害等緊急対策資金 | 109 |
| | 事業承継支援資金 | 110 |
| | 取引安定化対策資金 | 111 |
| | 小規模事業者融資 | 112 |
| | 新規需要開拓設備資金 | 113 |
| | 新事業展開資金（海外展開貸付） | 114 |
| | 新事業展開資金（経営革新貸付） | 115 |
| | 創業支援資金 | 116 |
| | 地域経済変動対策資金 | 117 |
| | 中小企業小口融資 | 118 |
| | 働き方改革応援資金 | 119 |
| | 流動資産担保融資 | 120 |
| | バイオ産業支援資金 | 121 |

■市町村の支援施策

※県と市町村で協調して実施する融資制度があります。詳しくはP101～121をご覧ください。

| | | |
|------------|---------------------------------------|-----|
| 鳥取市 | まちなか振興ビジネス活性化支援事業（鳥取県との連携事業） | 122 |
| | 鳥取市まちなか・コミュニティビジネス支援事業 | 123 |
| | 大型空き店舗対策事業 | 124 |
| | 鳥取市企業立地促進補助金 | 125 |
| | 鳥取市情報通信関連企業立地促進補助金 | 126 |
| | 鳥取市食品加工産業育成事業 | 127 |
| | オフィス移転・新設支援事業補助金 | 128 |
| | とっとりまちづくりファンド 鳥取市まちづくり融資～リノベーション創業型～ | 129 |
| | ふるさと産業規模拡大等事業費補助金 | 130 |
| | 事業承継推進事業 | 131 |
| | 小規模事業者経営改善資金利子補助金 | 132 |
| | 第三者承継支援補助金 | 133 |
| | 中小企業等奨学金返済支援事業 | 134 |
| | 企業自立サポート融資（制度融資） | 135 |
| 米子市 | 産学官・医工連携しごとの種（シーズ）づくり支援事業補助金 | 136 |
| | 米子市企業立地促進補助金 | 137 |
| | 【米子市・境港市】中海・宍道湖・大山圏域市長会 海外商談会参加等支援補助金 | 138 |
| | 小規模事業者経営改善資金利子補給補助金 | 139 |
| | 台湾台北市販路開拓支援補助金 | 140 |
| | 米子市情報通信及び事務管理関連企業立地促進補助金 | 141 |
| | 企業自立サポート融資（制度融資） | 142 |
| | よなご住んで楽しいまちづくりファンド | 143 |
| | 地域総合整備資金（ふるさと融資） | 144 |
| | 【米子市・境港市】中海・宍道湖・大山圏域ものづくり.net事業 | 145 |
| | 【米子市・境港市】中海圏域就業連携事業 | 146 |
| | 米子市企業立地促進課税免除制度 | 147 |
| 倉吉市 | 倉吉市企業立地促進補助金 | 148 |
| | 倉吉市商品等販路開拓支援事業 | 149 |
| | 就職説明会等参加・開催補助金 | 150 |
| | 移住就職者家賃支援補助金 | 151 |
| | インターンシップ参加支援助成金 | 152 |
| | 経営者チャレンジアップ支援事業費補助金 | 153 |
| | I J Uターン就職者奨学金返還支援助成金 | 154 |
| | 企業自立サポート融資（制度融資） | 155 |
| | 倉吉市短期融資 | 156 |

| | | |
|-------------|-----------------------------|-----|
| | チャレンジショップあきない塾 | 157 |
| 境港市 | 境港市企業立地の促進及び雇用の拡大に関する条例 | 158 |
| | 境港市企業立地促進補助金 | 159 |
| | 境港市工場立地促進補助金 | 160 |
| | 境港市夕日ヶ丘地区小売業立地促進補助金 | 161 |
| | 境港市創業支援補助金 | 162 |
| | 企業自立サポート融資（制度融資） | 163 |
| | 季節金融対策資金 | 164 |
| | 地域総合整備資金（ふるさと融資） | 165 |
| | 小規模事業者経営改善資金（マル経資金）利子補給補助金 | 166 |
| | 生活衛生関係営業経営改善資金（衛経資金）利子補給補助金 | 167 |
| | 国内商談会等参加支援補助金 | 168 |
| | 事業承継支援補助金 | 169 |
| 岩美町 | がんばる商工業者総合支援事業補助金 | 170 |
| | 岩美町ふるさと就職支援事業費補助金 | 171 |
| | 岩美町企業立地促進補助金 | 172 |
| | 岩美町小規模事業者経営改善資金利子補給補助金 | 173 |
| | 岩美町過疎地域における固定資産税の課税免除 | 174 |
| | 岩美町工場等設置奨励条例 | 175 |
| 八頭町 | 「出る杭を伸ばす」事業者応援補助金 | 176 |
| | 過疎地域における固定資産税の課税免除 | 177 |
| | 八頭町企業立地促進条例 | 178 |
| 若桜町 | 若桜町企業立地促進補助金 | 179 |
| | 若桜町創業支援補助金 | 180 |
| | 若桜町小規模事業者経営改善資金利子補給補助金 | 181 |
| | 過疎地域における固定資産税の課税免除 | 182 |
| 智頭町 | 智頭町企業立地促進補助金交付要綱 | 183 |
| | 智頭町中小企業信用保証料補助金 | 184 |
| | 智頭町過疎地域における固定資産税の課税免除 | 185 |
| 湯梨浜町 | チャレンジショップ支援奨励金 | 186 |
| | 企業拡充奨励金 | 187 |
| | 企業立地促進奨励金 | 188 |
| | 雇用促進奨励金 | 189 |
| | 小規模事業者経営改善資金（マル経融資）利子補給補助金 | 190 |
| | 中小企業小口融資利子補給補助金・小口融資保証料補助金 | 191 |
| | 創業・販路開拓支援補助金 | 192 |

| | | |
|-------------|-------------------------------|-----|
| | 未利用の土地・建物情報 | 193 |
| 三朝町 | 三朝町創業支援補助金 | 194 |
| | 三朝町工場設置奨励金 | 195 |
| | 三朝町小規模事業者経営改善資金利子補給補助金 | 196 |
| | 三朝町店舗改装等支援事業補助金 | 197 |
| | 三朝町新事業チャレンジ応援補助金 | 198 |
| 北栄町 | 北栄町創業支援事業補助金 | 199 |
| | 北栄町由良宿まちづくり活性化支援事業補助金 | 200 |
| | 北栄町小規模事業者経営改善資金等利子補給補助金 | 201 |
| | 北栄町ふるさと就職応援事業 | 202 |
| | 北栄町企業立地及び雇用促進条例 | 203 |
| | 空き工場・空地情報 | 204 |
| 琴浦町 | 琴浦町新事業展開・販路開拓等支援補助金 | 205 |
| | 琴浦でスタート！応援補助金 | 206 |
| | 琴浦町小規模事業者経営改善資金利子補給金制度 | 207 |
| | 琴浦町中小企業イメージアップ推進事業補助金 | 208 |
| | 過疎地域における事業用資産の取得に係る固定資産税の課税免除 | 209 |
| | 琴浦町産業振興に係る固定資産税の減免措置 | 210 |
| 日吉津村 | 新規創業支援事業 | 211 |
| | 日吉津村小規模事業者経営改善資金利子補給補助金 | 212 |
| 大山町 | 大山町空き施設活用創業等支援事業補助金 | 213 |
| 南部町 | 南部町ビジネスチャレンジ応援補助金 | 214 |
| | 南部町小規模事業者経営改善資金融資利子補給金 | 215 |
| | 南部町工場設置奨励条例 | 216 |
| | 南部町地域経済変動対策資金利子補助金 | 217 |
| | 南部町新型コロナウイルス感染症対策資金利子補助金 | 218 |
| 伯耆町 | 伯耆町企業等立地促進奨励金 | 219 |
| | 伯耆町小規模事業者経営改善資金利子補給補助金 | 220 |
| | 本気で頑張る産業支援事業（リノベーション事業補助金） | 221 |
| | 本気で頑張る産業支援事業（競争力強化支援事業補助金） | 222 |
| | 本気で頑張る産業支援事業（国・県等制度利用支援事業補助金） | 223 |
| | 本気で頑張る産業支援事業（市場開拓支援事業補助金） | 224 |
| | 本気で頑張る産業支援事業（人材育成支援事業補助金） | 225 |
| | 本気で頑張る産業支援事業（特産品等開発支援事業補助金） | 226 |
| 日南町 | 日南町チャレンジ企業支援事業（起業・事業承継支援） | 227 |

| | | |
|------------|---------------------------------|-----|
| | 日南町チャレンジ企業支援事業（異業種参入支援） | 228 |
| | 日南町チャレンジ企業支援事業（新製品開発支援） | 229 |
| | 日南町チャレンジ企業支援事業（経営改善支援） | 230 |
| | 日南町チャレンジ企業支援事業（事業承継経営強化支援） | 231 |
| | 日南町チャレンジ企業支援事業（法改正支援） | 232 |
| | 日南町チャレンジ企業支援事業（副業・兼業人材活用支援） | 233 |
| | 日南町チャレンジ企業支援事業（観光・インバウンド対策支援事業） | 234 |
| | 日南町社員住宅改修費補助金 | 235 |
| | 日南町小規模事業者経営改善資金利子補給金 | 236 |
| | 日南町企業立地奨励条例 | 237 |
| 日野町 | 日野町商品力魅力アップ支援事業 | 238 |
| | 日野町小規模事業者経営改善資金利子補給金 | 239 |
| | 日野町創業等支援事業補助金（起業支援・異業種参入） | 240 |
| | 工場等の新增設を奨励 | 241 |
| 江府町 | 江府町チャレンジ支援事業補助金 | 242 |
| | 小規模事業者経営改善資金融資利子補給 | 243 |
| | 江府町工場設置奨励条例 | 244 |

■ 各種支援機関紹介

| | | |
|--|--------------|-----|
| | 鳥取商工会議所 | 245 |
| | 米子商工会議所 | 247 |
| | 倉吉商工会議所 | 248 |
| | 境港商工会議所 | 249 |
| | 鳥取県商工会連合会 | 251 |
| | 鳥取県中小企業団体中央会 | 253 |
| | 鳥取県信用保証協会 | 255 |
| | 鳥取県産業技術センター | 257 |
| | 鳥取県産業振興機構 | 260 |
| | 鳥取大学 | 262 |

■ 問合せ先・相談窓口

| | | |
|--|-------------|-----|
| | 問合せ先・相談窓口一覧 | 264 |
|--|-------------|-----|

※ 申請に当たり、他の補助金用の添付書類を転用できる場合があります。事前にご相談ください。

名称

鳥取県市場参入支援事業補助金

施策概要

クラウドファンディングの活用等を支援することにより、トライアル発注対象製品等の早期市場獲得及び県内発の製品・特色のある技術等の販路開拓に資することを目的に交付する。

| 補助事業 | 補助対象経費 | 補助率 | 補助金 上限額 | 補助対象期間 |
|---------------------------------------|---|------|------------|---------------------------------------|
| (1)クラウドファンディング 活用事業 | クラウドファンディング仲介 事業者を支払う費用等 | 2分の1 | 200千円 | 交付決定日から 交付決定日の属 する年度の3月 末日まで |
| (2)クラウドファンディング サイト作成代行サービ ス活用事業 | クラウドファンディングサイト の作成代行 サービスに係 る費用等 | | 150千円 | |

問合せ先

産業未来創造課
TEL:0857-26-7690
FAX:0857-26-8117

詳しくはこちら

<https://www.pref.tottori.lg.jp/sangyoumirai/>

※ 申請に当たり、他の補助金用の添付書類を転用できる場合があります。事前にご相談ください。

名称

起業創業トライ補助金

施策概要

県内で革新的な事業を起こす方に対して、起業前後一定期間に要する経費について補助金を交付します。

| 区分 | 内容 |
|--------|---|
| 補助率 | 補助対象経費の1/2以内 |
| 補助対象経費 | 創業前後に要する次に該当する経費(交付決定以降に支出されたものに限る) 旅費、人件費、事務所等貸借料、保険料、事務機器等購入費、人材育成費、 広告宣伝費、法人設立関係費、委託料、原材料費、産業財産権等導入費 等 |
| 補助金額 | 上限300万円 |
| 補助期間 | 最長24カ月 |

※審査会にて採択事業を決定します。詳しい公募情報等は以下の関連サイトをご覧ください。

問合せ先

産業未来創造課
TEL:0857-26-7246
FAX:0857-26-8117

詳しくはこちら

<https://www.pref.tottori.lg.jp/277668.htm>

※ 申請に当たり、他の補助金用の添付書類を転用できる場合があります。事前にご相談ください。

名称

地域課題解決型起業支援補助金

施策概要

県内で地域課題の解決(中山間振興や地域資源活用など)に取り組む起業家による事業を支援します。

| 区分 | 内容 |
|--------|---|
| 補助率 | 補助対象経費の1/2以内 |
| 補助対象事業 | 地域課題解決(地域資源活用、中山間振興等)に資する事業 |
| 補助対象経費 | 次に該当する経費(交付決定以降に支出されたものに限る) 人件費、設備費、原材料費、借料、謝金、旅費、委託費等 |
| 補助金額 | 上限200万円 |
| 補助期間 | 交付決定日から3月1日まで |

※審査会にて採択事業を決定します。詳しい公募情報等は以下の関連サイトをご覧ください。

問合せ先

産業未来創造課
TEL:0857-26-7246
FAX:0857-26-8117

詳しくはこちら

<https://www.pref.tottori.lg.jp/269488.htm>

※ 申請に当たり、他の補助金用の添付書類を転用できる場合があります。事前にご相談ください。

名称

鳥取県事業承継支援補助金(移定住・創業者支援タイプ)

施策概要

移定住者や創業者の事業承継に際し必要な初期投資を支援する。

| | |
|----------|------------------------------|
| | 移定住・創業承継初期投資補助 |
| 対象事業 | 移定住者・創業者が事業承継に際し必要な初期投資を行う事業 |
| 対象経費 | 設備投資、外装・内装工事、機械装置・備品調達 |
| 補助率・補助金額 | 2分の1 上限2,000千円 |
| 実施期間 | 最長12か月 |

問合せ先

企業支援課
TEL:0857-26-7243
FAX:0857-26-8117

詳しくはこちら

<https://www.pref.tottori.lg.jp/273822.htm>

※ 申請に当たり、他の補助金用の添付書類を転用できる場合があります。事前にご相談ください。

名称

設立・開業一年後支援金

施策概要

「創業支援資金」または「新創業融資」(*)を活用する方に、融資開始から一年後に定額支援金を支給します。

※「新規開業資金(女性、若者/シニア起業家支援関連)」の利用者である方のみ対象

●「創業支援資金」、「新創業融資」(*)を活用される方に定額支援金を支給します。

支援金の支給額は、以下のとおりとする。

| 融資制度の区分 | 事業者の区分 | |
|-----------|--------|-------|
| | 法人 | 個人 |
| 創業支援資金 | 250千円 | 150千円 |
| 日本公庫新創業融資 | 100千円 | 50千円 |

※創業支援資金及び日本公庫新創業融資を複数融資を受けた者は、創業支援資金の区分で支給する。

<募集と申請時期>

- ・随時募集
- ・対象融資の総額が2,000千円以上となった日の1年後の同日から起算して6か月が経過する日までの間に行うものとする。

問合せ先

産業未来創造課
TEL:0857-26-7690
FAX:0857-26-8117

詳しくはこちら

<https://www.pref.tottori.lg.jp/99747.htm>

※ 申請に当たり、他の補助金用の添付書類を転用できる場合があります。事前にご相談ください。

名称

新型コロナ・円安・物価高騰対策支援補助金

施策概要

新型コロナウイルス感染症、円安、エネルギーや原材料等の価格高騰に伴う厳しい経営環境の中で経営上の影響を受けた中小企業者等が事業を継続・回復し、持続的に発展させるための前向きな取組を支援する。

○概要

| 補助対象事業 | コロナ禍、円安、エネルギーや原材料等の物価高騰対策としての前向きな取組であり、以下のいずれかに該当する事業 ①省エネ投資 ②高効率・高収益化に向けた取組 ③新商品開発・事業転換への取組 ④需要確保・販路開拓の取組 等 | | | | | | | | | | | | | | | |
|--------------------|---|-----|-----|--------------------|----------------------------|----------------|----------------------------|------------------|---|-----------------|---|------|------------|--------|--|--|
| 補助対象経費 | <table border="1"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>費 目</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>省エネ施設改修・設備投資に要する経費</td> <td>機械器具費、システム導入費、施設改修費、調査・指導費</td> </tr> <tr> <td>高効率・高収益化に要する経費</td> <td>機械器具費、システム導入費、施設改修費、調査・指導費</td> </tr> <tr> <td>商品開発費・事業転換に要する経費</td> <td>マーケティング戦略費、機械器具費、原材料費、技術指導費、外注費、開発・事業転換費、産業財産権導入費、人材育成費</td> </tr> <tr> <td>需要確保・販路開拓に要する経費</td> <td>マーケティング戦略費、会場整備費、保険料、通訳翻訳料、出店登録料、営業代行料、広告宣伝費、人材育成費、需要確保・販路開拓費</td> </tr> <tr> <td>共通経費</td> <td>旅費交通費、会場借料</td> </tr> <tr> <td>その他の費用</td> <td>その他、補助事業として新たな取組の実施に直接必要となる経費で県が必要と認めるもの</td> </tr> </tbody> </table> | 区 分 | 費 目 | 省エネ施設改修・設備投資に要する経費 | 機械器具費、システム導入費、施設改修費、調査・指導費 | 高効率・高収益化に要する経費 | 機械器具費、システム導入費、施設改修費、調査・指導費 | 商品開発費・事業転換に要する経費 | マーケティング戦略費、機械器具費、原材料費、技術指導費、外注費、開発・事業転換費、産業財産権導入費、人材育成費 | 需要確保・販路開拓に要する経費 | マーケティング戦略費、会場整備費、保険料、通訳翻訳料、出店登録料、営業代行料、広告宣伝費、人材育成費、需要確保・販路開拓費 | 共通経費 | 旅費交通費、会場借料 | その他の費用 | その他、補助事業として新たな取組の実施に直接必要となる経費で県が必要と認めるもの | |
| 区 分 | 費 目 | | | | | | | | | | | | | | | |
| 省エネ施設改修・設備投資に要する経費 | 機械器具費、システム導入費、施設改修費、調査・指導費 | | | | | | | | | | | | | | | |
| 高効率・高収益化に要する経費 | 機械器具費、システム導入費、施設改修費、調査・指導費 | | | | | | | | | | | | | | | |
| 商品開発費・事業転換に要する経費 | マーケティング戦略費、機械器具費、原材料費、技術指導費、外注費、開発・事業転換費、産業財産権導入費、人材育成費 | | | | | | | | | | | | | | | |
| 需要確保・販路開拓に要する経費 | マーケティング戦略費、会場整備費、保険料、通訳翻訳料、出店登録料、営業代行料、広告宣伝費、人材育成費、需要確保・販路開拓費 | | | | | | | | | | | | | | | |
| 共通経費 | 旅費交通費、会場借料 | | | | | | | | | | | | | | | |
| その他の費用 | その他、補助事業として新たな取組の実施に直接必要となる経費で県が必要と認めるもの | | | | | | | | | | | | | | | |
| 補助対象期間 | 令和5年6月14日から令和5年12月31日まで | | | | | | | | | | | | | | | |

○補助率、補助上限額等

| | |
|-----|---|
| 補助率 | 1/2 (利益回復特別枠(※)の場合、2/3) |
| 補助額 | 下限額15万円、上限額150万円 (利益回復特別枠の場合、下限額20万円、上限額200万円) |

※利益回復特別枠: 売上10%以上減少で売上総利益(粗利)30%以上減少

○受付期間(四次募集)

令和5年7月10日(月)から9月30日(土)

問合せ先

商工政策課
 TEL: 0857-26-7855
 FAX: 0857-26-7970

詳しくはこちら

<https://www.pref.tottori.lg.jp/309995.htm>

※ 申請に当たり、他の補助金用の添付書類を転用できる場合があります。事前にご相談ください。

名称

産業未来共創研究開発補助金

施策概要

企業の新分野進出や技術革新を促進し、本県の未来を支える新産業を創造するため、企業等の研究開発の取組を幅広く支援します。

| 区分 | 調査支援型 | 研究開発支援型 | 技術革新型 | 未来挑戦型 |
|-----------|---|---|---|--|
| 補助事業の対象分野 | ○幅広い業種の県内企業等の調査研究開発を支援します。 (対象分野) 「次世代デバイス」、「バイオ・食品」、「健康・福祉サービス」、「まちなかビジネス」、「コミュニティビジネス」、「観光ビジネス」、「農林水産資源ビジネス」、「次世代サービス」等の幅広い事業分野が対象。 | | ○エコカー分野 ○デジタル先端技術分野 ○医療機器開発分野 | ○宇宙産業分野 ○GX(グリーントランスフォーメーション)分野 |
| 事業内容 | 新製品の開発、新サービスの提供、異業種への進出などの新たな取組に先立つ市場調査等の基礎的な調査段階の事業 | 市場規模・ニーズの把握など基礎的な調査を終え、製品化・事業化に向けてより具体化・深化させるための研究開発が必要な段階の事業 | EV等の次世代自動車(エコカー)、最先端のデジタル技術、医療機器開発への挑戦等、今後の成長が見込まれる分野で研究開発が必要な段階の事業 | 本県の未来を創る分野として産業未来創造研究会で推進している宇宙産業、水素技術等グリーントランスフォーメーション等、先端的かつ事業化へのハードルが高い分野で研究開発が必要な段階の事業 |
| 補助対象者 | 県内に事業所等を有し、県内で事業を実施する中小企業者・グループ | | | 県内に事業所等を有する企業、又は補助事業の実施によって県内に事業所等を新たに設置することが見込まれる企業、及びグループ |
| 補助対象経費 | 原材料費、ソフトウェア開発環境使用料、機器・設備使用料、委託費、共同研究費、外部専門家受入経費など | 原材料費、ソフトウェア開発環境使用料、機器・設備使用料、委託費、共同研究費、外部専門家受入経費、減価償却費、直接人件費、産業財産権導入費、機器・設備・ソフトウェアの購入費など | 原材料費、ソフトウェア開発環境使用料、機器・設備使用料、委託費、共同研究費、外部専門家受入経費、減価償却費、直接人件費、産業財産権導入費、機器・設備・ソフトウェアの購入費など | |
| 補助率 | 2/3以内 | 1/2以内 | 1/2以内 | 2/3以内 |
| 補助金額(上限) | 100万円 | 500万円 | 500万円 ※複数事業者が連携する場合1000万円 | 500万円 ※複数事業者が連携する場合1000万円 |
| 事業期間 | 最長 12か月 | 最長 24か月 | 最長 24か月 | 最長 24か月 |

※詳細については、補助金交付要綱制定後、産業未来創造課のホームページ等で公開します。

問合せ先

産業未来創造課
TEL:0857-26-7564
FAX:0857-26-8117

詳しくはこちら

<https://www.pref.tottori.lg.jp/sangyoumirai/>

※ 申請に当たり、他の補助金用の添付書類を転用できる場合があります。事前にご相談ください。

名称

中小企業外国出願支援事業補助金

施策概要

中小企業者の戦略的な知的財産の国際出願に係る費用の一部を補助します。

【制度概要】鳥取県中小企業外国出願支援事業補助金について

| 区分 | 内容 |
|----------|---|
| 対象事業 | 中小企業者における戦略的な知的財産の国際出願 (PCT特許出願、マド・プロ商標出願に限る ※) |
| 要件 | 外国を含め知的財産を戦略的に活用し、経営の向上を目指す意欲があり、助成を希望する出願に関し、外国で特許権等が成立した場合等に、当該権利を活用した事業展開を計画していること。 |
| 補助対象者 | 県内に本社・事務所、工場等を有する中小企業者 |
| 補助対象経費 | ①PCT特許出願手数料 (国際出願手数料、調査手数料、送付手数料、優先権証明費用等) ②マド・プロ商標出願手数料(登録出願手数料、事後指定手数料等) ③国内代理人費用(日本国特許庁へ出願するために要した代理人費用) ④翻訳費用 |
| 補助率 | 1/2以内 |
| 補助金額(上限) | 30万円/1出願 |

※「PCT特許出願」、「マド・プロ商標出願」以外の国際出願に関する補助金についても、別途募集します。詳しくは下記問合せ先へお問い合わせください。

【参考:事業実施機関】鳥取県知的所有権センターについて

(一社)鳥取県発明協会と(公財)鳥取県産業振興機構で構成される「鳥取県知的所有権センター」では、県東部(鳥取市)・西部(米子市)の2拠点で知的財産に関する様々なご相談対応、セミナー、ビジネスマッチング等を実施しております。まずは、お気軽に窓口までご連絡ください。

<問合せ先>

(一社)鳥取県発明協会 TEL:0857-52-6728 FAX:0857-52-6674(東部)

TEL:0859-36-8300 FAX:0859-36-8301(西部)

(公財)鳥取県産業振興機構 TEL:0857-52-6722 FAX:0857-52-6674

問合せ先

(公財)鳥取県産業振興機構 TEL:0857-52-6722 FAX:0857-52-6674
事業実施は(公財)鳥取県産業振興機構(鳥取県知的所有権センター)

詳しくはこちら

<https://tottorichizai.com/>

※ 申請に当たり、他の補助金用の添付書類を転用できる場合があります。事前にご相談ください。

名称

鳥取県先端ICT利活用新規市場挑戦支援補助金

施策概要

先端ICT技術を活用して、地域の枠を超えて全国市場参入に挑戦することで県内企業のICT技術向上にもつながる本県発のシステム・サービスの開発を支援します。

| | |
|--------|--|
| 補助金額 | 1,000万円以内 |
| 補助率 | 補助対象経費の1/2 |
| 事業実施期間 | 最長24か月 |
| 補助対象経費 | 補助事業に係る以下の経費 ・直接人件費 ・ソフトウェア開発環境使用料及び購入費 (取得金額30万円未満のものに限る。) ・委託費(全体の50パーセント以下) ・機械装置、工具器具費 ・減価償却費 ・外部専門家受入経費 ・その他補助事業遂行のために要すると県が認める経費 |
| 募集方法 | 年1回公募(募集期間等はホームページ等で案内します。) |

問合せ先

産業未来創造課
TEL:0857-26-7690
FAX:0857-26-8117

詳しくはこちら

<http://www.pref.tottori.lg.jp/257689.htm>

※ 申請に当たり、他の補助金用の添付書類を転用できる場合があります。事前にご相談ください。

名称

とっとりバイオフロンティア施設利用料補助金

施策概要

鳥取県が認定した事業者の「とっとりバイオフロンティア」施設利用料(借室料)の一部を助成します。

○補助率:1/2

○補助期間:最大36ヶ月

■とっとりバイオフロンティア 施設外観



■施設内3階フロアにある貸し研究室



問合せ先

産業未来創造課
TEL:0857-26-7690
FAX:0857-26-8117

詳しくはこちら

<https://www.pref.tottori.lg.jp/152318.htm>

※ 申請に当たり、他の補助金用の添付書類を転用できる場合があります。事前にご相談ください。

名称

鳥取県海外展開牽引企業創出補助金

施策概要

昨今のコロナ禍収束に伴う世界的な消費回復に向けた動き等を商機と捉え、国際経済情勢や為替の変動にも対応しながら海外需要獲得を行う鳥取県内に本社又は主たる事業所を有する中小企業者を支援することにより、当該中小企業者が海外需要獲得の牽引役となり地域経済の活性化に資することを目的とする。

■補助対象事業

①県内商社型外需獲得事業

県内中小企業者が県内企業5社以上の商材をとりまとめて、対象地域において需要獲得に取り組む任意の事業

②プロジェクト連携型外需獲得事業

県内中小企業者が他の企業や研究機関、商社等と連携したプロジェクトにより、対象地域において需要獲得に取り組む任意の事業

■対象地域

TPP11協定、日EU・EPA、RCEP協定及びIPEFの対象地域、英国、香港、台湾

■補助率

①県内商社型外需獲得事業

2/3(上限額1,000千円)

※県内港湾を利用して輸出する場合 2/3(上限額2,000千円)

②プロジェクト連携型外需獲得事業

2/3(上限額2,000千円)

※ただし、旅費交通費に係るものは1/2(上限額1,000千円)

■対象経費

①県内商社型外需獲得事業

輸送・荷役費、海外販路開拓マーケティング費、専門家謝金、旅費交通費、商談会等開催・出展費、各種認証取得費、感染症対策費、通訳・翻訳費

②プロジェクト連携型外需獲得事業

海外販路開拓マーケティング費、専門家謝金、旅費交通費、商談会等開催・出展費、各種認証取得費、感染症対策費、通訳・翻訳費、サンプル輸送費

問合せ先

通商物流課 通商・物流担当 電話:0857-26-7661

詳しくはこちら

※ 申請に当たり、他の補助金用の添付書類を転用できる場合があります。事前にご相談ください。

名称

ホワイト物流推進事業補助金

施策概要

「物流の2024年問題」の解決に向けて、「ホワイト物流推進運動」の普及を通じた持続可能な物流機能の構築を図るため、啓発事業や荷主や運送事業者が実施する物流効率化の取組みを支援します。

○ホワイト物流ミニマルチャレンジ補助金

| | |
|------------|--|
| 補助対象事業 | ホワイト物流の推進に向けた、新規の初動的、試験的な物流改善に関する事業。 |
| 補助対象経費 | 物流効率化・省力化できる先端的な物流実現のため、先端設備・機器等の初動的、試験的な導入に対する経費。 |
| 補助対象者 | 県内に事業所を有する物流事業者(※)、荷主企業等又はそれらで構成されるグループ |
| 補助率及び補助限度額 | 1/2補助、上限50万円 |

○ホワイトな物流環境構築推進補助金

| | |
|------------|--|
| 補助対象事業 | 荷主や運送事業者が「ホワイト物流宣言」を行い、物流効率化や荷主と運送事業者との運送契約見直し等に資する取組を行った場合に補助金を交付する。 ◆ 補助対象事業の例 ・配車システム導入等によるデジタル化による物流効率化 ・荷役時間短縮のための出荷レーンの複線化や倉庫の改修 ・鉄道・船舶へのモーダルシフト(輸送手段の転換)等 |
| 補助対象経費 | 国が定める「ホワイト物流推進運動」への賛同表明を行い、ホワイト物流推進運動推奨項目Aに掲げられた項目のうち物流効率化に資する取組に係る経費。 |
| 補助対象者 | 県内に事業所を有する物流事業者(※)、荷主企業等又はそれらで構成されるグループ |
| 補助率及び補助限度額 | 1/2補助、上限500万円 ※運送事業者と荷主企業が共同で行う場合は、補助限度額1,000万円とし、併せて、運送事業者と荷主が推奨項目Bのうち燃油サーチャージ(特別付加運賃)の導入、または、運賃と付帯作業の別建て契約を行った場合は、補助率を2/3に引き上げる。 |

※貨物自動車運送事業者、貨物利用運送事業者、鉄道事業者、航空運送事業者、海上運送事業者、港湾運送事業者、倉庫事業者又はこん包事業者(グループで事業実施する場合は、代表企業1社を補助事業者(申請者)としてください。)

■募集期間

令和5年7月10日(月)～令和5年12月28日(木)(予算上限に達するまで)

問合せ先

通商物流課
TEL:0857-26-7850
FAX:0857-26-8117

詳しくはこちら

<https://www.pref.tottori.lg.jp/311552.htm>

※ 申請に当たり、他の補助金用の添付書類を転用できる場合があります。事前にご相談ください。

名称

鳥取県SDGs経営促進補助金

施策概要

SDGs経営の推進に向け、とっとりSDGs企業認証の取得事業者等を対象に、調査やマーケティング、試作・デザインなどの取組を補助金により支援するとともに、「企業版ふるさと納税」の制度を活用し、県内企業のSDGsを推進する事業に共感していただいた寄附を奨励金として補助事業者に支給する。

(補助金の概要)

| | |
|------|---|
| 対象者 | とっとりSDGs企業認証取得事業者(認証支援事業者含む) |
| 対象経費 | とっとりSDGs企業認証の申請内容に位置づけられた各種取組目標の実現に要する経費 (調査、試作、デザイン、アイデア実証など調査・開発段階におけるものを対象) |
| 補助率等 | 補助率 1/2、上限1,000千円(事業費上限200万円) ※奨励金と合わせて、最大で2,000千円・企業負担ゼロとなる事業費支援を行う。 |

※「認証支援事業者」とは、認証には至らないがあと一歩と県が認めた県内中小事業者のこと。

(企業版ふるさと納税ティアップ奨励金)

| | |
|---------|---|
| 支援対象事業者 | 上記補助金の補助事業者 |
| 支援内容 | 企業版ふるさと納税の制度を活用し、県内企業のSDGsを推進する事業に共感していただいた寄附を奨励金として支援対象事業者に支給する。 |
| 支給上限額 | 上記の補助金額と同額(最大1,000千円) |

【とっとりSDGs企業認証制度の概要】

(目的) SDGs経営の見える化等により、取組内容のさらなる推進、ひいては企業価値向上を目指す。

(対象) 県内の営利事業者

(認証) 「環境」「社会」「経済」の3側面の取組状況を総合的に審査し、認証基準を満たす事業者を認証する。

問合せ先

商工政策課
TEL: 0857-26-7602 FAX: 0857-26-8117
MAIL: shoukou-seisaku@pref.tottori.lg.jp

詳しくはこちら

<https://www.pref.tottori.lg.jp/305328.htm>

※ 申請に当たり、他の補助金用の添付書類を転用できる場合があります。事前にご相談ください。

名称

食の安全・安心プロジェクト推進事業

施策概要

- 認証取得支援事業
輸出向け認証(ISO22000等)の取得に必要な経費の一部を補助する。
- 安定化支援事業
輸出向け認証の認証取得から初回の更新までに必要な費用の一部を補助する。

県内の工場等での衛生管理対策や認証取得及び認証更新等への取組に対して、費用の一部を補助します。

ア 認証取得支援(新規取得分)

輸出向け食品安全規格の認証取得を目指す事業に必要な経費の一部を補助します。

| | |
|--------|-----------------------|
| 対象者 | 県内の食料品製造業者又は立地企業 |
| 補助対象経費 | 認証審査費、委託費、検査費、研修費、旅費等 |
| 補助率 | 2/3以内 |
| 限度額 | 350万円 |
| 事業期間 | 最長24ヶ月 |

イ 安定化支援(継続審査分)

取得した輸出向け認証の初回の更新を目指す事業に必要な経費の一部を補助します。

| | |
|--------|-----------------------|
| 対象者 | 県内の食料品製造業者又は立地企業 |
| 補助対象経費 | 認証審査費、委託費、検査費、研修費、旅費等 |
| 補助率 | 1/2以内 |
| 限度額 | 225万円(ただし上限75万円/年度) |
| 事業期間 | 最長36ヶ月 |

問合せ先

市場開拓局販路拡大・輸出促進課
TEL:0857-26-7963
FAX:0857-21-0609

■ワンストップ相談窓口(鳥取県産業技術センター食品開発研究所内)
TEL:0859-44-6121
鳥取県産業技術センター食品開発研究所(境港市)に「食の安全・安心対応ワンストップ相談窓口」を設置し、2名の専門スタッフが食品工場等における衛生管理・行程管理についての相談に応じています。

詳しくはこちら

<http://www.pref.tottori.lg.jp/236687.htm>

※ 申請に当たり、他の補助金用の添付書類を転用できる場合があります。事前にご相談ください。

名称

新事業開拓事業者認定制度

施策概要

経営革新計画等の中で生産される新商品を鳥取県が随意契約に基づき調達することを可能にすることで、経営革新計画等の承認企業の販路開拓を支援します。
※随意契約とは・・・入札によらず、契約主体が適当と判断した相手方との間で契約を結ぶことをいう。

認定制度の概要

○対象商品

以下の条件のいずれかを満たす商品

- (1) 鳥取県知事が承認した経営革新計画等の中で生産されることが明記されている商品
- (2) 鳥取県知事以外が承認した経営革新計画の中で生産されることが明記されている商品で、かつ、鳥取県内の生産拠点で生産されている商品

○認定の有効期間

3年間(ただし、中小企業等経営強化法第14条第1項の規定に基づき承認を受けた経営革新計画実施中の者については、当該計画期間中の再認定可)

○認定のメリット

認定事業者の新商品は鳥取県が随意契約に基づき購入することが可能となる。

※認定事業者に対して、必ず発注が行われるわけではありませんので、ご了承ください。

【参考】新商品の随意契約について

1 対象となる契約の範囲

予定価格3,000万円未満の物品調達(適用期間:令和2年4月1日から令和4年3月31日)

※予定価格とは・・・官庁が発注する工事などの落札上限価格のこと。

2 契約の対象者条件

鳥取県競争入札参加資格者名簿に登録されている者であること。

ただし、新事業開拓事業者が直接販売を行わない場合については、新事業開拓事業者が指定する者を調達対象者として契約できる。

※本制度は、地方自治法施行令第167条の2第1項第4号に基づく随意契約の特例制度。

問合せ先

産業未来創造課
TEL:0857-26-7690
FAX:0857-26-8117

詳しくはこちら

<https://www.pref.tottori.lg.jp/99735.htm>

※ 申請に当たり、他の補助金用の添付書類を転用できる場合があります。事前にご相談ください。

名称

(地独)鳥取県産業技術センター利用料減免

施策概要

(地独)鳥取県産業技術センターの開放機器の使用や、センターへの依頼試験分析について、県内小規模事業者(従業員20名以下)を対象に、利用料等を2分の1減免します。

問合せ先

〒689-1112
鳥取市若葉台南7丁目1-1
(地独)鳥取県産業技術センター企画・連携推進部
TEL:0857-38-6205
FAX:0857-38-6210
E-mail: tiitkikaku@tiit.or.jp

詳しくはこちら

<https://tiit.or.jp/5533/3182/5592/>

※ 申請に当たり、他の補助金用の添付書類を転用できる場合があります。事前にご相談ください。

名称

採用試験を受験する学生の交通費支援補助金

施策概要

県内に本社又は事業所がある中小企業が、当該企業を受験する県外在住の学生に対し交通費を負担する場合、その一部を助成する。

| | |
|-------|---|
| 対象経費 | 県外在住の学生が、県内に本社又は事業所がある中小企業を受験する際に発生した交通費(※県外居住地から採用試験会場までの交通費相当分) |
| 補助率 | 1/2 |
| 補助限度額 | 受験生1人につき30千円 |

問合せ先

雇用人材局雇用・働き方政策課
TEL:0857-26-7662 FAX:0857-26-8169

詳しくはこちら

<https://www.pref.tottori.lg.jp/303953.htm>

※ 申請に当たり、他の補助金用の添付書類を転用できる場合があります。事前にご相談ください。

名称

支え愛就労環境整備補助金

施策概要

就労困難者(中間的就労体験者、障がい者)を新たに雇用した場合に必要となる施設の改修、備品、制服等の経費の一部を助成する。

| | |
|-------|--|
| 対象経費 | 就労困難者(中間的就労体験者、障がい者)を新たに雇用した場合に、必要となる施設の改修、備品(机、ロッカー、パソコン等)、制服等の経費 |
| 補助率 | 2/3 |
| 補助上限額 | (1)取得(所有)する場合 100万円/人 (2)賃貸(リース)する場合 月3万円/人(期間36か月) |

問合せ先

雇用人材局雇用・働き方政策課
TEL 0857-26-7693 FAX 0857-26-8169

詳しくはこちら

雇用・働き方政策課のHPはこちら↓
<https://www.pref.tottori.lg.jp/koyouseisaku/>

名称

女性活躍に取り組む企業支援補助金

施策概要

誰もが働きやすい職場環境づくりや女性の人材育成等に取り組む企業に対して、その経費の一部を補助します。

【女性活躍に取り組む企業支援補助金】

| 支援項目 | 対象経費等 |
|-------------------|---|
| ①女性の積極採用支援 | 女性の従業員数が少ない企業の女性の積極採用のために要する経費 (女性の採用説明会開催経費、女性向け採用パンフレット作成費等) [補助率1/2、限度額10万円] |
| ②誰もが働きやすい職場環境整備支援 | 誰もが安心して働きやすい職場環境整備に要する経費 (女性更衣室、利用者の特性に配慮したトイレの整備費等) [補助率1/2、限度額25万円] |
| ③健康課題支援 | 健康課題に対する取組に要する経費 (更年期障がい等の健康課題に関する企業内研修会の開催経費、外部相談窓口の活用経費等) [補助率1/2(※)、限度額10万円] ※外部相談窓口の活用経費は10/10 |
| ④女性のキャリアアップ等支援 | 人材育成研修、資格取得等に要する経費 (講師謝金、講習料等) [補助率1/2、上限10万円(20万円)]※()内は輝く女性活躍パワーアップ企業 |
| ⑤離職者雇用奨励金 | 育児、介護等の理由により離職した女性を正社員として雇用した企業への奨励金 [1企業あたり30万円] |
| ⑥育児休業復帰支援 | 女性が安心して育児休業から復帰、就業継続できるよう育児休業時に雇用していた代替職員を引き続き雇用する際に要する経費 [月額上限10万円、最長3ヵ月] |

- ・輝く女性活躍パワーアップ企業及び輝く女性活躍スタートアップ企業は、①～⑥全ての申請ができます。
鳥取県男女共同参画推進企業は、①～③のみ申請可能です。

問合せ先

地域社会振興部人権尊重社会推進局 女性応援課
TEL:0857-26-7792
FAX:0857-26-8196

詳しくはこちら

<https://www.pref.tottori.lg.jp/296415.htm>

※ 申請に当たり、他の補助金用の添付書類を転用できる場合があります。事前にご相談ください。

名称

中小企業の求人情報発信支援事業補助金

施策概要

県内中小企業が正規雇用に係る求人情報発信活動をする場合の経費の一部を助成する。

| | |
|-------|---|
| 対象経費 | <p><基本経費> (1)就職情報サイトへの掲載料(サイトの規模を問わない。) (2)求人広告の掲載料(デジタルサイネージ掲載料、公共交通機関での広告掲載費等) (3)WEB上で行う企業説明会の開催経費 (4)WEB上で公開する企業説明の動画制作費</p> <p><追加経費>(上記(1)~(4)のいずれかを行う場合に限る。) ア ホームページ作成経費(求人情報発信を主目的としたものに限る。) イ パンフレット作成経費(求人情報発信を主目的としたものに限る。)</p> |
| 補助率 | 1/3 |
| 補助限度額 | 30万円 |

※詳細はホームページに掲載する募集要領等をご覧ください。

問合せ先

雇用人材局雇用・働き方政策課
TEL:0857-26-7647 FAX:0857-26-8169

詳しくはこちら

<https://www.pref.tottori.lg.jp/255404.htm>

※ 申請に当たり、他の補助金用の添付書類を転用できる場合があります。事前にご相談ください。

名称

鳥取県テレワーク等導入企業支援補助金

施策概要

テレワーク、オンライン会議等(以下「テレワーク等」という。)のオンライン手法の業務への活用に関心を有する県内中小企業者を県が支援することで、県内中小企業者のテレワーク等の活用を促し、新型コロナウイルス感染症対策や災害時等に備えるための非接触型勤務を推進することを目的として交付する補助金です。

■通常コース

| | |
|-------|--|
| 対象者 | 県内中小企業等 |
| 対象経費 | テレワーク等のオンライン手法の業務への活用に関心を有する県内中小企業者が、専門家の伴走支援を受けながら実施する次の事業 ・開発・導入するテレワーク等のシステムの決定及び開発委託(システム開発・改良) ・システムの利用支援(試行的導入、管理者等への研修) 〔専門家による伴走支援の内容〕 ・テレワーク等の導入目的の明確化(社内実態把握、推進体制の構築を含む) ・テレワーク等のオンライン手法が導入可能な範囲(対象者、対象業務、実施頻度)の決定 ・テレワーク等のオンライン手法を開発・実施するための業務の洗い出し・業務工程の見直し ・テレワーク等の運用に必要な規程類やルール(情報セキュリティポリシー、就業規則、在宅勤務規程等)の整備 ※ハードウェアの購入は対象外 ※ソフトウェアの導入・使用のみの事業は対象外 |
| 補助率 | 1/2 |
| 補助上限額 | 50万円 |

■早期導入支援コース

| | |
|-------|---|
| 対象者 | 県内中小企業等 |
| 対象経費 | 早期にテレワークを試行導入する次の事業 ・システムの利用支援(試行的導入、管理者等への研修) ※専門家による伴走支援は不要 |
| 補助率 | 1/3 |
| 補助上限額 | 20万円 |

※詳細はホームページに掲載する募集要領等をご覧ください。

問合せ先

雇用人材局雇用・働き方政策課
電話:0857-26-7647 FAX:0857-26-8169

詳しくはこちら

<https://www.pref.tottori.lg.jp/292363.htm>

名称

鳥取県ビジネス人材副業・兼業活用補助金

施策概要

県外からプロフェッショナル人材を副業・兼業により活用する企業に対し、当該企業が負担する副業・兼業人材の移動に要する費用(交通費及び宿泊費)に対して補助を行います。

事業内容

1 対象事業者

プロフェッショナル人材戦略拠点のマッチングにより、副業・兼業人材を活用する企業
※なお、この補助金において「副業・兼業人材」とは、県外の事業所等で培った知見・ノウハウ等を活用し、県内企業の経営戦略立案や経営課題の解決にあたる人材であり、企業の社員、個人事業主、経営者等の別は問いません。

2 対象経費

県内企業がプロフェッショナル人材戦略拠点の支援を受けて、県外で勤務するビジネス人材を副業・兼業により活用する場合において、補助対象者が負担する兼業・副業人材の移動に要する以下の費用。

○交通費

鉄道賃、船賃、航空賃及びバス料金の実費(最も経済的かつ合理的と認められる通常の経路及び方法に限る。)

○宿泊費

宿泊に要する経費のうち基本宿泊料(室料)及びそれに伴うサービス料並びに税金(消費税及び入湯税)

3 補助率・限度額

交付申請の単位は兼業・副業人材1名ごとの受入計画とし、年度ごとに申請を行う。

補助率 2分の1

補助上限 各年度 10万円/社 ※令和4年度から変更となりました。

(注1) 1回の往復移動に伴う交通費の実費が1万円未満の場合は、当該回の交通費及び宿泊費は補助対象外とする。

(注2) 宿泊費については、6,000円/泊を上限額とする。

(注3) 各回の交通費及び宿泊費の上限は、県の「職員の旅費等に関する条例」等に基づく額を限度とする。

4 手続きの流れ

副業・兼業人材が県内で業務に従事する日の14日前までに交付申請を行う必要があります。(申請期限は2月末)

また、業務終了から14日を経過する日又は3月10日のいずれか早い日までに実績報告を行う必要があります。

プロフェッショナル人材戦略拠点による副業・兼業人材マッチング等の支援

↓
副業・兼業人材の現場受入にかかる計画策定

↓
補助金交付申請書(様式第1号、別紙1等)の提出

↓
交付決定

↓
副業・兼業人材の受入の実施

↓
(補助事業完了から14日以内)補助金実績報告(様式第2号、別紙2等)の提出

↓
補助額の確定・支払い

問合せ先

鳥取県立鳥取ハローワーク TEL 0857-51-0501 FAX 0857-51-0502

詳しくはこちら

<https://www.pref.tottori.lg.jp/292640.htm>

名称

鳥取県プロフェッショナル人材企業見学等交通費助成金

施策概要

県外に在住又は県外にある企業等に勤務するプロフェッショナル人材が、鳥取県内企業に県内で勤務して就職するために参加した面接等に係る交通費を助成します。

○助成対象経費

県内企業への就職を目的とした採用面接及び企業見学に参加するにあたり、住所地等から面接地との往復の移動に要した次に掲げる経費（経済的かつ合理的と認められる通常の経路及び方法に限る。）

- (1) 鉄道賃 (2) 航空賃 (3) バス料金 (4) 自家用車利用料
(5) レンタカー賃借料 (6) 高速道路料金 (7) 宿泊料

○助成金の利用回数及び上限額

- ・1企業当たり2回まで利用できます。
- ・助成対象経費の合計額の2分の1以下とし、1,000円未満の額は切り捨てます。
- ・助成金対象者1人につき、当該年度5万円を限度とします。

○助成金の申請の流れ

面接等が終了した日から1月以内の日又は面接等の実施年度の3月20日のいずれか早いほうの日までに申請が必要です。

① 県立ハローワーク又はとっとりプロフェッショナル人材戦略拠点で就職支援

↓
② 企業見学会、採用面接の調整

↓
③ 企業見学会参加、採用面接実施

↓
③ 交付申請

↓
④ 交付決定

↓
⑦ 助成金のお支払

実績報告書の提出は、助成金交付申請書の提出をもって報告があったものとみなします。

問合せ先

鳥取県立鳥取ハローワーク TEL 0857-51-0501 FAX 0857-51-0502
鳥取県立倉吉ハローワーク TEL 0858-24-6112 FAX 0858-24-6113
鳥取県立米子ハローワーク TEL 0859-21-4585 FAX 0859-21-4586
鳥取県立境港ハローワーク TEL 0859-44-3395 FAX 0859-36-8609
鳥取県立関西ハローワーク(鳥取県関西本部内) TEL:06-6346-1786
鳥取県立東京ハローワーク(とっとり・おかやま新橋館内) TEL:03-6280-6951

詳しくはこちら

<http://www.pref.tottori.lg.jp/268189.htm>

※ 申請に当たり、他の補助金用の添付書類を転用できる場合があります。事前にご相談ください。

名称

鳥取県就職氷河期世代活躍支援事業

施策概要

県内就職のための企業とのマッチング支援(企業見学ツアー)の実施、就業に不安を抱える方のためのインターンシップ(職場体験)やピアサポートセミナーの開催、県外から鳥取県内へ就職活動のため来県する際の交通費を助成します。

※詳細はホームページをご確認ください。

(1) 企業見学ツアー

求職者と受入企業とのマッチング精度の向上を図るため、求職者向けの企業見学ツアーをオンラインで開催します。

(2) 企業向け及び求職者向け採用支援セミナー

企業が求職者を有効に採用できるように経験や能力を正しく評価する手法を学ぶセミナーや求職者が鳥取での今後のキャリア設計等を考え行動するきっかけになるよう、働く目的やその実現方法を学ぶセミナーをオンラインで開催します。

(3) 就職氷河期世代活躍支援

求職者の正規雇用就職に向けて、一定期間(原則3ヶ月)試行的に雇用する企業に対し助成(2万円/月、最大3ヶ月)します。また、正社員経験が無い求職者を雇用する企業に対し助成(30万円/人、6ヶ月定着後に支給)します。

(4) 就職活動交通費助成

県外在住の就職氷河期世代(県内出身者等)の方が、県内での就職活動をする場合の来県経費の一部を助成(補助率1/2、上限30千円/人)します。

問合せ先

雇用人材局雇用・働き方政策課
電話:0857-26-7647、ファクシミリ:0857-26-8169

詳しくはこちら

<https://www.pref.tottori.lg.jp/294578.htm>

※ 申請に当たり、他の補助金用の添付書類を転用できる場合があります。事前にご相談ください。

名称

鳥取県特例子会社設立等助成金

施策概要

特例子会社の県内設立等に対して助成金を支給します。

■助成の流れ

- 1 施設・設備等の設置・整備を行うおおむね6か月前までに認定申請を行って下さい。
- 2 助成金の交付要件を満たした日から、6か月、1年6か月、2年6か月経過以後に、要件が満たされているか確認し、認定額を分割してお支払いします。

■助成の要件

- 1 特例子会社を県内に設立するため、1,500万円以上の設備投資等を行う場合に助成します。
- 2 企業内障がい者多数雇用施設を県内に設置するため、1,500万円以上の設備投資等を行う場合に助成します。
- 3 特例子会社も企業内障がい者多数雇用施設も、新たに5人以上の障がい者を正規雇用し、そのうち重度身体障がい者、知的障がい者及び精神障がい者の割合が30%以上あることが条件です。

■助成金支給額

【特例子会社設立時】

| | 投資額 (A) | 新規障がい者 雇用数 | 補助金支給額(千円) (B) | | | | 助成率 (B/A) |
|------|------------|---------------|-------------------|------------|------------|-----------|-----------------|
| | | | 6か月後 | 1年 6か月後 | 2年 6か月後 | 合計 (B) | |
| 中小企業 | 15百万円以上 | 5人以上 | 3,750 | 1,875 | 1,875 | 7,500 | 1/2 ~ 2/3 |
| | 30百万円以上 | 10人以上 | 10,000 | 5,000 | 5,000 | 20,000 | |
| | 45百万円以上 | 15人以上 | 15,000 | 7,500 | 7,500 | 30,000 | |
| 大企業 | 15百万円以上 | 5人以上 | 3,750 | 1,875 | 1,875 | 7,500 | |
| | 30百万円以上 | 10人以上 | 7,500 | 3,750 | 3,750 | 15,000 | |
| | 45百万円以上 | 15人以上 | 11,250 | 5,625 | 5,625 | 22,500 | |

【企業内障がい者多数雇用施設設置時】

| 投資額 | 新規障がい者雇用数 | 補助金支給額(千円) | | |
|---------|-----------|------------|--------|--------|
| | | 6か月後 | 1年6か月後 | 2年6か月後 |
| 15百万円以上 | 5人以上 | 3,750 | 1,875 | 1,875 |

問合せ先

雇用人材局雇用・働き方政策課
電話:0857-26-7693 FAX:0857-26-8169

詳しくはこちら

<http://www.pref.tottori.lg.jp/252331.htm>

名称

鳥取県未来人材育成奨学金支援助成金

施策概要

鳥取県内の対象業種に正規雇用で県内就職を希望される専門学校生、高専生、短大生、大学生、大学院生、既卒生(35歳未満)を対象に貸与を受けている奨学金の返還額の一部を助成します。

■対象業種

製造業、IT企業、薬剤師の職域、建設業、建設コンサルタント業、旅館ホテル業、民間の保育士・幼稚園教諭の職域、農林水産業※、理容師・美容師の職域、歯科技工士の職域
 ※農業、林業及び漁業(認定を受けている法人等)並びに農林水産業協同組合(農業協同組合、森林組合、漁業協同組合)

■助成の内容

次のとおり、貸与を受けている奨学金に応じて返還額を助成します。

| 区分 | 助成金額 | 助成金額の上限 |
|---------|---|--|
| 無利子の奨学金 | 貸与を受けている奨学金の返還総額(既卒者の場合は返還残額)の1/2 | 当該奨学金の貸与を受けた月数×3万円 <最大額> ・大学院、薬学部(6年間) 216万円 ・大学(4年間) 144万円 ・高専・短大・専門(2年間) 72万円 |
| 有利子の奨学金 | 貸与を受けている奨学金の利子を除く返還総額(既卒者の場合は利子を除く返還残額)の1/4 | 当該奨学金の貸与を受けた月数×1.5万円 <最大額> ・大学院、薬学部(6年間) 108万円 ・大学(4年間) 72万円 ・高専・短大・専門(2年間) 36万円 |

○無利子、有利子の両方の奨学金の貸与を受けている場合、上記無利子の奨学金が優先されます。無利子の奨学金の助成金額が上限に達しないときは、有利子分も一部対象となります。

○助成期間は、原則、鳥取県内の対象業種へ就職してから原則8年間とします。

■認定の要件

○学生の場合、大学等を卒業後に鳥取県内の対象業種に正規雇用により就職し、8年間継続して勤務する見込みであること。なお、勤務場所は県内の事業所とし、県内に定住する見込みであること。
 ○既卒者の場合、認定後に鳥取県内の対象業種に正規雇用により就職し、8年間継続して勤務する見込みであること。(勤務場所、定住要件は学生と同様)ただし、県内の事業所に正規雇用で就職したことがある者は除く。

■応募の方法

次に掲げる書類を募集期間内に持参、郵送又は電子申請により提出してください。
 一 鳥取県未来人材育成奨学金支援助成金支給対象者認定申請書
 二 奨学金貸与証明書又はこれに準じた書類
 三 履歴書(既卒者の場合)

■対象者の認定

書類審査により対象者を認定し、文書にて通知します。

問合せ先

交流人口拡大本部 ふるさと人口政策課
 TEL:0857-26-7648 FAX:0857-26-8196

詳しくはこちら

<https://www.pref.tottori.lg.jp/251627.htm>

※ 申請に当たり、他の補助金用の添付書類を転用できる場合があります。事前にご相談ください。

名称

賃金アップ環境整備応援補助金

施策概要

一定の賃金アップを行うための生産性向上や業務改善等の前向きな取組を行う事業に対して補助します。

1 補助対象者

次のすべての要件を満たす事業者が対象です。

- ・鳥取県内に事業所を有する中小事業者の方(個人事業主や福祉法人等も対象です。)
 - ・事業場内最低賃金が 885円以上1,100円以下(※)であること
 - ・事業実施の取組効果が期待でき、賃金引上げ、事業費等の関係書類の提出ができること
- ※現在の事業場内最低賃金が854円～884円の事業所は、厚生労働省(鳥取労働局)が実施する「業務改善助成金」を活用できます。詳しくは鳥取労働局までお問い合わせください。
※鳥取県の地域別最低賃金が改定されたときは対象事業者の範囲も変更されますのでお問い合わせください。

2 補助対象事業

最低賃金引上げ計画を策定の上、令和6年2月29日(木)までに生産性向上、労働能率の増進等にかかる取組を実施し、賃金アップを実現した場合、設備投資、人材育成・教育訓練等の取組に要した費用を補助します。

3 補助対象経費

専門家謝金、旅費、使用料賃借料、会議費、雑役務費、印刷製本費、原材料費、機械装置等購入費、造作費、人材育成・教育訓練費、経営コンサルティング費、委託費(調査、システム開発、就業規則整備)、当該補助金手続き業務代行料

4 補助対象期間

令和5年7月1日(土)から令和6年2月29日(木)まで

5 補助率

2/3

6 補助限度額

| 引上げ額 | 引上げ労働者数 | 補助上限額 | 引上げ額 | 引上げ労働者数 | 補助上限額 |
|-------|---------|---------|--------|---------|---------|
| 50円以上 | 1人 | 200千円 | 100円以上 | 1人 | 300千円 |
| | 2人 | 400千円 | | 2人 | 600千円 |
| | 3人 | 600千円 | | 3人 | 900千円 |
| | 4人 | 800千円 | | 4人 | 1,200千円 |
| | 5人 | 1,000千円 | | 5人 | 1,500千円 |
| | 6人 | 1,200千円 | | 6人 | 1,800千円 |
| | 7人 | 1,400千円 | | 7人 | 2,100千円 |
| | 8人 | 1,600千円 | | 8人 | 2,400千円 |
| | 9人 | 1,800千円 | | 9人 | 2,700千円 |
| | 10～19人 | 2,000千円 | | 10～19人 | 3,000千円 |
| | 20～29人 | 2,500千円 | | 20～29人 | 4,000千円 |
| | 30人以上 | 3,000千円 | | 30人以上 | 5,000千円 |

7 受付期間

令和5年7月1日(土)～令和5年12月31日(日)

※詳細はホームページに掲載する募集要領等をご覧ください。

問合せ先

雇用人材局雇用・働き方政策課
電話:0857-26-7536、ファクシミリ:0857-26-8169

詳しくはこちら

<https://www.pref.tottori.lg.jp/311601.htm>

名称

鳥取県育児・介護休業者生活資金融資制度

施策概要

育児休業や介護休業を取得されている方に安心して育児や家族の介護を行っていただくため、企業の人材定着を促進するため、育児・介護休業者に生活資金を低利で融資します。

融資限度額

育児休業または介護休業者1人につき100万円まで

貸付利率

- ・連帯保証人による保証を利用する場合
年1.0%
- ・保証機関による保証を利用する場合
取扱金融機関ごとに異なりますので、あらかじめ各問合せ先までご相談ください。

償還期間

育児休業または介護休業終了の翌月から5年以内
(育児休業または介護休業期間中は元金は据置となります)

保証

原則として連帯保証人1名(一部金融機関では保証機関による保証も可)

取扱金融機関

県内に店舗を有する銀行、信用金庫、労働金庫、
信用農業協同組合連合会(信用事業を行う各農業協同組合を含む。)、
信用漁業協同組合連合会(信用事業を行う各漁業協同組合を含む。)

問合せ先

鳥取県商工労働部雇用人材局雇用・働き方政策課
〒680-8570 鳥取市東町一丁目220
電話:0857-26-7662、ファクシミリ:0857-26-8169

詳しくはこちら

<https://www.pref.tottori.lg.jp/99643.htm>

名称

介護等支援コーディネーター派遣制度

施策概要

企業へコーディネーター（保健師等）を無料派遣し、介護等と仕事の両立へ向けた情報提供やアドバイス等の支援を行います。

1. 支援の内容

企業からの相談内容に応じて、コーディネーターが以下の支援を行います。

- ・公的介護サービス・諸制度等に関する情報提供
- ・介護と仕事の両立のため、企業として取り組むべき支援策（相談体制、福利厚生制度の周知等）の提案や助言
- ・介護への備えや仕事との両立に関する社内セミナーの実施 など

2. 派遣回数

1社当たり原則5回まで（社内セミナーを実施する場合は6回まで）

3. 申込方法等

下記の関連サイトに掲載の申込書をご提出ください。
申込内容等を審査の上、派遣の可否を決定してご連絡します。

問合せ先

地域社会振興部人権尊重社会推進局 女性応援課
TEL:0857-26-7792
FAX:0857-26-8196

詳しくはこちら

<https://www.pref.tottori.lg.jp/297652.htm>

※ 申請に当たり、他の補助金用の添付書類を転用できる場合があります。事前にご相談ください。

名称

雇用シェア(在籍型出向)支援

施策概要

県内企業の雇用安定・人材育成につながる「雇用シェア(在籍型出向)」を推進するため、鳥取労働局、公益財団法人産業雇用安定センター鳥取事務所等と連携してマッチング等を進めます。

1 セミナー・事例発表会の開催<鳥取県>

雇用シェア(在籍型出向)事例紹介セミナーを開催予定です。
詳細は、追ってホームページ等でお知らせします。

2 県内企業間の出向支援(専門家派遣)<鳥取県>

3の公益財団法人産業雇用安定センターがマッチング支援を行う案件について、専門家(弁護士)の派遣により、出向契約の締結等を支援(1企業(団体)当たり1年度内で最大4回)します。
鳥取県弁護士会(電話:0857-22-3912)

3 公益財団法人産業雇用安定センターによるマッチング支援

新型コロナウイルスの影響による過剰人員の雇用維持のための雇用調整型や人材のスキルアップのための人材育成型の雇用シェア(在籍出向制度)を活用した出向等の支援を無料で行います。全国47都道府県に事務所があります。

公益財団法人産業雇用安定センター鳥取事務所

住所:鳥取市東品治町102 鳥取駅前ビル3階

電話:0857-20-1500

<http://www.sangyokoyo.or.jp/>

4 産業雇用安定助成金<厚生労働省>

新型コロナウイルス感染症の影響により雇用調整を目的とした在籍型出向を実施する事業主を支援します。また、労働者のスキルアップを目的とした在籍型出向を実施する事業主を支援します。

鳥取労働局職業安定部職業対策課

住所:鳥取市富安2-89-9

電話:0857-29-1708

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyou/kyufukin/

問合せ先

雇用人材局雇用・働き方政策課

電話:0857-26-7647 FAX:0857-26-8169

詳しくはこちら

<https://www.pref.tottori.lg.jp/koyoushare/>

※ 申請に当たり、他の補助金用の添付書類を転用できる場合があります。事前にご相談ください。

名称

働きやすい職場づくり・人材活用のための専門家派遣制度

施策概要

企業の皆様からお寄せいただいた相談内容により、対応する専門家(社会保険労務士)を選定・派遣し、働き方改革の取組を促進・支援します。

1 支援内容(就業規則等整備支援)

働きやすい職場環境づくりを進めるに当たり、就業規則等の整備でお困りの事業者には、社会保険労務士を派遣します。

| | | |
|-------|--|--|
| 項目 | (1)仕事と家庭の両立に配慮しながら、男女ともに働きやすい職場環境づくりを目指される方(男女共同参画) | (2)多様な働き方の実現、多様な人材の活用、働き方改革関連法への対応をされたい方(多様な働き方) |
| 対象 | 県内に主たる事業所を有し、中小企業等に該当する事業者で、「鳥取県男女共同参画推進企業」の認定申請を予定している、または既に認定済の事業者 | 県内に主たる事業所を有し、中小企業等に該当する事業者で、多様な働き方の実現、多様な人材の活用、働き方改革関連法への対応に資する取組(詳しくはホームページをご覧ください)に3つ以上取り組む事業者 ※過去に本事業による専門家派遣を受けたことのない事業者に限る ※年間10者まで |
| 支援の内容 | ○就業規則(育児・介護休業及びハラスメントの防止に関する規程を含む。)の作成又は作成済みの就業規則について労働基準法、男女雇用機会均等法、育児・介護休業法等関係法令へ適合するよう改正(全面改正、一部改正) | ○多様な取組を実施するために必要な、就業規則、各種規程等の新規作成、全面改正・一部改正 |
| 支援回数 | ○新規作成・全面改正:1事業者あたり 原則8回まで ○一部改正:1事業者あたり 5回まで ※上の範囲で社会保険労務士が派遣先事業所と支援内容を調整します | |

※労務管理・働き方改革に係る助言を受けたい場合は次の窓口をご活用ください。
働き方改革サポートオフィス鳥取<鳥取労働局事業>
ホームページ(<https://www.supportoffice-tottori.info/>)

2 申込方法等

ホームページ(<https://www.pref.tottori.lg.jp/274510.htm>)内の申込書をご提出ください。

申込期限:令和6年2月28日(水)

※ただし、就業規則の改正には数か月を要する場合がありますので、お早めに申込んでください。
(令和6年1月~2月頃の申込は、場合によってはお受けできないことがあります。)

問合せ先

【1(1)就業規則等整備支援(多様な働き方)】
商工労働部 雇用人材局 雇用・働き方政策課
電話:0857-26-7662 FAX:0857-26-8169

【1(2)就業規則等整備支援(男女共同参画)】
地域社会振興部 人権尊重社会推進局 女性応援課
電話:0857-26-7792 FAX:0857-26-8196

詳しくはこちら

<https://www.pref.tottori.lg.jp/274510.htm>

※ 申請に当たり、他の補助金用の添付書類を転用できる場合があります。事前にご相談ください。

名称

「リスキリング推進企業」拡大強化事業

施策概要

県内中小企業の将来的な成長を実現するために必要な人材育成を強化するため、地域のキャリアコンサルタント団体と連携し、企業訪問型のリスキリング支援を行います。

○概要

| | |
|--------|--|
| 事業内容 | キャリアコンサルタントが企業・団体の個々の課題に沿った支援を実施します。 例 ・助成金に関する情報提供 ・研修・セミナー等の情報提供 ・人材育成計画の策定支援 ・人材全般に関する相談対応 等 |
| 対象 | 鳥取県内に本店または事業所がある企業・団体 |
| 募集期間 | 令和5年9月30日(土)まで |
| 事業実施期間 | 令和6年2月29日(木)まで |

問合せ先

雇用人材局産業人材課
TEL:0857-26-7231
FAX:0857-26-8169

詳しくはこちら

産業人材課のHPIはこちら↓
<https://www.pref.tottori.lg.jp/sangyoujinzai/>

名称

鳥取県技術人材バンク

施策概要

鳥取県立ハローワークでは、技術的・専門的人材を求める県内企業と県内企業への就職を希望する技術的・専門的人材のマッチングを行う「鳥取県技術人材バンク」により、県内企業の人材確保を支援します。

(1)実施体制

技術コーディネーターを県立ハローワークに配置し、県内企業への就職を希望する技術的・専門的人材に係る求職者に対し、求人情報の紹介、県内企業とのマッチングに向けたコーディネートを行う。

(2)鳥取県技術人材バンクの特徴

求職者にとってのメリット

- ・鳥取県内企業の技術的・専門的人材の求人情報を提供
- ・技術的能力、専門的能力等を活かせる最適な求人をご紹介

求人企業にとってのメリット

- ・企業が求める能力・経験等に合った最適な人材をご紹介

(3)対象となる職種

<技術的職業>

| 区分 | 内容 |
|---------|---|
| ①機械技術 | 機械、器具、装置、プラント、原動機、工作機の設計・製作などの機械設計製作技術職 |
| ②電気技術 | 電気機器、弱電、強電、電気装置の設計・製作などの電気設計製作技術職 |
| ③電子技術 | 電子回路、半導体の設計・製作などの電子回路設計製作技術職 |
| ④化学技術 | 工業用化学薬品、医療品、化学繊維、有機、合成樹脂、油脂などの製造に関する分析・検査、食品の原料・製造工程の分析 等 |
| ⑤情報処理技術 | プログラマー、システムエンジニア、システム保守管理、アプリ開発等 |
| ⑥生産管理技術 | 生産・製造・工程・品質管理・生産計画・品質管理計画の策定、能率管理 等 |
| ⑦研究開発技術 | 研究所、試験所などにおける科学・原材料等の専門的な試験、研究業務 等 |
| ⑧その他 | 1～7以外の技術的職業(技能的職業を含む) |

<専門的職業>

| 区分 | 内容 |
|---------|--|
| ①経営管理 | 企業経営(執行、財務)、事業部管理、本店・支店管理等のマネジメントに関する業務 等 |
| ②戦略展開 | 新事業立ち上げ、海外事業企画、販路開拓、事業再編、M&A等の戦略展開に関する業務 等 |
| ③企業価値向上 | 税務、法務、人事管理、外国語(通訳、書類作成)に関する業務 等 |
| ④その他 | 1～3以外の専門的職業 |

問合せ先

鳥取県立鳥取ハローワーク TEL 0857-51-0501 FAX 0857-51-0502
 鳥取県立倉吉ハローワーク TEL 0858-24-6112 FAX 0858-24-6113
 鳥取県立米子ハローワーク TEL 0859-21-4585 FAX 0859-21-4586
 鳥取県立境港ハローワーク TEL 0859-44-3395 FAX 0859-36-8609
 鳥取県立関西ハローワーク(鳥取県関西本部内) TEL:06-6346-1786
 鳥取県立東京ハローワーク(とっとり・おかやま新橋館内) TEL:03-6280-6951

詳しくはこちら

<https://eng.tori-hello-w.jp/call-search/6114/210775/>

名称**鳥取県中小企業労働相談所「みなくる」****施策概要**

鳥取県中小企業労働相談所『みなくる』とは、鳥取県が県内3か所に設置している「中小企業労働相談所」の愛称です。

『みなくる』では、賃金・労働時間、解雇・退職、労働保険・社会保険、セクハラやキャリア形成などの労働者・事業主の皆様からの労働・仕事に関する相談に対応しています。

また、働きやすい職場づくりに向けた社内研修等を事業所等において開催する場合に講師を派遣する事業も行っています。

来所、電話、ファクシミリ又は電子メールで労働・仕事に関する相談を受け付けています。

(1) 相談対応日・時間

・月～金 9時～17時30分

(土・日曜日、祝日、夏季(8月14日～15日)、年末年始(12月29日～1月3日)を除く)

・鳥取及び米子の窓口を交互に第1土曜日(月1回)も開所します(奇数月は鳥取、偶数月は米子)。

(2) 連絡先

| 相談窓口 | 所在地 | 電話番号 フリーダイヤル | ファクシミリ |
|--------|---------------------------|------------------------------|--------------|
| みなくる鳥取 | 鳥取市天神町30-5 鳥取県労働会館2階 | 0857-25-3000 0120-451-783 | 0857-25-3001 |
| みなくる倉吉 | 倉吉市見日町317 種部ビル2階 | 0858-23-6131 0120-662-390 | 0858-23-2454 |
| みなくる米子 | 米子市東町189-2 西部労働者福祉会館2階 | 0859-31-8785 0120-662-396 | 0859-21-0034 |

電子メールは minakuru@roufuku.jp へお願いします

※労働相談の他、内職の情報提供、労働セミナーの開催、企業等の社内研修への講師派遣を行っています。

問合せ先

上の表内の連絡先へお願いします

詳しくはこちら

<https://www.pref.tottori.lg.jp/minakuru/>

名称

鳥取県立ハローワーク

施策概要

県の「産業施策」「雇用施策」「移住施策」と一体となった地域の課題解決に向けた求人・求職のマッチングをマッチングを行います。

○女性・若者・中高年者の就業支援、企業の人材確保、IJUターン就職促進など専門窓口を設置しています。

| | |
|---------------------|--|
| 女性活躍サポート | 女性が働きやすい企業の紹介、家庭と両立しながら働きたい女性の就職支援 |
| IJUサポート | 県立東京・関西ハローワーク及びふるさと鳥取県定住機構と連携し、就職と移住をトータルサポート |
| 若者の就職支援 | 就職情報の提供、応募書類の作成から就職後の悩み相談まで一貫支援 |
| ミドル・シニアの就職支援 | ミドルやシニアの再就職、様々な働き方のニーズに応じた活躍の場を提供 |
| 企業の人材確保支援 | 積極的な企業訪問による企業の魅力発進、人材確保・定着に向けたマッチング、技術人材の提供 |
| とっとりプロフェッショナル人材戦略拠点 | 県立ハローワーク内にプロフェッショナル人材戦略拠点の機能を組み込み、副業・兼業マッチングなどビジネス人材の県内誘致を推進 |
| 生活困窮者等相談窓口 | 県立ハローワーク内に、ひとり親家庭相談支援センター、みなくる労働相談出張所、生活困りごと相談窓口を開設し、ワンストップサービスを実施 |

○八頭郡の住民の方々への職業相談、職業紹介、就業支援サービスを提供するため、国・県・町で協力して、鳥取県ふるさとハローワーク八頭を開設しています。

| | |
|-----------------|--|
| 県立鳥取ハローワーク | 〒680-0835 鳥取市東品治町111-1 JR鳥取駅構内 TEL 0857-51-0501 FAX 0857-51-0502 開所時間:[月~土] 10:00~18:15 |
| 県立倉吉ハローワーク | 〒682-0023 倉吉市山根557番地1 パープルタウン1階 TEL 0858-24-6112 FAX 0858-24-6113 開所時間:[月~土] 10:00~18:15 |
| 県立米子ハローワーク | 〒683-0043 米子市末広町311イオン米子駅前店4階 TEL 0859-21-4585 FAX 0859-21-4586 開所時間:[月~土] 10:00~18:15 |
| 県立境港ハローワーク | 〒684-8501 境港市上道町3000境港市役所別館1階 TEL 0859-44-3395 FAX 0859-36-8609 開所時間:[月~土] 8:30~17:15 |
| 県立東京ハローワーク | 〒105-0004 東京都港区新橋1-11-7新橋センタープレイス2階(とっとり・おかやま新橋館) TEL 03-6280-6951 FAX 03-6274-6975 開所時間:[火~土]、[毎月第1日曜日] 10:00~18:00 |
| 県立関西ハローワーク | 〒530-0001 大阪府大阪市北区梅田1-1-3-2200大阪駅前第3ビル22階(鳥取県関西本部) TEL 06-6346-1786 FAX 06-6341-3972 開所時間:[月~金] 8:30~17:15 |
| 鳥取県ふるさとハローワーク八頭 | 〒680-0461 鳥取県八頭郡八頭町郡家100 八頭庁舎別館1階 TEL 0858-72-3986、FAX 0858-72-2041 開所時間:[月~金] 8:30~17:15 |

問合せ先

上記表をご覧ください。

詳しくはこちら

<https://www.tori-hello-w.jp>

※ 申請に当たり、他の補助金用の添付書類を転用できる場合があります。事前にご相談ください。

名称

労働者協同組合の普及啓発・相談対応(多様な雇用機会創出促進事業)

施策概要

新たな雇用等の受け皿として注目されている「労働者協同組合」について、制度や活用想定事例を周知するためのセミナー、設立に向けた手続等に係る専門家による相談対応を行います。

1 セミナーの開催

労働者協同組合法を周知・普及するためのセミナーや先進自治体の事例紹介のためのフォーラム等を開催する予定です。

詳細は、追って県ホームページ等でお知らせします。

2 相談窓口の設置

①設立に向けた手続等の相談や県へ提出する書類の事前確認、②実践的な取組に係る問合せ等に対応する相談窓口を設置します。

①鳥取県行政書士会(電話:0857-24-2744)

②特定非営利活動法人ワーカーズコープさんいんみらい事業所(電話:0857-30-7471)

【参考】労働者協同組合とは

労働者協同組合とは、労働者協同組合法(令和2年法律第78号)に基づいて設立された法人で、組合員が出資し、それぞれの意見を反映して組合の事業が行われ、組合員自らが事業に従事することを基本原理とする組織です。

労働者協同組合法は令和4年10月1日に施行されました。

厚生労働省 労働者協同組合ホームページ

https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_14982.html

問合せ先

雇用人材局雇用・働き方政策課

電話:0857-26-7647、ファクシミリ:0857-26-8169

詳しくはこちら

<https://www.pref.tottori.lg.jp/296082.htm>

名称

鳥取県男女共同参画推進企業認定制度

施策概要

仕事と家庭の両立支援など誰もが働きやすい職場環境づくりに取り組む企業を「鳥取県男女共同参画推進企業」として認定します。認定を受けると、働きやすい職場環境づくりに向けた取組支援の対象となります。

【認定の要件】

以下の取組に関する審査項目のうち、中小企業の場合は5割、大企業の場合は7割を満たしていること。

- ・仕事と家庭の両立支援の取組
- ・男女がともに働きやすい職場づくりの取組
- ・男女均等な能力活用の取組
- ・労働基準法、男女雇用機会均等法、育児・介護休業法、労働施策総合推進法等の遵守

【認定までの流れ】

申請書類の提出 → 書類審査及び審査項目に関する聞き取り
→ 認定委員会(年4回開催) → 認定

【認定企業のメリット】

- ・県のホームページやパンフレットで企業名等を紹介します。
- ・県の建設工事の入札参加資格者格付の加点、測量等業務の入札時の評価での加点、物品調達における配慮措置等の優遇が受けられます。
- ・就業規則等の整備を支援する社会保険労務士の派遣を無料で受けることができます(※中小企業に限る)。
- ・ハローワークにおける求人票に認定企業であることの表示、広告・名刺等にロゴマークの使用が可能になります。

・「女性活躍に取り組む企業支援補助金」のうち、以下の支援項目を申請することができます。

| 支援項目 | 対象経費等 |
|------------------|---|
| 女性の積極採用支援 | 女性の従業員数が少ない企業の女性の積極採用のために要する経費(女性の採用説明会開催経費、女性向け採用パンフレット作成費等) [補助率1/2、限度額10万円] |
| 誰もが働きやすい職場環境整備支援 | 誰もが安心して働きやすい職場環境整備に要する経費(女性更衣室、利用者の特性に配慮したトイレの整備費等) [補助率1/2、限度額25万円] |
| 健康課題支援 | 健康課題に対する取組に要する経費(更年期障がい等の健康課題に関する企業内研修会の開催経費、外部相談窓口の活用経費等) [補助率1/2(※)、限度額10万円] ※外部相談窓口の活用経費は10/10 |



問合せ先

地域社会振興部人権尊重社会推進局 女性応援課
TEL:0857-26-7792
FAX:0857-26-8196

詳しくはこちら

<https://www.pref.tottori.lg.jp/296043.htm>

名称

鳥取県輝く女性活躍パワーアップ企業登録制度

施策概要

管理的地位に占める女性割合30%以上を目標に人材育成や環境整備に取り組む企業を「輝く女性活躍パワーアップ企業」として登録します。登録を受けると、女性活躍推進に向けた取組支援の対象となります。

【登録の要件】

- ・鳥取県男女共同参画推進企業の認定を受けていること。
 ※ 男女共同参画推進企業認定申請との同時申請も可能です。
- ・管理的地位に占める女性割合30%以上を目標とする自主宣言・行動計画(3年間)を作成し、人材育成や環境整備に取り組むこと。

【登録までの流れ】

申請書類の提出 → 認定委員会(年4回開催) → 登録

【登録企業のメリット】

- ・県のホームページやパンフレットで企業名等を紹介します。
- ・「女性活躍に取り組む企業支援補助金」を申請することができます。

| 支援項目 | 対象経費等 |
|------------------|---|
| 女性の積極採用支援 | 女性の従業員数が少ない企業の女性の積極採用のために要する経費 (女性の採用説明会開催経費、女性向け採用パンフレット作成費等) [補助率1/2、限度額10万円] |
| 誰もが働きやすい職場環境整備支援 | 誰もが安心して働きやすい職場環境整備に要する経費 (女性更衣室、利用者の特性に配慮したトイレの整備費等) [補助率1/2、限度額25万円] |
| 健康課題支援 | 健康課題に対する取組に要する経費 (更年期障がい等の健康課題に関する企業内研修会の開催経費、外部相談窓口の活用経費等) [補助率1/2(※)、限度額10万円] ※外部相談窓口の活用経費は10/10 |
| 女性のキャリアアップ等支援 | 人材育成研修、資格取得等に要する経費 (講師謝金、講習料等) [補助率1/2、上限20万円] |
| 離職者雇用奨励金 | 育児、介護等の理由により離職した女性を正社員として雇用した企業への奨励金 [1企業あたり30万円] |
| 育児休業復帰支援 | 女性が安心して育児休業から復帰、就業継続できるよう育児休業時に雇用していた代替職員を引き続き雇用する際に要する経費 [月額上限10万円、最長3ヵ月] |

問合せ先

地域社会振興部人権尊重社会推進局 女性応援課
 TEL:0857-26-7792
 FAX:0857-26-8196

詳しくはこちら

<https://www.pref.tottori.lg.jp/296043.htm>

名称

鳥取県輝く女性活躍スタートアップ企業登録制度

施策概要

管理的地位に占める女性割合15%以上を目標に人材育成や環境整備に取り組む企業を「輝く女性活躍スタートアップ企業」として登録します。登録を受けると、女性活躍推進に向けた取組支援の対象となります。

【登録の要件】

- ・鳥取県男女共同参画推進企業の認定を受けていること。
※ 男女共同参画推進企業認定申請との同時申請も可能です。
- ・管理的地位に占める女性割合が15%未満かつ30%以上となるまでに3年超が見込まれる企業が、15%以上を目標とする自主宣言・行動計画(3年間)を策定し、人材育成や環境整備に取り組むこと。

【登録までの流れ】

申請書類の提出 → 認定委員会(年4回開催) → 登録

【登録企業への支援】

- ・県のホームページやパンフレットで企業名等を紹介します。
- ・「女性活躍に取り組む企業支援補助金」を申請することができます。

| 支援項目 | 対象経費等 |
|------------------|---|
| 女性の積極採用支援 | 女性の従業員数が少ない企業の女性の積極採用のために要する経費 (女性の採用説明会開催経費、女性向け採用パンフレット作成費等) [補助率1/2、限度額10万円] |
| 誰もが働きやすい職場環境整備支援 | 誰もが安心して働きやすい職場環境整備に要する経費 (女性更衣室、利用者の特性に配慮したトイレの整備費等) [補助率1/2、限度額25万円] |
| 健康課題支援 | 健康課題に対する取組に要する経費 (更年期障がい等の健康課題に関する企業内研修会の開催経費、外部相談窓口の活用経費等) [補助率1/2(※)、限度額10万円] ※外部相談窓口の活用経費は10/10 |
| 女性のキャリアアップ等支援 | 人材育成研修、資格取得等に要する経費 (講師謝金、講習料等) [補助率1/2、上限10万円] |
| 離職者雇用奨励金 | 育児、介護等の理由により離職した女性を正社員として雇用した企業への奨励金 [1企業あたり30万円] |
| 育児休業復帰支援 | 女性が安心して育児休業から復帰、就業継続できるよう育児休業時に雇用していた代替職員を引き続き雇用する際に要する経費 [月額上限10万円、最長3ヵ月] |

問合せ先

地域社会振興部人権尊重社会推進局 女性応援課
TEL:0857-26-7792
FAX:0857-26-8196

詳しくはこちら

<https://www.pref.tottori.lg.jp/296043.htm>

名称

イクボス・ファミボス宣言企業の登録

施策概要

経営トップが部下の仕事と家庭の両立を応援するイクボス・ファミボスとしてワーク・ライフ・バランスの推進等に取り組むことを宣言し、実践する企業を「イクボス・ファミボス宣言企業」として登録します。

【登録の要件】

- ・鳥取県男女共同参画推進企業の認定を受けていること。
※男女共同参画推進企業認定申請時に宣言を行うことも可能です。
- ・長時間労働の削減、年次有給休暇や育児・介護支援制度の利用奨励、柔軟な働き方の導入など、社員が仕事と家庭の両立ができるよう取り組むことを宣言し、社内で周知、実践すること。

【宣言企業のメリット】

- ・県のホームページやパンフレットで企業名等を紹介します。
- ・イクボス・ファミボス宣言企業を対象とする就職企業説明会への参加申込ができます。
- ・イクボス・ファミボスの取組が優れている企業をイクボス・ファミボス宣言優良表彰企業として顕彰します。
- ・イクボス・ファミボスの優良取組事例を新聞やパンフレット等で紹介します。

問合せ先

地域社会振興部人権尊重社会推進局 女性応援課
TEL:0857-26-7792
FAX:0857-26-8196

詳しくはこちら

<https://www.pref.tottori.lg.jp/296043.htm>

名称

鳥取県で週1副社長

施策概要

県立鳥取ハローワークに「とっとりプロフェッショナル人材戦略拠点」を設け、プロフェッショナル人材や県内企業のニーズに応じて、副業・兼業を含めた多様な形態での人材活用を促進します。

県立鳥取ハローワークに「とっとりプロフェッショナル人材戦略拠点」を設置し、県立ハローワークのJUターン就職支援と連携して、副業・兼業を含めた多様な形態でプロフェッショナル人材の活用により企業の成長戦略を具現化する県内企業の取組を支援します。

(1)取組内容

鳥取県では、県内企業の経営戦略立案や経営課題解決のために、都市部のビジネス人材が関係人口として副業・兼業でプロジェクト的に参加し、高度で専門的なスキルを発揮する動きを推進しています。

「とっとり副業・兼業プロジェクト」は、都市部大企業等で活躍するビジネス人材等に「副社長」になってもらい、副業・兼業という形で、主にリモートで概ね週1回程度、アドバイスをってもらう、鳥取県内の中小企業の経営課題解決（販路開拓・生産性向上・新規事業開発）を図る取組です。

※これまでの4年間(R1～R4)で県内企業355社に延べ597名の副業・兼業人材がマッチング

(2)特徴

「鳥取県で週1副社長」と銘打って民間人材会社のサイトに通年で鳥取県企業の特集ページを設置して副業・兼業求人を掲載します。

なお、求人掲載は無料、成約した場合もマッチングフィーや成功報酬等の費用は一切発生しません。

マッチングした後も円滑に課題解決が進むようプロ拠点がサポートを続けます。

(3)求人掲載のまでの流れ

FAXシートによる申込

↓
プロ拠点が求人内容をヒアリングし、求人票作成

↓
内容の確認・すり合わせ

↓
掲載媒体による審査

↓
掲載開始

問合せ先

とっとりプロフェッショナル人材戦略拠点 TEL 0857-30-6720 FAX 0857-30-6725

鳥取県立鳥取ハローワーク TEL 0857-51-0501 FAX 0857-51-0502

鳥取県立倉吉ハローワーク TEL 0858-24-6112 FAX 0858-24-6113

鳥取県立米子ハローワーク TEL 0859-21-4585 FAX 0859-21-4586

鳥取県立境港ハローワーク TEL 0859-44-3395 FAX 0859-36-8609

鳥取県立関西ハローワーク(鳥取県関西本部内) TEL:06-6346-1786

鳥取県立東京ハローワーク(とっとり・おかやま新橋館内) TEL:03-6280-6951

詳しくはこちら

<https://tori-pro.jp/>

※ 申請に当たり、他の補助金用の添付書類を転用できる場合があります。事前にご相談ください。

名称

外国人材から選ばれる鳥取県環境整備事業

施策概要

様々な外国人材の活躍に向け、企業向け研修、マッチング機会の提供、相談体制の整備、日本語学習の環境整備等、企業及び就労者への支援を行います。

1 「外国人材から選ばれる鳥取県」企業支援補助金

鳥取県内に就労場所を有する事業者及び監理団体に対し、多言語化のための翻訳経費、日本語学習会の開催費や日本語教材の購入費、技能実習生の受入れに係る講習受講料などの経費を助成します。(補助率1/2)

2 外国人雇用サポートデスクの設置

外国人雇用の相談に専門的に対応するため、外国人雇用サポートデスクを設置し、行政書士等が対応します。

サポートデスク: 電話 0857-24-2744

3 「選ばれる」鳥取県を目指す多段階的研修

外国人材を受入れる際の「基礎的知識」、「受入れノウハウ」、「人材活躍の好取組事例」等を学ぶ企業研修会を開催します。

4 やさしい日本語コミュニケーション講座

外国人にわかりやすい「やさしい日本語」のスキルと外国人と共に働くためのコミュニケーションについて学ぶ講座を開催します。

※そのほか、高度外国人材採用のためのコンサルティング支援、留学生を対象としたインターンシップの開催などを予定しています。

問合せ先

雇用人材局雇用・働き方政策課

TEL:0857-26-7699

FAX:0857-26-8169

詳しくはこちら

<https://www.pref.tottori.lg.jp/279381.htm>

※ 申請に当たり、他の補助金用の添付書類を転用できる場合があります。事前にご相談ください。

名称

「ふるさと来LOVEとっとり」県内企業の魅力発信・就業体験(インターンシップ)支援事業

施策概要

学生の就職活動や企業の採用活動のスケジュールに合わせ、県内企業の魅力や情報を発信しつつ、県内外の学生に就業体験を提供することで、若者の県内就職を促進し、ひいては県内企業の人材確保につなげる。

| 区分 | 事業内容 | 事業の詳細の問合せ先 |
|-------------------------|--|-----------------------------------|
| 県外大学関係者と県内企業の情報交換会 | 県外大学等の教授又は就職支援担当者と県内企業の人事担当者との情報交換会を開催する。 | 公益財団法人ふるさと鳥取県定住機構 0857-24-4740 |
| 就活専門機関と連携した企業の魅力発信 | 学生に県内企業の紹介や県内就職の魅力等を伝えるため、就活専門機関と連携した特設サイトの開設、動画配信、SNS発信を行う。 | 雇用政策課 0857-26-7647 |
| 県内企業に係る情報誌の発行 | 学生・生徒・IJUターン者を対象とした県内企業や若者の活躍を紹介する情報誌を発行する。 | 雇用政策課 0857-26-7647 |
| 学生・保護者向けセミナー | 大手就活会社等の専門家を講師に招き、就活に臨むにあたっての考え方・動き方、県内就職のメリット等についてセミナーを開催する。 | 雇用政策課 0857-26-7647 |
| 新入社員向け合同交流会セミナー | 県内中小企業における新入社員の離職率低下を防ぐため、マナー等を学ぶセミナーを開催するとともに、社員同士の連携を深める研修会を開催する。 | 雇用政策課 0857-26-7647 |
| 「学生から選ばれる企業」育成セミナー | 県内企業を学生から選ばれる魅力的な企業へと成長させるため、最近の学生の志向から入社後の育成までをトータルで学ぶセミナーを開催する。 | 雇用政策課 0857-26-7647 |
| 企業紹介フェア等の開催 | 年末に帰省する学生等を対象とした企業紹介フェア、大学等における県内企業見学会、県内企業見学ツアーを開催する。 | 公益財団法人ふるさと鳥取県定住機構 0857-24-4740 |
| とっとりインターンシップ推進事業 | 産官学で組織する地域協働型「鳥取県インターンシップ推進協議会」を設置し、学生と企業が登録・参加するとっとりインターンシップを実施する。 ・インターンシップ実施(短期/長期、無償/有償、対面/リモートなど) ・専門コーディネーター5名の配置 ・合同企業説明会、事前・事後学習会の実施 ・企業・学生向け活動支援 | 鳥取県中小企業団体中央会 0857-26-6671 |
| 専門家によるインターンシッププログラム作成支援 | 1 地域の魅力体感型プログラム推進事業 複数企業がグループとなり、「しごと体験」とその地域ならではの「暮らし体験」を加えた「パッケージ型」プログラムを開発するためのワークショップ及び専門家による伴走支援を実施する。 2 三省合意改正に対応したインターンシッププログラム推進事業 5日間以上の実施等の一定の基準を満たす「インターンシップ」の更なる改良とプログラム実施企業の増加のため、意欲のある企業に対して、専門家による個々に応じたプログラムの作成を伴走支援する。 | 雇用政策課 0857-26-7647 |

問合せ先

雇用人材局雇用・働き方政策課
TEL:0857-26-7647 FAX:0857-26-8169

詳しくはこちら

<https://www.pref.tottori.lg.jp/koyouseisaku/>

名称

とっとりビジネス人材・求人紹介サイト

施策概要

県内事業者が戦略的な事業展開など攻めの経営に転じていく上で必要なビジネス人材を誘致するため、「とっとりビジネス人材・求人紹介サイト」(以下「求人紹介サイト」という。)で人材を求める県内事業者の求人広告を掲載します。

事業概要

1 求人紹介サイトに掲載する求人

(1)企業経営の革新等に資する高度なビジネス経験等を必要とする人材に係る求人
【例】企業マネジメント、経営戦略の立案実行に関わる人材等

(2)技術的、専門的分野での資格や経験を必要とする人材に係る求人
【例】機械・電気・電子等の設計・製作技術者等

(3)その他上記(1)(2)に準じる人材に係る求人
【例】企業経営の強化等に必要な一定の能力を有する者を求める求人

2 求人紹介サイトに掲載する求人広告

- (1)企業情報(名称、所在地、資本金、従業員数、設立年月日等)
- (2)求人情報(職種、仕事内容、雇用形態、雇用期間、勤務時間、休日等)
- (3)その他(企業PR、求める人材等)

3 掲載事業者の要件

- (1)鳥取県内に事業所を有し、ビジネス経験や技能、専門性を有する人材を求める事業者であること。
- (2)雇用保険の適用事業主であること。
- (3)風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律に定める風俗営業業者でないこと。
- (4)暴力団等の反社会的勢力又は反社会的勢力と関係を有する事業者でないこと。

4 掲載事業者の登録方法

以下URL先から、「サイト利用申込」ボタンを押下し、申請フォームからご登録ください。
<https://www.tottori-job.jp/info/detail/2/36>

5 移住支援金

3の掲載事業者のうち、資本金が10億円未満であること等、一定の要件を満たす事業者がサイトに掲載した求人に対し、東京23区から移住し就職された場合又は起業支援金が支給された世帯に対し、移住先の市町村から移住支援金が支給されます。(一定の要件があります。)
支給額 世帯:100万円 なお、18歳未満の世帯員1名につき100万円加算されます。
単身:60万円

問合せ先

鳥取県立鳥取ハローワーク TEL 0857-51-0501 FAX 0857-51-0502

詳しくはこちら

<https://www.pref.tottori.lg.jp/292931.htm>

名称

企業のファミリーサポート休暇等取得促進奨励金

施策概要

男性の育児・介護休業等の取得促進、働き方改革及び女性活躍の推進を図るため、育児や介護のための休暇・休業等の制度を整備し、従業員に休暇等を取得させた事業所に対して奨励金を支給します。

| | 区分 | 支給要件 | 支給額 (千円) |
|---|--------------------|--|--------------|
| ① | 育児参加休暇 | 常時雇用する男性労働者が、配偶者の産前・産後休業期間に、子の養育のための就業規則等で定める特別休暇(有給)を2日以上取得していること。 | 100 |
| ② | 介護休暇 | 常時雇用する男性労働者が、家族の介護等のため、就業規則等で定める介護休暇(有給)を2日以上取得していること。 | 100 |
| ③ | 不妊治療(プレ・マタニティ医療)休暇 | 医療機関において不妊症と診断された労働者(男女不問)が、診断に基づき受ける治療行為のために取得する特別休暇(有給)を取得していること。 | 10/日 5/半日 |
| ④ | 子の看護休暇 | 常時雇用する男性労働者が、小学校就学前の子を養育するため、子の看護のための休暇(有給)を5回(1回あたりの時間は問わない)以上取得していること。 | 100 |

〔申請上限〕

1企業あたり年間1件、ただし初申請年度については2件まで可能。(③を除く)

※③の区分で申請する場合は、今後のより一層の普及が必要なことから申請上限に加算しない。

また、同一労働者最大60千円まで(1年度あたり最大3年度まで)とする。

問合せ先

子ども家庭部 子育て王国課
TEL:0857-26-7573
FAX:0857-26-7863

詳しくはこちら

<https://www.pref.tottori.lg.jp/272974.htm>

名称

在職者向け職業訓練

施策概要

在職者の方のスキルアップを支援するため、産業人材育成センター倉吉校、米子校において、土曜日と日曜日の昼間にIT関連技能習得コース、ホームページ作成、デザインソフト等の在職者向け職業訓練を実施しています。

【R5実施予定訓練一覧】

| 産業人材育成センター倉吉校 | | |
|------------------|-----|------|
| コース名 | 総定員 | 時間 |
| 技能検定前講習 | 30 | 14時間 |
| ワード基礎+3級試験対策コース | 12 | 40時間 |
| 建設業経理士2級試験対策コース | 12 | 24時間 |
| エクセル基礎+3級試験対策コース | 12 | 40時間 |
| 商業簿記科 | 12 | 40時間 |
| エクセル2級試験対策コース | 10 | 36時間 |
| イラストレーター基礎科 | 12 | 18時間 |
| フォトショップ基礎科 | 12 | 18時間 |
| VBAプログラミング科 | 10 | 18時間 |
| パワーポイント基礎科 | 12 | 12時間 |
| PCネットワーク科 | 10 | 18時間 |
| ホームページ制作科 | 12 | 18時間 |
| イラストレーター基礎科(東部) | 14 | 18時間 |
| ワード基礎科(東部) | 14 | 18時間 |
| パワーポイント基礎科(東部) | 14 | 12時間 |
| エクセル基礎科(東部) | 14 | 18時間 |
| フォトショップ基礎科(東部) | 14 | 18時間 |

| 産業人材育成センター米子校 | | |
|---------------------|-----|------|
| コース名 | 総定員 | 時間 |
| 商業簿記科 | 15 | 40時間 |
| ホームページ制作科 | 20 | 18時間 |
| プレゼンテーション科 | 15 | 18時間 |
| 建築BIM科(Revit) | 15 | 30時間 |
| ファイナンシャルプランナー科 | 10 | 36時間 |
| ビジネスキャリア科(労務管理)①② | 30 | 30時間 |
| 表計算(実践)①② | 30 | 24時間 |
| PCデザイン科(イラストレーター) | 15 | 24時間 |
| PCデザイン科(フォトショップ) | 15 | 18時間 |
| パソコン基礎科(ワード&エクセル)①② | 20 | 30時間 |

※各訓練コースを受講する際には、受講料(2,000円～8,000円程度)が必要となります。また、テキスト代等についても実費負担となります

※産業人材育成センター各校でカリキュラム等が異なりますので、詳しくは産業人材育成センター各校にお問い合わせください。

○オーダーメイド型訓練

CAD、デザイン、ホームページ作成等のパソコンを利用したオーダーメイド型の在職者向け訓練も実施します。

(倉吉校では、製造業系、建設業系の訓練も実施可能。)

企業からの依頼を受け、習得する技術・技能の目標、訓練時間、訓練定員について、産業人材育成センターが企業と調整、訓練カリキュラムを作成し、企業ニーズに合わせた在職者訓練を実施します。

【訓練時間】12時間以上24時間以内、 【訓練定員】1コース当たり5名程度

【受講料】1人1時間当たり200円(テキスト代別途)

問合せ先

県立産業人材育成センター倉吉校 TEL:0858-26-2247

県立産業人材育成センター米子校 TEL:0859-24-0372

詳しくはこちら

<http://www.pref.tottori.lg.jp/sanjinsen/>

※ 申請に当たり、他の補助金用の添付書類を転用できる場合があります。事前にご相談ください。

名称

在職者向け職業訓練(デジタル分野)

施策概要

県内中小企業在職者を対象に、専門的なデジタルスキルがなくとも手軽に業務に必要なアプリの制作が可能なツール(ローコード・ノーコード)の使い方等を学ぶ職業訓練を実施します。

問合せ先

雇用人材局産業人材課
TEL:0857-26-7209
FAX:0857-26-8169

詳しくはこちら

産業人材課のHPIはこちら↓
<https://www.pref.tottori.lg.jp/sangyoujinzai/>

※ 申請に当たり、他の補助金用の添付書類を転用できる場合があります。事前にご相談ください。

名称

障がい者就労・職場定着支援強化事業

施策概要

障がい者の就労促進のため、事業主及び障がい者の双方への支援を行っています。

| | |
|-----------------------------------|---|
| 企業向け研修 | 企業トップセミナー、企業内支援者研修、とっとり障がい者仕事サポーター養成講座等を開催します。 |
| 企業見学会 | 障がい者雇用に先進的に取り組む企業の見学会を開催するほか、先進的な企業への個別訪問のマッチングも行っています。 |
| 障がい者テレワークの推進 | 普及啓発セミナー等により、障がい者テレワークの普及を推進します。 |
| 障害者就業・生活支援センター | 県内3カ所のセンターに、職場開拓支援員、定着支援員を配置します。 |
| 県版ジョブコーチセンター設置 | 中部・西部に、県版ジョブコーチセンターを設置します。 |
| 訪問型ジョブコーチの設置促進 | 訪問型ジョブコーチを配置する事業所に活動経費を助成します。(ジョブコーチ1人あたり上限1,340千円) |
| 障がい者職場実習 | 職場実習の受入事業所に謝金、実習生に奨励金を支給します。(1日1,000円) |
| きこえない・きこえにくい人への就労支援のための手話通訳者等派遣事業 | 意思疎通支援(障害者総合支援法)の対象外となる採用面接、職場実習等に手話通訳者、要約筆記者等を派遣します。 |

問合せ先

雇用人材局雇用・働き方政策課
TEL:0857-26-7693 FAX:0857-26-8169

詳しくはこちら

<https://www.pref.tottori.lg.jp/koyouseisaku/>

名称

職業訓練手当

施策概要

求職者の知識及び技能の習得を容易にし、県内における就職が特に困難な求職者の雇用促進を図るため、公共職業能力開発施設等の行う職業訓練を受けた方(一定の条件を満たす方)に対し県が訓練手当を支給します。(月額10～13万円程度)

訓練手当の種類

(1) 基本手当(月額)

次の級地区分に従い、訓練期間に応じて支給します。

- ・1級地(県内に該当地なし)
4,310円
- ・2級地(20歳以上の鳥取市在住者)
3,930円
- ・3級地(鳥取市以外の地域在住者と20歳未満の者)
3,530円

(2) 受講手当(月額)

訓練を受講した日数に応じて支給します。
(上限40日) 500円

(3) 通所手当(月額)

通所の方法、訓練期間に応じて支給します。
(限度額42,500円)

(4) 寄宿手当(月額)

10,700円

問合せ先

雇用人材局産業人材課
TEL:0857-26-7222
FAX:0857-26-8169

県立産業人材育成センター倉吉校[東部・中部地区]
TEL:0858-26-2247
FAX:0858-26-2248
県立産業人材育成センター米子校[西部地区]
TEL:0859-24-0372
FAX:0859-24-4094

詳しくはこちら

<http://www.pref.tottori.lg.jp/99562.htm>

名称**職業訓練生託児支援事業****施策概要**

育児中の求職者の方が、県立産業人材育成センターが実施する職業訓練の訓練期間中に児童を保育所等において託児する場合に、託児に要する経費(以下「保育料」という)の一部を奨励金として支給します。

| | |
|-----|--|
| 支給額 | ・訓練期間中における保育料の1/2以内 (なお、他の助成金を活用する場合は、保育料から他の助成金額を控除した後の2分の1以内とする。) |
| 上限額 | 保育児童が1人の場合 月額15,000円 保育児童が2人以上の場合 月額23,000円 |

(注)求職活動関係役務利用費の支給対象期間中の併給はできません。
※求職活動関係役務利用費は、雇用保険の受給資格者等の方に対して、一定の要件を満たす場合に支給される国の制度です。

問合せ先

雇用人材局産業人材課
TEL:0857-26-7222
FAX:0857-26-8169

県立産業人材育成センター倉吉校[東部・中部地区]
TEL:0858-26-2247
FAX:0858-26-2248

県立産業人材育成センター米子校[西部地区]
TEL:0859-24-0372
FAX:0859-24-4094

詳しくはこちら

<http://www.pref.tottori.lg.jp/238799.htm>

※ 申請に当たり、他の補助金用の添付書類を転用できる場合があります。事前にご相談ください。

名称

新型コロナウイルス・物価高騰対応雇用安定支援金

施策概要

新型コロナウイルスの感染拡大、長期化及び物価高騰に伴い売上高や生産量の減少等に伴う人員削減により離職した者を正規雇用した事業主に新型コロナウイルス・物価高騰対応雇用安定支援金を支給します。

○支援金の対象となる離職者

次のいずれにも該当する離職者であること

- ① 県立ハローワーク、国のハローワーク、(公財)産業雇用安定センター又はその他の職業紹介事業者(以下「ハローワーク等」という)に求職登録している離職者
- ② 送出企業を事業主都合により離職した者
※送出企業とは、次のいずれにも該当するとして県が認定した企業
ア 新型コロナウイルス・物価高騰の影響により直近1か月間の売上高又は生産量などの事業活動を示す指標が平成31年度(令和元年度)、令和2年度、令和3年度又は令和4年度の同月に比べ概ね10%以上減少していること
イ アにより5人以上29人以下の離職者を発生させる企業
- ③ 県内在住の者で、離職後1年以内に新規に正規雇用者として雇い入れられた者(離職後、対象事業主以外に正規雇用されていない者)

○支援金の支給対象となる事業主

次のいずれにも該当する事業主であること

- ① 雇用保険の適用事業の事業主
- ② 対象離職者を県内に所在する事業所で、送出企業を離職した日の翌日から起算して1年を経過する日までに正規雇用した事業主
- ③ 対象離職者をハローワーク等の紹介により雇い入れた事業主
- ④ 対象離職者が離職した企業の親会社等に該当しない事業主
- ⑤ 送出企業において事業再編等が行われる場合は、事業再編後の企業及びその親会社等に該当しない事業主であること。
- ⑥ 賃金台帳、労働者名簿、出勤簿、現金出納帳、総勘定元帳等の法定帳簿類等を備え付け、県の要請により提出することができる事業主

○支援金支給額

1人当たり30万円 ※支援金の申請は、雇用してから3か月後から3か月以内

問合せ先

鳥取県立鳥取ハローワーク TEL 0857-51-0501 FAX 0857-51-0502
鳥取県立倉吉ハローワーク TEL 0858-24-6112 FAX 0858-24-6113
鳥取県立米子ハローワーク TEL 0859-21-4585 FAX 0859-21-4586
鳥取県立境港ハローワーク TEL 0859-44-3395 FAX 0859-36-8609

詳しくはこちら

<https://www.pref.tottori.lg.jp/291913.htm>

※ 申請に当たり、他の補助金用の添付書類を転用できる場合があります。事前にご相談ください。

名称

地域活性化雇用創造プロジェクト事業

施策概要

「地域産業を支える労働力の確保、定着」、「中小企業のデジタル化・DXによる生産性向上」をテーマに、多様な人材に対応した就職支援等の幅広いメニュー展開や、企業のリスキング環境整備の支援を行う。

【多様な人材の活躍による人手不足解消事業】

1 企業・事業主向け支援

- (1) 人手不足業界のための働き方改革セミナー・専門家派遣
- (2) 人材活用・定着・戦力化支援セミナー・専門家派遣
- (3) 求人企業のPR動画による魅力発信事業
- (4) 成長産業人材育成プラン推進事業

2 求職者・労働者向け支援

- (1) とっとりキャリアデザインLab(ラボ)設置事業
- (2) 潜在労働力就職準備支援セミナー
- (3) 求職者向けパソコン講習
- (4) オーダーメイド企業見学会
- (5) 職場体験奨励事業

3 就職促進支援

- (1) 個別就業支援
- (2) 合同企業ガイダンス

【デジタル人材の活躍による生産性向上事業】

4 企業・事業主向け支援

- (1) 企業主体のリスキング機運醸成・環境整備支援
- (2) デジタルマーケティング戦略実践講座

5 求職者・労働者向け支援

- (1) デジタル専門人材育成・マッチング事業

6 就職促進支援

- (1) 個別就業支援
- (2) 合同企業ガイダンス

問合せ先

<1(1)(2)、4(2)>
雇用人材局雇用・働き方政策課
TEL 0857-26-8476 FAX 0857-26-8169

<1(4)、4(1)、5>
雇用人材局産業人材課
TEL 0857-26-7224 FAX 0857-26-8169

<1(3)、2、3、6>
県立鳥取ハローワーク
TEL 0857-51-0501 FAX 0857-51-0502

詳しくはこちら

<https://www.pref.tottori.lg.jp/chipro/>

※ 申請に当たり、他の補助金用の添付書類を転用できる場合があります。事前にご相談ください。

名称

地域活性化雇用創造プロジェクト事業(地域雇用再生コース)

施策概要

新型コロナウイルスの影響を受けた分野の事業主による事業転換や多角化の取組支援のほか、求職者のキャリアチェンジを促進し、産業政策(県産業振興未来ビジョン)と一体となって地域雇用の再生を図る。

1 事業主向け雇用拡大・確保支援メニュー

(1) 企業戦略策定支援事業

業態転換等を学ぶセミナーやワークショップを開催します。

(2) 専門家個別支援事業

業態転換等を行う事業主が事業計画に基づいて具体的な取組を行う際に、伴走型支援を行う専門家を派遣します。

(3) 戦略産業人材育成事業

ものづくりに関する各種講座の開催や、専門家を活用したオーダーメイド型人材育成による支援を行います。

(4) 企業向けオンライン学習受講促進事業

マーケティングやITをはじめとするビジネススキルの習得など多様化する人材育成ニーズにきめ細かく対応できるオンライン学習を提供します。

2 求職者向け就職支援・人材育成メニュー

(1) キャリアアップ支援事業

未経験の職種へ就職活動を行う求職者の方に対し、セミナーや企業見学会・インターンシップ(職場体験)を実施します。

問合せ先

<1(1)(2)及び2>
雇用人材局雇用・働き方政策課
TEL 0857-26-8476 FAX 0857-26-8169

<1(3)(4)>
雇用人材局産業人材課
電話:0857-26-7224、FAX:0857-26-8169

詳しくはこちら

<https://www.pref.tottori.lg.jp/chipro/>

※ 申請に当たり、他の補助金用の添付書類を転用できる場合があります。事前にご相談ください。

名称

鳥取県労働移動受入奨励金

施策概要

売上高や生産量の減少等に伴う人員削減により離職した者を正規雇用した事業主に鳥取県労働移動受入奨励金(以下「奨励金」という。)を支給します。

○奨励金の対象となる離職者

次のいずれにも該当する離職者又は緊急雇用対策会議において奨励金の対象とすることが認められた企業の離職者であること

- ① 県立ハローワーク、国のハローワーク、(公財)産業雇用安定センター又はその他の職業紹介事業者(以下「ハローワーク等」という)に求職登録している離職者
- ② 送出企業を事業主都合により離職した者
送出企業とは、次のいずれにも該当するとして県が認定した企業
ア (公財)産業雇用安定センターに離職者の求職登録をしている企業
イ 県が認めた業種に該当する企業
ウ 次のいずれかに該当する企業
(ア) 売上高または生産量などの事業活動を示す指標の最近3か月間の月平均値が前年同期に比べ概ね10%以上減少していること
(イ) 雇用保険被保険者数の最近3か月間の月平均値が前年同期に比べて増加していないこと
エ ウにより30人以上の離職者を発生させる企業
- ③ 県内在住の者で、離職後1年以内に新規に正規雇用者として雇い入れられた者(離職後、対象事業主以外に正規雇用されていない者)

○奨励金の支給対象となる事業主

次のいずれにも該当する事業主であること

- ① 県が認めた業種に該当する事業主
- ② 雇用保険の適用事業の事業主
- ③ 対象離職者を県内に所在する事業所で雇用した事業主
- ④ 対象離職者をハローワーク等の紹介により雇い入れた事業主
- ⑤ 対象離職者が離職した企業の親会社等に該当しない事業主
- ⑥ 送出企業において事業再編等が行われる場合は、事業再編後の企業及びその親会社等に該当しない事業主であること。
- ⑦ 賃金台帳、労働者名簿、出勤簿、現金出納帳、総勘定元帳等の法定帳簿類等を備え付け、県
の要請により提出することができる事業主

○奨励金支給額

1人当たり10万円(緊急雇用対策会議で認定した企業から離職した者を正規雇用した場合、1人当たり30万円)

※支援金の申請は、雇用してから6か月日から6か月以内

問合せ先

鳥取県立鳥取ハローワーク TEL 0857-51-0501 FAX 0857-51-0502
鳥取県立倉吉ハローワーク TEL 0858-24-6112 FAX 0858-24-6113
鳥取県立米子ハローワーク TEL 0859-21-4585 FAX 0859-21-4586
鳥取県立境港ハローワーク TEL 0859-44-3395 FAX 0859-36-8609

詳しくはこちら

<http://www.pref.tottori.lg.jp/207796.htm>

※ 申請に当たり、他の補助金用の添付書類を転用できる場合があります。事前にご相談ください。

名称

産業未来共創補助金(成長・規模拡大型)

施策概要

県が「産業未来共創事業(成長・規模拡大型)」として認定し、その認定者の取組に対して支援します。

○産業未来共創補助金(成長・規模拡大型)

県内企業が策定する事業計画について、県が「産業未来共創事業(成長・規模拡大型)」として認定し、計画の実行にあたり、補助制度により支援します。

| | |
|-----------|---|
| 対象事業者 | 県内に事業所等を有する者 ※原則認定申請の日時点で法人設立後2年以上が経過し、十分な実績を有していること。 |
| 対象事業 | 将来の成長に向けた事業拡大の取組で、投資額3,000万円超の大規模な事業で以下重点分野に該当する事業 【重点分野】 「技術革新型産業」「未来挑戦型産業」 「地域密着型産業」「国際需要拡大」 ※詳細な要件がありますので、お尋ねください。 |
| 対象経費 | ①工場・事業所・社宅等の整備費用 ②操業後1年間のリース料・賃借料(補助率は1/2) ③設備投資に付随する少額経費 ④人材確保・育成に要する経費(上限あり) |
| 補助要件 | 経営革新計画等の承認(県) 又は 地域経済牽引事業計画の承認(県) + 新規常時雇用者の増(5人以上) 又は 雇用維持+付加価値の増(+5%・年) ※付加価値の増については、別途規程がありますので、お尋ねください。 |
| 補助率・補助限度額 | 1/5 ・ 10億円 |

※一定の要件を満たす場合は、補助金の加算もあります。(補助率 +5%)

問合せ先

立地戦略課 TEL:0857-26-7220 FAX:0857-26-8117

詳しくはこちら

<https://www.pref.tottori.lg.jp/311568.htm>

※ 申請に当たり、他の補助金用の添付書類を転用できる場合があります。事前にご相談ください。

名称

産業未来共創補助金(一般投資型)

施策概要

県が「産業未来共創事業(一般投資型)」として認定し、その認定者の取組に対して支援します。

○鳥取県産業未来共創補助金(一般投資型)

県内企業等が策定する事業計画について、県が「産業未来共創事業(一般投資型)」として認定し、計画の実行にあたり、補助制度により支援します。

| | |
|-----------|---|
| 対象事業者 | 県内に事業所等を有する者、県外企業 ※原則認定申請の日時点で法人設立後2年以上が経過し、十分な実績を有していること。 |
| 対象事業 | 製造業・その他の業種の事業で、投資額3,000万円超の大規模な事業 |
| 対象経費 | ①工場・事業所・社宅等の整備費用 ②操業後1年間のリース料・賃借料(補助率は1/2) ③設備投資に付随する少額経費 ④人材確保・育成に要する経費(上限あり) |
| 補助要件 | 新規常時雇用者の増(3人以上) 又は 雇用維持+付加価値の増(+4%・年) ※付加価値の増については、別途規程がありますので、お尋ねください。 |
| 補助率・補助限度額 | 1/10 ・ 5億円 |

※一定の要件を満たす場合は、補助金の加算もあります。(補助率 +5%)

問合せ先

立地戦略課 TEL:0857-26-7220 FAX:0857-26-8117

詳しくはこちら

<https://www.pref.tottori.lg.jp/311568.htm>

※ 申請に当たり、他の補助金用の添付書類を転用できる場合があります。事前にご相談ください。

名称

先端的デジタル活用企業立地促進補助金

施策概要

先端的なIT関連企業の新規立地や、県内で新たに参入しようとする企業の後押しを図るため、事業所の賃借に要する費用、設備機器賃借料及び人材確保・育成費の一部を補助します。

<事業内容>

| | |
|--------|--|
| 対象業種 | (1)ソフトウェア業、デザイン・機械設計業等 (2)コンテンツ事業 (3)一般事務・会計事務・事務用機器操作事務の事業 |
| 雇用要件 | 常時雇用労働者の増:5人以上 ※うち2人を上限にリモートワーカー等及び兼業・副業者等も可とする。 |
| 補助対象経費 | ・事業所の賃借に要する経費 ・設備の賃借に要する経費 ・企業が支出した以下の経費 ①人材確保費用(求人広告・就職支援催事の参加費等) ※1人当たり50万円、5年間で総額750万円が上限 ②従業員及びその家族の県内への転居費用等(社内規定に基づき企業が負担する移転に係る経費) ③新たに雇い入れた従業員の育成・定着等に係る費用 |
| 補助率・期間 | 1/2(事業開始から5年間) |
| 補助限度額 | 1,000万円/年 |

※補助金は1年ごとの実績により交付します。

問合せ先

立地戦略課 TEL:0857-26-7245 FAX:0857-26-8117

詳しくはこちら

<https://www.pref.tottori.lg.jp/311583.htm>

※ 申請に当たり、他の補助金用の添付書類を転用できる場合があります。事前にご相談ください。

名称

企業分散立地支援補助金

施策概要

都市圏企業の地方分散を本県の企業立地につなげるため、県外拠点の機能・業務を一部移転する際の設備取得費用、活動経費を支援します。現行の設備投資支援(産業未来共創補助金)又は賃借料支援(先端的デジタル活用企業立地促進補助金)との併用型で支援します。

<事業内容>

| | |
|--------|---|
| 補助対象事業 | 県外本社企業が本県内に県外拠点の機能・業務の一部を移転する事業等 ・事務拠点(調査・企画、情報処理、国際事業、総務・人事、その他管理業務等) ・研究拠点(工場内研究開発部門を含む) ・人材育成拠点(当該企業の基幹的な拠点等) ・生産拠点(当該企業の主要な生産製造等) ・新規事業拠点(当該企業が初めて実施する取組) |
| 補助対象経費 | ○分散活動費 研究開発経費、広告宣伝費、外注・委託費、県内拠点で新たに行う活動費用 ○人材定着支援費 県外から採用・移転した従業員が県内拠点に1年間定着した場合、1人当たり30万円を定額交付。(最大100人分まで) ○拠点改修費(リモート環境整備費、セキュリティ対策費等) ○設備・機器等取得費 ○賃借・リース料 ○ネットワーク等利用料(回線工事費、専用回線通信料等) ※併用する補助金と重複する部分は除く |
| 認定要件 | ○産業未来共創事業(成長・規模拡大型、一般投資型)、先端的デジタル活用企業立地促進補助金のいずれかの認定を受けること ○県内事業者・団体・自治体等と連携して、本県の地域課題解決に資する取組を行うこと |
| 補助率 | 1/2 |
| 補助限度額 | 5,000万円(最大3年間) ※1事業者1回限り |

問合せ先

立地戦略課 TEL:0857-26-7245 FAX:0857-26-8117

詳しくはこちら

<https://www.pref.tottori.lg.jp/302708.htm>

※ 申請に当たり、他の補助金用の添付書類を転用できる場合があります。事前にご相談ください。

名称

鳥取県産業未来共創事業〈新たな企業価値創造型〉の認定及び補助金による支援

施策概要

県内中小企業者(全ての業種が対象)が策定する新たな企業価値の創造に資する取組に関する1~2年の短期計画について、県が「鳥取県産業未来共創事業〈新たな企業価値創造型〉」として認定し、その認定事業者の取組に対して支援します。

(1) 鳥取県産業未来共創事業〈新たな企業価値創造型〉の認定

県内中小企業者が策定する新たな企業価値の創造に資する取組に関する1~2年の短期計画を鳥取県産業未来共創事業〈新たな企業価値創造型〉として県が認定します。

(売上高、付加価値額、経常利益のいずれかが増加する計画であることが必要)

(2) 鳥取県産業未来共創間接補助金〈新たな企業価値創造型〉

(1)の認定を受けた計画の実行にあたり、補助制度により支援します。

| | |
|--------|---------------------------------------|
| 補助対象経費 | FS調査費、新商品(役務)開発費、人材育成費、販路開拓費、設備・DX導入費 |
| 補助率 | 補助対象経費の1/2以内 |
| 補助金の額 | 2,000千円以内(千円未満は切り捨て) |
| 補助対象期間 | 24月以内 |

(3) その他

ご相談・お申し込みは商工会議所、商工会、商工会連合会、中小企業団体中央会が承ります。

問合せ先

企業支援課
TEL:0857-26-7241
FAX:0857-26-8117

詳しくはこちら

<https://www.pref.tottori.lg.jp/311526.htm>

※ 申請に当たり、他の補助金用の添付書類を転用できる場合があります。事前にご相談ください。

名称

鳥取県産業未来共創事業〈事業承継促進型〉の認定及び補助金による支援

施策概要

事業を承継した県内中小企業者(全ての業種が対象)が策定する新たな企業価値の創造に資する取組又は事業を承継した後の事業の継続のために必要な取組に関する1年以内の短期計画について、県が「鳥取県産業未来共創事業〈事業承継促進型〉」として認定し、その認定事業者の取組に対して支援します。

(1) 鳥取県産業未来共創事業〈事業承継促進型〉の認定

県内中小企業者が策定する新たな企業価値の創造に資する取組又は事業を承継した後の事業の継続のために必要な取組に関する1年以内の短期計画を鳥取県産業未来共創事業〈事業承継促進型〉として県が認定します。

(2) 鳥取県産業未来共創補助金〈事業承継促進型〉

(1)の認定を受けた計画の実行にあたり、補助制度により支援します。

| | |
|--------|----------------------|
| 補助対象経費 | 設備導入費等 |
| 補助率 | 補助対象経費の1/2以内 |
| 補助金の額 | 2,000千円以内(千円未満は切り捨て) |
| 補助対象期間 | 12月以内 |

(3) その他

ご相談・お申し込みは商工会議所、商工会、商工会連合会、中小企業団体中央会が承ります。

問合せ先

企業支援課
TEL:0857-26-7241
FAX:0857-26-8117

詳しくはこちら

<https://www.pref.tottori.lg.jp/311526.htm>

※ 申請に当たり、他の補助金用の添付書類を転用できる場合があります。事前にご相談ください。

名称

鳥取県産業未来共創事業〈生産性向上・新技術導入推進型〉の認定及び補助金による支援

施策概要

経営力向上計画について、県が「鳥取県産業未来共創事業〈生産性向上・新技術導入推進型〉」として認定し、その認定事業者の取組に対して支援します。

(1) 鳥取県産業未来共創事業〈生産性向上・新技術導入推進型〉の認定

県内中小企業者等が策定する経営力向上計画について、県が「鳥取県産業未来共創事業〈生産性向上・新技術導入推進型〉」として認定します。

(2) 鳥取県産業未来共創間接補助金〈生産性向上・新技術導入推進型〉

(1)の認定を受けた計画の実行にあたり、補助制度により支援します。

| | |
|--------|------------------------------|
| 補助対象経費 | 経営基盤整備費、人材育成費、販路開拓費、設備・DX導入費 |
| 補助率 | 補助対象経費の1/2以内 |
| 補助金の額 | 5,000千円以内(千円未満は切り捨て) |
| 補助対象期間 | 24月以内 |

※組合等が実施する取組の場合は、補助率2/3とする

(3) その他

ご相談・お申し込みは商工会議所、商工会、商工会連合会、中小企業団体中央会が承ります。

問合せ先

企業支援課
TEL:0857-26-7242
FAX:0857-26-8117

詳しくはこちら

<https://www.pref.tottori.lg.jp/311526.htm>

※ 申請に当たり、他の補助金用の添付書類を転用できる場合があります。事前にご相談ください。

名称

鳥取県産業未来共創事業〈経営革新型〉の認定及び補助金による支援

施策概要

中小企業等経営強化法に基づく経営革新計画について、県が「鳥取県産業未来共創事業〈経営革新型〉」として認定し、その認定事業者の取組に対して支援します。

(1) 鳥取県産業未来共創事業〈経営革新型〉の認定

中小企業等経営強化法に基づく経営革新計画について、県が「鳥取県産業未来共創事業〈経営革新型〉」として認定します。

(2) 鳥取県産業未来共創補助金〈経営革新型〉

(1)の認定を受けた計画の実行にあたり、補助制度により支援します。

| | |
|--------|---|
| 補助対象経費 | FS調査費、新商品(役務)開発費、人材育成費、販路開拓費、設備・DX導入費 |
| 補助率 | 補助対象経費の1/2以内 |
| 補助金の額 | 10,000千円以内 15,000千円以内(県が定める重点分野に関する取組) |
| 補助対象期間 | 36月以内 |

※組合等が実施する取組の場合は、補助率2/3とする

(3) その他

ご相談・お申し込みは商工会議所、商工会、商工会連合会、中小企業団体中央会が承ります。

問合せ先

企業支援課
TEL:0857-26-7243
FAX:0857-26-8117

詳しくはこちら

<https://www.pref.tottori.lg.jp/311526.htm>

※ 申請に当たり、他の補助金用の添付書類を転用できる場合があります。事前にご相談ください。

名称

鳥取県産業未来共創条例認定事業者貨物誘致支援事業

施策概要

鳥取県産業未来共創条例に基づく事業認定(新增設)事業者を対象に、境港外貨定期航路を利用する貨物取扱を伴う場合、事業開始から一定期間、又は一定量の貨物について輸送経費の一部を助成します。

■補助期間

補助事業開始日から5年間

■補助額 25,000円/TEU

■限度額 1社当たり500万円/1年間(最大2,500万円/5年間)

(※)1FEUは、2TEUに換算(TEU=20フィートコンテナ、FEU=40フィートコンテナ)

問合せ先

通商物流課
TEL:0857-26-7850
FAX:0857-21-0609

[詳しくはこちら](#)

※ 申請に当たり、他の補助金用の添付書類を転用できる場合があります。事前にご相談ください。

名称

県内事業者連携による生活店舗対策特別支援事業

施策概要

JA等の生活店舗の廃止等に伴う経営環境の変化を乗り切るため、影響を受ける県内中小企業等が共同で調達・配送の仕組みを導入する等により、体質強化、高収益化、販路拡大等の経営力向上を図る取組を支援します。

県内事業者連携による生活店舗対策特別支援事業補助金

生活店舗の廃止等の影響を受ける県内中小企業等で構成する任意グループ等が行う以下の取組を、補助制度により支援します。

| | |
|--------|---|
| 補助対象経費 | 経営環境の変化に対応した、調達・配送などの共同化に要する費用 |
| 実施主体 | 生活店舗の廃止等による影響を受けた組合、業界団体、任意グループ（商工業を主たる事業として営む県内中小企業者のうち、影響を受けた1者以上を含めた2者以上のグループ） |
| 補助率 | 補助対象経費の1/3以内 |
| 補助金の額 | 10,000千円 |

問合せ先

企業支援課
TEL:0857-26-7243
FAX:0857-26-8117

詳しくはこちら

<https://www.pref.tottori.lg.jp/311527.htm>

※ 申請に当たり、他の補助金用の添付書類を転用できる場合があります。事前にご相談ください。

名称

特別高圧電力料金高騰対策支援事業

施策概要

エネルギー価格高騰に対して、国の支援制度の対象とならない電力(特別高圧電力)を契約・利用されている事業者(県内中小事業者等又は大型商業施設等に入居するテナント)を支援します。

特別高圧電力料金高騰対策補助金

特別高圧電力を利用する県内事業所を有する中小事業者等に対して、補助制度により支援します。

| | |
|-------|---|
| 補助対象者 | (1)特別高圧を受電している中小事業者等 (2)特別高圧受電している商業施設等に入居する店舗 |
| 補助金の額 | 令和5年4月から8月使用分:3.5円/kWh 令和5年9月分:1.8円/kWh ※上限10,000千円 |

問合せ先

企業支援課 TEL:0857-26-7243

詳しくはこちら

<https://www.pref.tottori.lg.jp/311511.htm>

※ 申請に当たり、他の補助金用の添付書類を転用できる場合があります。事前にご相談ください。

名称

新しい生活様式における輸出促進活動支援事業費補助金

施策概要

鳥取県の農林水産業及び食品製造業の振興を図るため、鳥取県内で生産された農林水産物等食品(以下、県産農林水産物等)の輸出活動を支援します。

○支援内容

| 1 類型 | 2 補助事業 | 3 事業主体 | 4 補助事業に 要する経費 | 5 補助率 | 6 限度額 |
|---------|-----------------------|---------------------------|------------------------------------|------------------------|----------------|
| 一般型 | 県産農林水産物等の輸出促進のために行う取組 | 県内事業者 | 旅費、役務費、印刷製本費、広告宣伝費、使用料、専門人材活用費、委託費 | 1/2以内 ※旅費は 1/3以内 | 2,000千円/年度 |
| グループ展開型 | | グループ(県内事業者5者以上)を代表する県内事業者 | | 1/2以内 | 事業者×1,000千円/年度 |
| チャレンジ型 | | 輸出促進活動を行ったことが無い県内事業者 | | 2/3以内 | 2,000千円(一回限り) |
| 食のみやこ型 | | 県主催事業に参加する県内事業者 | 旅費、役務費、印刷製本費、広告宣伝費 | 1/2以内 | — |

※各事業者の補助限度額は累計5,000千円とする(食のみやこ型は除く。)

問合せ先

市場開拓局販路拡大・輸出促進課
TEL:0857-26-7963
FAX:0857-21-0609

詳しくはこちら

<https://www.pref.tottori.lg.jp/237651.htm>

※ 申請に当たり、他の補助金用の添付書類を転用できる場合があります。事前にご相談ください。

名称

とっとり先駆型ラボ誘致・育成補助金

施策概要

先駆的な事業に取り組む事業者等のオフィス・研究開発拠点等の誘致等を推進し、将来の本県産業の牽引役に成長することを期待した育成支援を行います。

<事業内容>

(1) 事前調査支援

本県で県内事業者等と連携した先駆的事业の実施を検討中の事業者に対し、事前調査費用等を支援する。

| | |
|--------|----------------------------------|
| 補助対象者 | 県内に事業所を設置していない先駆的事业を行おうとする事業者等 |
| 補助対象経費 | 交通費、委託費、共同調査費(県内事業者・団体等に限る)、通信費等 |
| 補助限度額等 | 30万円 (補助率)1/2 (補助期間)最長12ヶ月 |

(2) オフィス設置支援

県内への小規模・サテライトオフィス等の拠点の設置・運営を支援する。((1)の活用は必須としない。)

| | |
|--------|--|
| 補助対象者 | 県内に事業所を設置していない先駆的事业を行おうとする事業者等 |
| 補助要件 | 県内事業者・団体等と連携して事業を推進すること |
| 補助対象経費 | 事業所改修・賃借費、機器設備取得・賃借費、通信費、セキュリティ対策費、交通費、共同研究費、光熱水費等 |
| 補助限度額等 | 200万円 (補助率)1/2 (補助期間)最長24ヵ月 |

(3) 研究開発拠点設置支援

恒常的な研究開発拠点の設置・運営を支援する。((1)又は(2)の活用は必須としない。)

| | |
|--------|---|
| 補助対象者 | 先駆的事业を行おうとする事業者等 又は (1)又は(2)を活用した事業者 |
| 補助要件 | 2人以上の雇用(代表者を含む。代表者の3親等以内の親族は雇用者に含めない。) ※雇用者の1/2までは、一定の条件でリモートワーカー等、兼業・副業者等も可とする。 |
| 補助対象経費 | (2)の対象経費、直接人件費、人材育成費等 ※リモートワーカー等、兼業・副業者等の直接人件費等は補助対象外。 |
| 補助限度額等 | 500万円((2)による支援を受けた場合はその補助額を差し引く。) ※事業所改修費補助は200万円以内、直接人件費補助は補助総額の30%以内。 |
| 補助率・期間 | (補助率)1/3(中山間地域に設置する場合は1/2) (補助期間)最長36ヵ月((2)による支援を受けた場合はその補助期間を差し引く。) |

問合せ先

立地戦略課 TEL:0857-26-7245 FAX:0857-26-8117

詳しくはこちら

<https://www.pref.tottori.lg.jp/294244.htm>

※ 申請に当たり、他の補助金用の添付書類を転用できる場合があります。事前にご相談ください。

名称

鳥取県境港コンテナ物流ルート転換支援事業費補助金

施策概要

境港利用促進を図るため、境港発着の定期コンテナ航路を利用して新たな物流ルートを検討している荷主企業に対して、境港のトライアル輸送に係る経費の一部を助成します。

1 補助対象事業

境港を試験的に利用して新たな物流ルートの構築に取り組む事業

2 補助対象者

- (1)新規利用荷主
- (2)前年度に境港利用実績がない荷主

3 補助対象経費

- (1)物流ルート構築のための計画策定費用
- (2)輸送品質確認のための検証費用
- (3)トライアル輸送にかかる経費
 - ・日本国内の陸送費
 - ・梱包、保管料
 - ・通関、港湾荷役料など利用港での諸経費
 - ・海上運賃

4 補助金の額

補助対象経費の1/2（1社あたり上限50万円）

問合せ先

通商物流課 TEL:0857-26-7661 FAX:0857-26-8117
助成の申請窓口は境港貿易振興会です。
○境港貿易振興会 電話 0859-47-3905 ファクシミリ 0859-47-3906

詳しくはこちら

<http://www.sakaiminato-faz.co.jp/>

※ 申請に当たり、他の補助金用の添付書類を転用できる場合があります。事前にご相談ください。

名称

境港発着混載輸送サービス事業費補助金

施策概要

境港の外貿定期航路を利用して複数国・地域間LCL輸送サービスを提供する者に対して支援を行います。

○対象事業

海上コンテナを利用し、中継港を経由して複数国・地域を対象とした混載輸送サービス

○補助対象経費

境港～積替港との海上運賃、諸経費(混載仕立管理費、書類作成 等)

○補助率・限度額

補助率:1/2、限度額:1輸送あたり3万円、1事業100万円

問合せ先

通商物流課
TEL:0857-26-7850
FAX:0857-26-8117

詳しくはこちら

<http://www.pref.tottori.lg.jp/263481.htm>

※ 申請に当たり、他の補助金用の添付書類を転用できる場合があります。事前にご相談ください。

名称

境港利用促進支援事業

施策概要

境港利用促進を図るため、境港発着の国際定期航路を利用した荷主企業に対して、海上運賃及び陸送経費の一部を助成します。

| | 対象事業者・要件 | 対象助成事業・助成額 | 上限額 |
|---------------|---|--|-------------------------|
| コンテナ航路 | 新規利用の荷主 | (1)新規利用助成事業 1TEUにつき2万円 | 50万円/社 |
| | 利用が増加する荷主 (前年と比較して 10TEU以上増加する 荷主) | (2)利用拡大助成事業 増加貨物1TEUにつき1万円 | 200万円/社 |
| | 中国航路を利用して 輸出入する荷主 | (3)上海向け貨物利用促進事業 a.新規利用助成事業荷主 1TEUにつき5千円を上乗せ b.利用拡大助成事業荷主 1TEUにつき5千円を上乗せ | a.12.5万円/社 b.100万円/社 |
| | 鳥取県中西部・島根 県東部地域より遠隔 の地域からの国内輸 送費を要する荷主 | (4)コンテナ航路広域荷主陸送費助成事業(1,000千円) a.新規利用助成事業荷主 1TEUにつき5千円を上乗せ b.利用拡大助成事業荷主 1TEUにつき5千円を上乗せ | a.12.5万円/社 b.100万円/社 |
| | 小口混載貨物(LCL) を利用する荷主 | (5)小口混載利用促進助成事業 a.直行便貨物:1t・1m3につき1千円 b.積替便(トランシップ)貨物:1t・1m3につき4千円 | a.10万円/社 b.20万円/社 |
| | リーファーコンテナを 利用する荷主 | (6)リーファーコンテナ利用拡大助成事業 a.新規利用荷主 リーファーコンテナ1TEUあたり20千円 b.前年より貨物量を増加させた荷主 増加した貨物について、リーファーコンテナ1TEUあたり20千円 | a.200万円/社 b.200万円/社 |
| 国際フェリー・RORO航路 | | (7)国際フェリー・RORO機能船貨物助成事業 | |
| | 海上輸送 新規荷主 (これまでに輸送 実績がない荷主) | 1TEUにつき2万円(利用開始年度から3年間) ※バラ貨物:1t・1m3につき1千円、4台につき2万円 | 650万円/社 |
| | 既存荷主 (これまでに輸送 実績がある荷主) | a. 増加貨物1TEUにつき2万円 b. 年21TEU以上利用荷主は、増加貨物以外1TEUにつき1万円(利用開始年度から3年間) ※バラ貨物はコンテナに換算 | a.650万円/社 b.100万円/社 |
| 陸送 | 国内輸送経費を 要する荷主 (利用開始年度か ら3年間) | (8)環日本海圏航路陸送経費助成事業 a.鳥取県中西部、島根県東部地域を起点・終点とする輸送は、輸送1回につき1万円 b.a以外の地域を起点・終点とする輸送は、輸送1回につき2万円 | a.10万円/社 b.20万円/社 |

※1TEU=20フィートコンテナ1本分に換算した貨物量

鳥取県中西部:倉吉市、東伯郡、米子市、境港市、西伯郡、日野郡

島根県東部:松江市、安来市、出雲市、雲南市、仁多郡(ただし、隠岐郡・飯石郡を除く)

【令和3年度より開始】物流事業者等新規荷主開拓支援事業補助金

対象事業:境港を利用し、輸出・輸入コンテナ貨物の総取扱量が10TEU以上となる新規荷主

または新たな品目を扱う既存荷主を開拓した物流事業者等を対象

助成額:増加貨物1TEUにつき1万円(上限額:1事業者につき100万円)

問合せ先

通商物流課 TEL:0857-26-7850 FAX:0857-26-8117

助成の申請窓口は境港貿易振興会です。

○境港貿易振興会 電話 0859-47-3905 ファクシミリ 0859-47-3906

詳しくはこちら

<http://www.sakaiminato-faz.co.jp/>

※ 申請に当たり、他の補助金用の添付書類を転用できる場合があります。事前にご相談ください。

名称

循環経済モデル構築支援補助金

施策概要

複数の事業者が連携して行う、様々な素材の水平リサイクル(※)をはじめとした循環経済モデルの構築のため、補助金を交付する。
※「水平リサイクル」とは、使用済製品を原料として用いながら、同一用途の製品としてリサイクル製品を製造すること。

○概要

| | |
|--------|--|
| 補助対象事業 | 資源の排出、回収、研究開発、加工、流通など、経済循環に係る一連のプロセスを担う者により構成された事業者コンソーシアム(複数企業・団体等を構成員とするグループ)による、資源循環の仕組みづくりの取組 |
| 補助対象経費 | 他者が排出する廃棄物資源を回収・循環させる仕組みづくりに要する経費(マーケティング調査費、プロモーション経費、商品・サービス開発費(機械器具費、原材料費、外注費、専門家謝金・旅費、運搬費等)、コンソーシアム運営費等) |
| 補助対象期間 | 交付決定日から最長で令和6年2月末日まで |

○補助率、補助上限額等

| | |
|-----|---------|
| 補助率 | 2/3 |
| 補助額 | 3,000千円 |

○受付期間

令和5年9月末まで(予算に達した段階で受付を終了)

問合せ先

商工政策課

詳しくはこちら

<https://www.pref.tottori.lg.jp/304318.htm>

※ 申請に当たり、他の補助金用の添付書類を転用できる場合があります。事前にご相談ください。

名称

鳥取県サイバーセキュリティ体制構築支援補助金

施策概要

県内中小企業者等のサイバーセキュリティ体制の構築を支援することにより、県内のセキュリティリテラシー向上を促し、安定した事業活動に資することを目的とする補助金です。

[補助対象経費]

情報セキュリティポリシーの策定及び人材育成を行うための、専門家派遣経費及びソフトウェア・機器の導入費及びシステム・サービス利用料。

[補助率]

体制整備支援3/4、技術対策支援3/4

[補助限度額]

30万円

問合せ先

産業未来創造課
TEL:0857-26-7690
FAX:0857-26-8117

詳しくはこちら

<https://www.pref.tottori.lg.jp/293576.htm>

名称

鳥取県衛生管理構築支援補助金

施策概要

本補助金は、水産製品製造業、漬物製造業、密封包装食品製造業、食品の小分け業の営業者に対し、食品衛生法の許可取得に必要な施設設備の整備を支援し、食品衛生管理の体制構築の推進を目的として交付します。

| | |
|--------|--|
| 補助事業 | 衛生管理体制構築のため、施設設備の整備に必要な事業 |
| 補助対象者 | 食品衛生法施行令第35条に規定される(水産製品製造業(魚肉練り製品を除く。)、漬物製造業、密封包装食品製造業、食品の小分け業)のうち、次のいずれにも該当する者 1 食品衛生法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係の整備及び経過措置に関する政令第9条に基づく、経過措置期間が適用される者(令和3年5月31日以前から営業している者に限る。) 2 補助事業終了後3か月以内に食品衛生法第55条に基づく許可の取得、並びに衛生管理計画及び手順書に基づく衛生管理をする者 |
| 補助対象経費 | 1 建造物の改良に要する経費 2 機械及び装置の購入に要する経費 3 器具及び備品の購入に要する経費 (例)・壁や区画の設置 ・水道設備の設置 ・床や天井の補修 等 ※いずれも鳥取県食品衛生条例に定める施設の基準(許可基準)を満たすための経費に限る。 ※法改正前(令和3年5月31日以前)から許可を取得していた施設に係る経費は除く。 |
| 補助率 | 2分の1 |
| 限度額 | 50万円 |
| 申請期限 | 令和6年1月末 |
| 事業期間 | 令和6年3月31日までの間とする。 本事業の対象経費は、令和5年度中に支払いが完了するものを対象とする。 |

問合せ先

生活環境部くらしの安心局くらしの安心推進課
TEL:0857-26-7211
FAX:0857-26-8171

詳しくはこちら

<https://www.pref.tottori.lg.jp/310153.htm>

※ 申請に当たり、他の補助金用の添付書類を転用できる場合があります。事前にご相談ください。

名称

鳥取県中小企業リスク対策強化補助金

施策概要

地震や豪雨災害等の自然災害や、新型コロナウイルス感染症、サプライチェーンへの対応など、多様化する経営リスクに対し、企業のBCP(事業継続計画)の実効性の向上や、経営力の強靱化を目的とし、防災設備等の導入、地域の安心・安全に資する活動を行う場合に要する経費、経営リスク対応のための調査等の経費について支援します。

ア 一般対策型

BCPの実効性向上や災害対策等の強化を行っていく上で必要になる経費の一部を補助します。

| | |
|------------|---|
| 補助対象経費 | ①自家発電機、蓄電池 ②土嚢、止水板、排水ポンプ ③飛散防止フィルム、転倒防止装置 ④備蓄食糧品 等 |
| 補助率: 1/2以内 | 補助上限額: 50万円(下限額 30万円) |

イ 地域連携型

BCPに基づき地域の住民や団体等の安心・安全に資する活動等を行う上で必要となる備品・備蓄品等の導入に要する経費の一部を補助します。

| | |
|------------|---|
| 補助対象経費 | ①電力の地域開放(自家発電機、災害用携帯充電器等)に要する経費 ②地域に提供する備蓄品(非常食、携帯トイレ、毛布等) 等 |
| 補助率: 2/3以内 | 補助上限額: 100万円(下限額 30万円) |

ウ 多様な経営リスク対策型

価格適正化、サプライチェーンの維持・強化、経済安全保障法対応等のために必要な対策や調査等(働く人への配慮(人権等)、気候変動への対策、サプライチェーンリスク、情報開示、経済安全保障法への抵触有無等)に要する経費の一部を補助します。

| | |
|------------|---|
| 補助対象経費 | ①自社やサプライヤーに対する調査に要する経費(旅費、調査委託費等) ②価格適正化推進、サプライチェーン維持・強化、経済安全保障法対応等を目的とした取り組みに対し、専門家(機関)に依頼するためのコンサルティング費用 等 |
| 補助率: 1/2以内 | 補助上限額: 30万円 |

○受付期間

随時(令和5年6月1日以降)

※交付申請の受付は先着順とし、予算が無くなり次第、公募を終了します。

○事業実施期間

交付決定の日から令和6年3月31日まで

問合せ先

商工政策課
TEL: 0857-26-7565
FAX: 0857-26-8117

詳しくはこちら

<https://www.pref.tottori.lg.jp/129006.htm>

※ 申請に当たり、他の補助金用の添付書類を転用できる場合があります。事前にご相談ください。

名称

とっとりSDGs経営強化専門家派遣

施策概要

とっとりSDGs企業認証を取得している事業者又は認証取得を目指す県内中小事業者を対象に、各分野の専門家を派遣し、SDGs経営のさらなる推進を目指します。

<支援対象>

とっとりSDGs企業認証※の取得事業者又は認証の取得を目指し、SDGsに資する経営を推進しようとする県内中小企業者

※ とっとりSDGs企業認証とは
SDGs経営の見える化等により、取組内容のさらなる推進、及び企業価値の向上を目的に、「環境」「社会」「経済」の3側面の取組状況を総合的に審査し、認証基準を満たす事業者を認証する。
(対象) 県内の営利事業者

<専門家派遣の分類及び支援上限>

○簡易相談（原則として1回あたり1時間以上2時間以内）・・・同一年度につき2回を上限
○本格相談（原則として1回あたり2時間以上）・・・同一年度につき2回を上限

<専門家派遣リスト>

| 分野 | 依頼方法 |
|--|--|
| ◆ 労務管理 労働災害・ハラスメント等の防止、働き方改革に係る社内規定整備に関する相談 | ★相談内容により、本専門家派遣と申請・活用方法が異なるため、まずは活用についてとっとりSDGs企業認証サポート窓口へご相談ください。 【想定される専門家の例】鳥取県社会保険労務士会 |
| ◆ 企業法務 コンプライアンス（法令順守）に係る制度整備等の相談 | ★相談内容により、本専門家派遣と申請・活用方法が異なるため、まずは活用についてとっとりSDGs企業認証サポート窓口へご相談ください。【想定される専門家の例】鳥取県弁護士会 |
| ◆ 企業財務、事業転換等経営支援 SDGs経営推進に係る財務面での相談、今後の事業転換計画の検討 | (様式第1号)とっとりSDGs経営強化専門家派遣依頼書をとっとりSDGs企業認証サポート窓口へご提出ください。 【想定される専門家の例】日本公認会計士協会中国山陰部会、鳥取県税理士会連合会、鳥取県中小企業診断士協会、鳥取県行政書士会 |
| ◆ 環境マネジメント 温室効果ガス排出量の見える化や、削減目標の設定 | (様式第1号)とっとりSDGs経営強化専門家派遣依頼書をとっとりSDGs企業認証サポート窓口へご提出ください。 【想定される専門家の例】県内エコチューニング事業者(株)エナテクス(倉吉市)、旭ビル管理(株)(米子市) |
| ◆ BCPサポート 企業の事業継続計画(BCP)の策定、災害・感染症・セキュリティ等の対応分野拡大、点検・見直しのご相談 | ★「とっとりBCPサポートセンター」で専門家の活用が可能です。以下の県HPからご確認・ご申請いただくか、とっとりSDGs企業認証サポート窓口へご相談ください。 https://www.pref.tottori.lg.jp/296965.htm |
| ◆ 情報セキュリティ 社内情報セキュリティの整備、見直し、社内周知等の相談 | (様式第1号)とっとりSDGs経営強化専門家派遣依頼書をとっとりSDGs企業認証サポート窓口へご提出ください。 【想定される専門家の例】IPA(独立行政法人情報処理推進機構)に登録しているセキュリティの専門家 |
| ◆ その他 | (様式第1号)とっとりSDGs経営強化専門家派遣依頼書をとっとりSDGs企業認証サポート窓口へご提出ください。 |

問合せ先

商工労働部商工政策課内
TEL:0857-26-7538 FAX:0857-26-8117 MAIL:shoukou-seisaku@pref.tottori.lg.jp

詳しくはこちら

<https://www.pref.tottori.lg.jp/item/1293256.htm#itemid1293256>

※ 申請に当たり、他の補助金用の添付書類を転用できる場合があります。事前にご相談ください。

名称

鳥取県震災等対策アドバイザー派遣事業

施策概要

震災等への備えとして、簡易なリスク診断・改善提案等を行う震災等への対策アドバイザーを派遣します。(事業者負担:無料)

| | |
|------------------------|---|
| 派遣費用 | 無料 |
| 派遣回数 | 1社につき原則1回限り。1回当たり3時間程度。 |
| 事業内容 | <p>震災等への備えとして、専門家の視点による簡易なリスク診断及び具体的な震災等への対策のアドバイスを求める中小企業者等に対し、診断・助言を行う震災等対策アドバイザーを派遣します。</p> <p>※リスク診断の内容</p> <ol style="list-style-type: none">被害予防・軽減のための取組み 防災設備、防災グッズの導入、機能維持、初動対応、従業員対応、復旧対応など訓練・リスク分析等 ハザードマップ等の確認によるリスク分析、訓練・教育、防災体制、安全確保など事業継続対策 震災等が起こった際の社内体制、在庫、他社との連携など |
| 震災対策アドバイザー (県で事前登録) | <ol style="list-style-type: none">事業継続主任管理者(BCAO認定)、またはBCMS(事業継続マネジメントシステム)の認証を取得している企業において中心となってBCMSの運用を実践している者。防災対策・リスク診断に関し高い知識を有すると認められ、リスク診断・評価業務に5年以上従事した経験がある者。 |
| 募集期間 | 令和5年4月1日から令和6年2月28日まで ※派遣の受付は先着順とし、予算の範囲内で派遣します。 |

問合せ先

商工政策課
TEL:0857-26-7565
FAX:0857-26-8117

詳しくはこちら

<https://www.pref.tottori.lg.jp/265633.htm>

※ 申請に当たり、他の補助金用の添付書類を転用できる場合があります。事前にご相談ください。

名称

とっとりBCPサポートセンター

施策概要

県内企業を対象に、自然災害やサイバーセキュリティ、新型コロナウイルスなどの事業継続に影響を与えるリスクに対し、事業を実施する上での相談や、非常時でも事業を継続するための計画＝BCPに関する初期相談や策定相談まで、幅広くご対応します。

| | |
|--------|--|
| 開設場所 | 鳥取県庁商工労働部商工政策課内 |
| 専門分野 | 1. BCP・BCPマネジメント 2. 感染対策 3. サイバーセキュリティ |
| 支援メニュー | (1) 専門家個別相談: 1事業者2回まで(1回あたり1時間程度) (2) BCP策定・改善相談: 1事業者1回まで(1回あたり3時間程度) |
| 費用 | 無料 |
| 事業内容 | 自然災害や新型コロナウイルス、サイバーセキュリティ対策など、対策の必要性が高まる経営リスクについて、それぞれのリスクの専門家からリスク対策やアドバイスを受けられる個別相談の実施や、近年策定の必要性が高まるBCP(事業継続計画)の策定や、策定済みのBCPの改善(見直し)相談など幅広くご対応します。 (1) 専門家個別相談 ・企業が抱えるリスク(自然災害、感染症、サイバーセキュリティ)や、BCPに関する初期相談について、内容に応じ該当する専門家と個別に相談することができます。相談はオンライン形式で実施します。 (2) BCP策定・改善相談 ・BCPについて策定中、又は策定済みの企業を対象に、BCPの専門家から策定や改善に関するアドバイスや指導を受けることが可能です。相談についてはオンライン形式か、現地派遣か選択することが可能です。 |
| 実施の流れ | ①サポートセンターに電話、又はメールで相談内容の確認。 ②県HPのサポートセンター内にある相談様式をメール等で提出。 ③事務局が専門家を選定し、相談日時を確定。相談者に連絡。 ④指定された日にオンライン、又は現地派遣により相談を実施。 ⑤相談実施後、相談者より実施報告書を事務局に提出。 |
| 期間 | 令和5年4月1日から令和6年3月31日 ※ただし、令和5年度中に相談を実施するものに限る。 |

問合せ先

商工労働部商工政策課内
TEL: 0857-26-7565 FAX: 0857-26-8117 MAIL: shoukou-seisaku@pref.tottori.lg.jp

詳しくはこちら

<https://www.pref.tottori.lg.jp/296965.htm>

※ 申請に当たり、他の補助金用の添付書類を転用できる場合があります。事前にご相談ください。

名称

鳥取県グリーン商品認定制度

施策概要

環境負荷の少ない循環型社会の構築に向けて、循環資源(廃棄物、間伐材等)を利用した商品を県独自の認定制度(鳥取県グリーン商品認定制度)により認定し、商品の販路開拓を支援します。

対象商品

循環資源(廃棄物や間伐材等)を原料として、県内で製造され、または加工され、県内外で販売される商品、または既に販売されている商品が対象です。

事業内容

- (1) 循環資源(廃棄物、間伐材等)を利用した商品を県独自の認定制度(鳥取県グリーン商品認定制度)により認定します。
- (2) 認定された商品を製造する事業者等で構成する「鳥取県認定グリーン商品普及促進協議会」が実施する商品PRや販売促進活動を支援します。

グリーン商品の認定要件

- (1) 生活環境のために必要な措置が講じられている県内の事業所で製造され、または加工されること。
- (2) すでに販売されている、または認定申請から6ヶ月以内に販売されることが確実なこと。
- (3) 当該商品について適用される関係法令等を遵守していること。
- (4) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号)第2条第3項に規定する特別管理一般廃棄物及び同法第2条第5項に規定する特別管理産業廃棄物を原材料としていないこと。
- (5) 商品について次に掲げる場合に於いて、それぞれに定める要件を満たしていること。
 - ① 販売等にあたり、商品に適用される関係法令等に溶出等の基準がある場合 当該基準に適合していること。
 - ② ①以外の場合 次に掲げる基準のすべてに適合していること。
 - A) 環境基本法(平成5年法律第91号)第16条第1項の規定に基づく土壌の汚染に係る環境基準
 - I) 土壌汚染対策法施行規則(平成14年環境省令第29号)第31条第2項に規定する含有量に関する基準
 - ウ) ダイオキシン類対策特別措置法(平成11年法律第105号)第7条の規定に基づくダイオキシン類による土壌の汚染に係る環境基準
- (6) 次のいずれかの規格に適合しているか、またはこれらに準じたもの。
日本工業規格(JIS)、日本農林規格(JAS)、エコマーク商品認定基準、
グリーン購入法第6条に基づく「環境物品等の調達に関する基本方針」、
鳥取県土木工事共通仕様書、その他公的な機関が定める品質等の基準
- (7) 利用する循環資源は次のとおりです。
 - A) 品目ごとに定めた利用割合(率)に適合すること。
 - I) 県内調達率は、以下に定める率以上とすること。ただし、既存の認定商品に類似の機能、構造、特性等を有するものがないグリーン商品及び県内で発生する廃棄物等を県外で処理した際に発生する循環資源については、この限りではない。
間伐材70%、木くず70%、がれき類60%、動植物性残さ60%、樹皮50%、ガラスくず40%、その他はできる限り高い率。



(※令和5年3月31日現在で、406商品を認定しています。)

問合せ先

産業未来創造課
TEL:0857-26-7690
FAX:0857-26-8117

詳しくはこちら

<https://www.pref.tottori.lg.jp/green/>

名称

とっとり企業支援ネットワーク

施策概要

商工団体、金融機関等の関係機関が連携して中小企業者等の経営支援等を行う本県独自の体制「とっとり企業支援ネットワーク」を構成し、中小企業者等に対する事業の継続・成長に向けた取組を支援します。

1 支援の流れ

- (1) まずはご相談ください
最寄りの商工団体、金融機関、信用保証協会、産業支援機関へご相談・お申込みください。
- (2) 案件の事前協議
相談者の経営状況、課題、支援要望等をお伺いした上で、とっとり企業支援ネットワーク事務局(鳥取県経営サポートセンター)が支援の可否や方針を決定します。
- (3) キックオフ会議の開催
連携支援チームを構成し、具体的な支援策の協議やスケジュールの決定などを行います。
- (4) 連携支援チームが支援を行います
連携支援チームとの定期的な連携支援会議で進捗確認、計画の見直しの必要がないかチェックを行います。案件に応じてオブザーバー機関や他の専門機関と連携します。
- (5) 終了会議の開催、フォローアップ
支援終了を連携支援チームで確認・合意し、今後のフォローアップについての打合せを行います。支援終了後もモニタリングとして必要に応じた追加支援などのフォローアップを一定期間行います。

2 参加機関

| 区分 | 機関名 |
|----------|---|
| 商工団体 | 鳥取商工会議所、倉吉商工会議所、米子商工会議所、境港商工会議所、鳥取県商工会連合会、鳥取県中小企業団体中央会 |
| 金融機関 | 山陰合同銀行、鳥取銀行、島根銀行、中国銀行、みずほ銀行、鳥取信用金庫、倉吉信用金庫、米子信用金庫、日本政策金融公庫、商工組合中央金庫、鳥取県信用保証協会 |
| 産業支援機関 | 鳥取県産業技術センター、鳥取県産業振興機構 |
| 鳥取県 | 商工労働部企業支援課、鳥取県経営サポートセンター、中・西部総合事務所県民福祉局 |
| オブザーバー機関 | 【国等の関係機関】 経済産業省中国経済産業局、財務省中国財務局鳥取財務事務所、中小企業基盤整備機構中国本部、日本貿易振興機構鳥取貿易情報センター、地域経済活性化支援機構、鳥取県中小企業活性化協議会、鳥取県事業承継・引継ぎ支援センター、鳥取県よろず支援拠点、とっとりプロフェッショナル人材戦略拠点 【士業関係団体】 鳥取県中小企業診断士協会、中国税理士会鳥取県支部連合会、日本公認会計士協会中国会山陰部会、鳥取県弁護士会、鳥取県行政書士会 |

問合せ先

企業支援課 TEL:0857-26-7217 FAX:0857-26-8117

詳しくはこちら

<https://www.pref.tottori.lg.jp/tcsnw/>

※ 申請に当たり、他の補助金用の添付書類を転用できる場合があります。事前にご相談ください。

名称

「食パラダイス鳥取県」づくり支援交付金

施策概要

「食パラダイス鳥取県」の推進のために行う、県産品のブランド化、魅力アップを図り、食による県外からの誘客を図る取組、名物料理開発による地域振興等、食パラダイス鳥取県につながる地域を巻き込んだ、県民の活動を促進することを目的として交付する。

1 一般枠・コンベンションPR枠・直売所連携魅力アップ枠

| | |
|----------|--|
| 1 事業の内容 | <p><一般枠> 食パラダイス鳥取県の推進のための情報発信や県産品のブランド化の推進、特産品開発、名物料理づくり等、食を切り口にした産業振興、地域振興に資する取組</p> <p><コンベンションPR枠> 全国からの来県者が見込まれる全国規模のスポーツ大会やコンベンション等に参加する来県者に対し、民間の方々のノウハウや活力を最大限に活用し、「食パラダイス鳥取県」をPRする民間等の取組</p> <p><直売所連携魅力アップ枠> 県内の直売所が連携し、活性化・魅力向上を図る取組</p> |
| 2 交付対象者 | <p><一般枠> 鳥取県の食材や食文化、料理等の普及活動、地域資源を活用した名物料理づくりや特産品開発、ブランド化推進に取り組む県内外の民間団体、任意グループ等(※市町村、食パラダイス鳥取県ブランド団体支援交付金・鳥取県林業団体等支援交付金の対象団体、個別企業等は対象外。※原則として鳥取県内に事業所等を有する者。)</p> <p><コンベンションPR枠> 鳥取県の食材や食文化、料理等の普及活動、地域資源を活用した名物料理づくりや特産品開発、ブランド化推進に取り組む県内の民間団体、任意グループ等</p> <p><直売所連携魅力アップ枠> 県内の直売所・道の駅、直売所・道の駅が連携して組織する協議会、農漁協等</p> |
| 3 交付対象経費 | <p>事業実施に必要な調査、食材等の購入、情報発信、イベント開催等に要する経費 (実施主体の運営に係る経常的な経費、人件費、食糧費、器具・備品等の減価償却資産購入費(10万円以上のもの)は除く)</p> |
| 4 交付率 | 2/3以内 |
| 5 交付金上限額 | <p><一般枠> 上限額2,000千円 <コンベンションPR枠> 上限額250千円 <直売所連携魅力アップ枠> 上限額500千円</p> |

2 特別枠

| | |
|----------|---|
| 1 事業の内容 | <p>食パラダイス鳥取県の推進のための食の美味しさ、楽しさの発信や郷土料理等の文化的側面などに着目した営利を目的としない取組</p> |
| 2 交付対象者 | <p>食パラダイス鳥取県の推進につながる企画事業を実施できる県内外の民間団体、任意グループ、企業等(ただし、食パラダイス鳥取県ブランド団体支援交付金・鳥取県林業団体等支援交付金の対象団体を除く。)</p> <p>※構成員に県外事業者等を含む場合、構成員の1/2未満とし、主となる事業者は県内に事業所等を有する者とする。</p> |
| 3 交付対象経費 | <p>事業実施に必要な調査、食材等の購入、情報発信、イベント開催等に要する経費 (ただし、実施主体の運営に係る経常的な経費、人件費、食糧費、器具・備品等の減価償却資産購入費(10万円以上のもの)は除く)</p> |
| 4 交付率 | 10/10以内 |
| 5 交付金上限額 | 上限額250千円 |

問合せ先

市場開拓局食パラダイス推進課 TEL:0857-26-7835

詳しくはこちら

<https://www.pref.tottori.lg.jp/item/1031722.htm>

※ 申請に当たり、他の補助金用の添付書類を転用できる場合があります。事前にご相談ください。

名称

「食パラダイス鳥取県」マーク活用支援事業

施策概要

「食パラダイス鳥取県」アンバサダー、とっとり県産品「鳥取物がたり」登録事業者、「鳥取県ふるさと認証食品」認証事業者、「食のみやこ鳥取県」特産品コンクール又は「食パラダイス鳥取県」特産品コンクール入賞事業者が作成する各ロゴマークを入れた商品パッケージ等の経費を支援する。

○支援内容

| | |
|------------|--|
| 補助対象経費 | 以下のロゴマークが入ったパッケージ・出荷資材版下の作成、ロゴマーク入りシール作成経費。 1 「食パラダイス鳥取県」ロゴマーク 2 「鳥取物がたり」ロゴマーク 3 鳥取県ふるさと認証食品マーク 4 「食のみやこ鳥取県」特産品コンクール又は「食パラダイス鳥取県」特産品コンクールロゴマーク |
| 補助率及び補助金額等 | 1 補助率：補助対象経費の1/2 2 補助金額：1事業者につき5万円/年度(2年連続活用は不可) |
| 補助対象者 | ・「食パラダイス鳥取県」アンバサダー ・「鳥取県ふるさと認証食品」登録事業者 ・「鳥取物がたり」登録事業者 ・「食のみやこ鳥取県」特産品コンクール及び「食パラダイス鳥取県」特産品コンクール入賞事業者 |

○参考

| | |
|--|--|
| 「食パラダイス鳥取県」アンバサダー ※登録により各種事業対象となるほか、「食パラダイス鳥取県」の販促グッズを提供する。 | 「食パラダイス鳥取県」推進の趣旨に賛同し、その実現に向けて新たなチャレンジを行う事業者を登録対象とする。 1 販売店 県産品の販売、PRに力を入れること 2 飲食店、旅館・ホテル 料理メニュー等に積極的に県産品を活用し、その良さをPRすること 3 生産者、食品製造業者 県産品の生産あるいは県産農林水産物を原材料に使用した加工食品の製造を行うことに加え、積極的に県産品の良さについての情報発信を行うこと 4 前各号に該当しない企業、法人、団体等 「食パラダイス鳥取県」推進のために自ら取り組み、又は応援すること ※参考URL： https://www.pref.tottori.lg.jp/311299.htm |
| ふるさと認証食品 | 県内の工場で製造され、食品添加物を使用していない又は品質を保持するため必要最小限度としている、次に掲げるいずれかのもの。 1 原材料に県産農林水産物を用いている加工食品(重量割合50%以上) 2 地域に古くから伝わる伝統的な製造方法を用いて作られている加工食品 3 県独自の新技术を用いて作られている加工食品 ※参考URL： http://www.pref.tottori.lg.jp/178533.htm |
| とっとり県産品「鳥取物がたり」 | 次に掲げるいずれかのもの。 1 県内において製造加工された産品 2 県外において製造加工された産品であって産品を特徴づける材料、技術等が県内で生産又は伝承されているもの。 ※参考URL： http://www.pref.tottori.lg.jp/item/852435.htm |
| 「食パラダイス鳥取県」特産品コンクール | 応募資格：鳥取県内に本店、支店その他の事業所を有する法人、組合、各種団体、グループ又は個人 応募要件：鳥取県産の農林水産物を主原料とした加工食品又は鳥取県産の農林水産物の特徴を活かした加工食品であること等(詳細はホームページをご覧ください。) ※参考URL： https://www.pref.tottori.lg.jp/178534.htm |

問合せ先

市場開拓局食パラダイス推進課
TEL:0857-26-7835
FAX:0857-21-0609

詳しくはこちら

<http://www.pref.tottori.lg.jp/dd.aspx?menuid=192844>

※ 申請に当たり、他の補助金用の添付書類を転用できる場合があります。事前にご相談ください。

名称

「食パラダイス鳥取県」多様な食でおもてなし推進事業

施策概要

地元食材を使用したメニュー・サービス及び加工品の開発・改良やPR活動、食に係る従業員の接客、調理及び加工技術向上に向けた研修等を支援する。

事業内容

| | |
|------------|---|
| 補助対象事業 | 1 主として県産農林水産物又は県産ジビエを用いた以下のようなメニュー・サービス及び加工品の開発・改良 ・ベジタリアン、ヴィーガン等に対応する料理 ・美容・健康志向に対応するメニューや商品(研究機関での食品分析等も含む) ・米粉を使用したメニュー・加工品 ・ポップカルチャー等を活用した地元グルメ ・新たな土産物や食べ歩きグルメ ・ペット同伴旅行者のペット用フード・メニュー ・キャンプ飯・サウナ飯のメニュー・サービス 等 2 1のPR(ただし、1の開発・改良を行った者が行う1の成果品に関するPRに限る) 3 食に係る従業員の接客、調理及び加工技術向上に向けた研修 |
| 注意事項 | (1)補助金の交付決定前に行った取組の事業の経費は、補助対象外となります。 (2)補助事業に関する書類は、事業完了した年度の翌年から5年間保管してください。 |
| 補助率及び補助金額等 | 1 補助率:補助対象経費の2/3(県費のみ) 2 補助限度額:1事業者 1,200千円/事業年度(最大2カ年度) ただし、各補助対象事業に係る補助上限額は次のとおりとする。 1:600千円、2:300千円、3:300千円 |
| 補助対象経費 | 試作材料費、機械設備に要する経費(ただし、50万円未満のものに限る)、食品分析等に係る経費、資材作成費、研修に係る経費 等 |
| 補助対象者 | 「食パラダイス鳥取県」アンバサダーに登録された県内飲食店、食品加工業者等 |

問合せ先

市場開拓局食パラダイス推進課 TEL:0857-26-7835

詳しくはこちら

<https://www.pref.tottori.lg.jp/311689.htm>

※ 申請に当たり、他の補助金用の添付書類を転用できる場合があります。事前にご相談ください。

名称

おいしい鳥取PR推進事業費補助金

施策概要

本県農林水産物及び農林水産加工品の県外への販路開拓・消費拡大の取組に対し支援します。
 ○県外消費者等と産地交流を行うツアーの開催などによる国内販路開拓
 ○見本市、商談会等への出席、試食販売など、国内販路開拓
 ○小売店における1月以上のテスト販売や年4回以上の試食販売による県外販路の定着化

○支援内容

1. 事業実施主体

- (1) 農林業経営体又は漁業者
- (2) 構成員の一部に(1)を含む任意組織
- (3) 県内の伝統的な加工食品を製造する小規模事業者、当該業種の事業者で構成する任意組織又は組合
- (4) 鳥取県内の農林水産物生産者と連携した食品を製造する小規模な食品加工製造事業者

2. 補助限度額及び補助率

| 補助事業名 | 限度額 | 補助率 |
|-------------------|--|-----|
| 消費者交流事業 販路開拓事業 | 150千円 (任意組織又は組合で補助事業参加者が4構成者以上の場合は300千円) | 1/2 |
| 販路定着化事業 | 200千円 (任意組織又は組合で、補助事業参加者が4構成者以上の場合は400千円) | 1/2 |

3. 事業区分及び補助対象経費

| 補助事業名 | 補助対象経費 |
|----------|--|
| 消費者等交流事業 | 事業実施主体の創意工夫により、県外での販路開拓を目的に行う次の取組に要する経費。 ・県外の販売先等を通じて募集するなどした消費者と県内生産者の県内での交流(産地視察、農業体験、意見交換会等) ・シェフ等の産地視察に係る経費 |
| 販路開拓事業 | 事業実施主体の創意工夫により、県外での販路開拓を目的に行う次の取組に要する経費。ただし、アンテナショップ(とっとりおかやま新橋館)での取組は除く。 ・特定の小売店等とのタイアップによる販路拡大 ・複数団体の連携による共同PR、販売促進(県外団体との連携も含む) ・新たな流通確立のためのテストマーケティング ・展示会、商談会等への参加 ・商品PRイベント等の開催、多くの来場者が見込めるイベントへの出展 |
| 販路定着化事業 | 県外における販路開拓拠点(インショップ等)定着化の取組のために行う次の取組に要する経費。ただし、アンテナショップ(とっとりおかやま新橋館)での取組は除く。原則として、既に一定の取引があり、その取引を定着・拡大するために行う取組に限る。 ・インショップ展開 ・同一店舗での1月以上のテスト販売、年4回以上の試食販売の実施 |

注1) 県内の伝統的な加工食品とは、酒造及び菓子、味噌、醤油等、地域に古くから伝わる伝統的な製造方法

でつくられている農林水産加工食品である。

注2) 小規模事業者とは、商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律第2条で定める、常時使用する従業員の数が20人以下の事業者とする。

問合せ先

市場開拓局 販路拡大・輸出促進課 TEL:0857-26-7767 FAX:0857-21-0609

詳しくはこちら

<https://www.pref.tottori.lg.jp/69491.htm>

※ 申請に当たり、他の補助金用の添付書類を転用できる場合があります。事前にご相談ください。

名称

ふるさと産業支援事業補助金

施策概要

伝統工芸等を営む事業者(組合・グループ・個人)が行う新商品開発・販路開拓を支援します。担い手不足で伝承の危うい伝統工芸品の研修について市町村等を支援します。

1. 新商品開発・販路開拓

(1) 補助対象者、補助金額及び補助率

| 事業 | 対象業種 | 事業主体 | 補助率 | 補助限度額 |
|--------|-----------|---------------------|-----|---------|
| 新商品開発 | ふるさと産業事業者 | 4者以上のグループ、組合 | 1/2 | 500千円 |
| | | 3者以下のグループ、個人 | | 300千円 |
| 海外販路開拓 | ふるさと産業事業者 | 4者以上のグループ、組合 | 1/2 | 1,000千円 |
| | | 3者以下のグループ、個人 | | 500千円 |
| 国内販路開拓 | ふるさと産業事業者 | 4者以上のグループ、組合 | 1/2 | 300千円 |
| | | 3者以下のグループ、個人 | | 200千円 |
| 国内販路開拓 | ふるさと産業事業者 | 就業後5年以内の若手の個人又はグループ | 2/3 | 200千円 |

※令和5年度は、同一地域で3回以上利用されている方も申請できます。

(2) 補助対象経費

| 経費区分 | 内容 |
|------|--|
| 謝金 | 委員謝金、専門家謝金、講師謝金 |
| 旅費 | 委員旅費、専門家旅費、講師旅費、職員旅費 |
| 庁費 | 原材料費、機器装置又は工具器具購入費、製造・改良又は据付けに要する経費、外注加工費、コンサルタント雇用料、会議費、会場借料、会場整備費、デザイン料、印刷製本費、資料購入費、通信運搬費、調査研究費、広告宣伝費、通訳料、翻訳料、消耗品費、雑役務費、機械器具借料及び損料、資料作成費、原稿料、保険料 |
| 委託費 | 事業の一部を委託する経費 |

(3) 募集期間： 随時(ただし、補助金予算額が満額になり次第締め切ります。)

2. 後継者育成

(1) 補助金額・補助率

- ① 研修・滞在経費助成
補助率1/2、補助限度額50千円/月
- ② 研修受入助成
補助率1/2、補助限度額25千円/月
- ③ 家賃助成
補助率1/2、補助限度額10千円/月
- ④ 伝統産業人材育成県外派遣
定額補助、補助限度額50千円/月

(2) 補助対象期間

研修期間は2年以内。ただし(1)の①～③については、伝承に不可欠であれば、改めて審査の上、更に1年延長できる場合がある。

(3) 実施主体

市町村、事業者等

(4) 研修従事者

- ① 研修従事者は公募により募集し、選考する。
- ② 研修従事者を「労働力」として受け入れてはならない(補助金返還規定あり)。

問合せ先

市場開拓局販路拡大・輸出促進課
TEL: 0857-26-7259
FAX: 0857-21-0609

詳しくはこちら

<http://www.pref.tottori.lg.jp/38909.htm>

※ 申請に当たり、他の補助金用の添付書類を転用できる場合があります。事前にご相談ください。

名称

海外ビジネス支援補助金

施策概要

海外需要獲得に向かう取組及び海外との経済交流の取組に対し、その経費の一部を助成します。

1 対象事業

- (1) 海外商談会見本市物産展出展事業(インターネットを利用し非対面で実施するものを含む)
- (2) 海外バイヤー等招へい事業
- (3) 商品の輸出入に伴い法制度上必要な各種検査及び証明書等認証関係書類作成事業
- (4) 仕様変更支援事業(輸出・輸入)
- (5) 外国語資料翻訳事業

※補助対象経費の総額が10万円以上の事業とする。

※鳥取県補助事業「新しい生活様式における輸出促進活動支援補助金」に該当する事業は補助対象外とする。

2 補助金の額

補助対象経費の1/2以内(1社あたり上限75万円)

3 公募時期

随時(公募開始 令和5年4月から)

4 事業実施時期

交付決定日から令和6年3月10日まで

問合せ先

公益財団法人鳥取県産業振興機構とっとり国際ビジネスセンター
TEL:0859-30-3161

事業実施は公益財団法人鳥取県産業振興機構とっとり国際ビジネスセンター

詳しくはこちら

<http://www.tottori-kaigai.com/index.php?view=5077>

※ 申請に当たり、他の補助金用の添付書類を転用できる場合があります。事前にご相談ください。

名称

海外プロモーション動画作成支援補助金

施策概要

県内企業が行う海外販路開拓を目的とした販売促進向けの動画作成に要する費用の一部を助成します。

1 補助対象経費

オンラインを活用した海外販路開拓を目的とする販売促進用の動画作成に係る費用（委託費、賃借料、通信運搬費、諸謝金、通訳翻訳料、旅費交通費）

※鳥取県補助事業「新しい生活様式における輸出促進活動支援補助金」に該当する事業は補助対象外とする。

2 補助金の額

補助対象経費の1/2以内（1社あたり上限20万円）

3 公募時期

随時（公募開始 令和5年4月から）

4 事業実施時期

交付決定日から令和6年2月20日まで

※採択件数は10件程度とする。

※追加募集については、採択状況及び予算状況により、別途公募期間を設ける。

問合せ先

公益財団法人鳥取県産業振興機構とっとり国際ビジネスセンター
TEL:0859-30-3161

事業実施は公益財団法人鳥取県産業振興機構とっとり国際ビジネスセンター

詳しくはこちら

<http://tottori-kaigai.com/index.php?view=5242>

※ 申請に当たり、他の補助金用の添付書類を転用できる場合があります。事前にご相談ください。

名称

学校や地域と連携した地産地消率向上支援事業

施策概要

学校や福祉施設等で提供される給食への県産食材使用率の維持・向上を図るため、市町村等が行う県産食材供給の仕組み作りや地域の食文化継承につながる活動等を支援する。

事業内容

| | |
|--------|---|
| 補助対象事業 | 学校や福祉施設等で提供される給食への県産食材使用率の維持・向上に係る以下の取組に要する経費を支援する。 1 事業推進計画の策定、供給組織の代表者、学校等受給施設、市町村、県等の関係者で構成する推進会議の開催 2 農林水産物を学校給食等へ供給する組織の育成と活性化を支援する活動 3 供給可能な農産物の実証圃の設置 4 学校給食等への運搬体制の整備 5 県内の先進事例調査 6 農協等生産団体を含めての課題の検証、対策及びコストダウン等効率化の検討 7 JA、他市町村との連携による広域的供給体制の整備 8 地域の食文化継承につながる取組 9 その他目的達成に必要な事業 (ただし、1は必ず実施すること) |
| 事業実施主体 | 1 市町村(直接補助) 2 JA、農業法人、生産者グループ、私立幼稚園等設置者、福祉施設設置者等(市町村を通じた間接補助) |
| 補助率 | 1/2 |
| 補助上限額 | 1,000千円 |
| 補助対象経費 | 委託費、備品購入費、リース料、旅費、謝金、食糧費、会場借上料、消耗品費、借地料、試作材料費、サンプル費、検査料、パッケージ版下作成、PR用資材等 |

問合せ先

市場開拓局食パラダイス推進課 TEL:0857-26-7835

詳しくはこちら

※ 申請に当たり、他の補助金用の添付書類を転用できる場合があります。事前にご相談ください。

名称

地域資源活用・農商工連携促進事業

施策概要

加工業者等を支援する団体等が行う、農商工連携・6次産業化取組事業者の商品企画や販路開拓の取組を支援する。

【支援内容】

| | | |
|------|---|---|
| 補助対象 | 商工団体、地域商社、銀行等 加工事業者等の団体等 | |
| 対象経費 | (1) | (2) |
| | 農商工連携や6次産業化商品の企画・開発、ブラッシュアップ、販路開拓等に対する専門家派遣に係る経費（専門家の旅費・報償費）。 ● 自社製品のために自社に専門家を招へいする場合を除く。 | 農商工連携や6次産業化商品を扱う商談会等の開催に要する経費。 ● 事業実施主体の人件費及び食糧費、備品購入費を除く。 |
| 補助率 | 県10/10 | 県1/2 |
| 補助上限 | 1,000千円 ただし、(2)の事業の補助上限は500千円 | |

* 専門家派遣、商談会等の開催等両事業を実施する場合であっても、補助上限1,000千円とし、商談会等の開催等の補助率・補助上限は変わりません。

* 農商工連携等の商品に係る支援を対象とし、農林漁業者、農林水産業を営む法人、農漁協から原料を調達しないものは対象外とします。

【主な要件】

- 農商工連携や6次産業化の商品に係る支援とし、農商工連携の場合は、農林漁業者、農林水産業を営む法人、農漁協から原料を調達すること。
- 商談会・展示会については、取り扱う全商品数のうち農商工連携や6次産業化の商品数を概ね30%以上とすること。

問合せ先

市場開拓局食パラダイス推進課 TEL:0857-26-7807、FAX:0857-21-0609

詳しくはこちら

<https://www.pref.tottori.lg.jp/item/1204704.htm#itemid1204704>

※ 申請に当たり、他の補助金用の添付書類を転用できる場合があります。事前にご相談ください。

名称

鳥取県食品産業の輸出向けHACCP等対応施設整備緊急対策事業費補助金

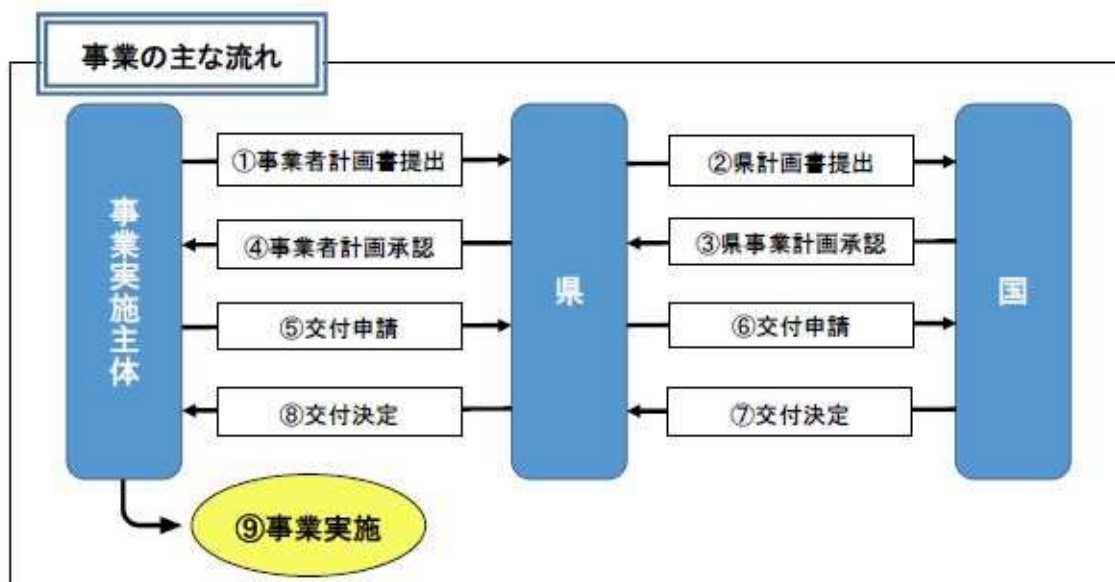
施策概要

農林水産物・食品の輸出拡大を目的に、①HACCP等の認定・認証取得といった、輸出先国から求められる様々な規制及び基準等への対応、②輸出先国のニーズに対応するための製造、加工、流通体制等の整備について支援します。

○支援内容

| | | |
|--------|---|--|
| 主な内容 | <ul style="list-style-type: none"> ・輸出向けHACCP等の認定・認証の取得(追加認証含む)による輸出先国の規制等への対応 ・輸出先国における検疫や添加物等の認定・認証の取得等を伴わない規制への対応 | <ul style="list-style-type: none"> ・認定取得等に関係しない、輸出先国ニーズに対応するための機器整備 |
| 補助率 | 1/2内(国費のみ) | 3/10以内(国費のみ) |
| 補助上限額 | 上限5億円、下限250万円 | |
| 主な採択基準 | <ul style="list-style-type: none"> ・GFP(農林水産物・食品輸出プロジェクト)コミュニティサイトに登録していること。 ・投資効率(費用対効果)が1.0以上であること。 ・HACCPチームが編成されていること。等 <p>※農林水産省令で定める「輸出事業計画」の策定・提出が必要です。</p> | |

※全体事業費が1千万円を超える場合は金融機関から交付対象事業費の10%以上の貸付けを受ける必要あり。



問合せ先

市場開拓局販路拡大・輸出促進課
TEL:0857-26-7806 FAX:0857-21-0609

詳しくはこちら

<https://www.maff.go.jp/j/shokusan/export/gfp/haccp.html>

※ 申請に当たり、他の補助金用の添付書類を転用できる場合があります。事前にご相談ください。

名称

伝統産業(酒類等)情報発信強化支援事業補助金

施策概要

国内や海外を対象に地酒や酒造の魅力を情報発信する県内の事業者及び団体に対して、国内・海外を対象とした県内酒造と協力しての産地体験ツアー実施、オンライン地酒セミナー実施等、地酒や酒造の魅力の情報発信につながる取組を支援します。

(1) 補助対象者

次の要件を満たす、本補助金交付要綱第2条の交付目的に沿う団体等(事業の実施に当たって設立された実行委員会等を含む)

- ①酒類の製造あるいは販売を県内で行っている事業者であり、本拠地が県内にあるもの
- ②代表者及び所在地が明確なもの
- ③会計経理が明確なもの

(2) 補助金額及び補助率

補助率1/2、補助限度額150千円

(3) 補助対象経費

| 経費区分 | 内容 |
|------|--|
| 謝金 | 委員謝金、専門家謝金、講師謝金 |
| 旅費 | 委員旅費、専門家旅費、講師旅費、職員旅費 |
| 庁費 | 原材料費、機器装置又は工具器具購入費、製造・改良又は据付けに要する経費、外注加工費、コンサルタント雇用料、会議費、会場借料、会場整備費、デザイン料、印刷製本費、資料購入費、通信運搬費、調査研究費、広告宣伝費、通訳料、翻訳料、消耗品費、雑役務費、機械器具借料及び損料、資料作成費、原稿料、保険料 |
| 委託費 | 事業の一部を委託する経費 |

(4) 募集期間: 随時(ただし、補助金予算額が満額になり次第締め切ります)。

問合せ先

市場開拓局販路拡大・輸出促進課
TEL: 0857-26-7259
FAX: 0857-21-0609

詳しくはこちら

<https://www.pref.tottori.lg.jp/245482.htm>

※ 申請に当たり、他の補助金用の添付書類を転用できる場合があります。事前にご相談ください。

名称

物産展・県フェア及び見本市への出展支援

施策概要

県産品の販路開拓を推進するため、物産展・県フェアの開催や見本市への出展により県内事業者にはマッチング・情報交換の場を提供します。

○支援内容

1 物産展・県フェア、見本市への参加出展者経費支援

県外で行われる鳥取県フェア等の催事又は見本市等（鳥取県又は鳥取県物産協会が主催・共催・出展しているもの）に出展する県内事業者に対して、出展に要する経費の一部を支援。
（先着順、予算がなくなれば終了）（鳥取県物産協会へ事務委託）

(1)概要

ア 対象事業者：県内事業者

イ 支給回数：1事業者につき、1催事等あたり1名までとし、年2回まで

ウ 対象となる催事又は見本市等：県又は鳥取県物産協会が主催・共催・出展する催事又は見本市等
（2日間以上の催事で県内から3社以上の事業者が参加する催事又は見本市等）

エ その他

- ・他に国・県・市町村等から補助を受けている場合は、経費支援対象者に該当しないものとする。
- ・経費支援事業に従事する者を鳥取県内から派遣する場合に限る。
- ・催事等への出展が2日以上であること（準備等は含まない）。

(2)経費支援金額(1名分)

| 催事開催地 | 2日間 | 3日間 | 4日以上 |
|-------------------------|---------|---------|---------|
| 北海道・東北・関東・沖縄県 | 20,000円 | 30,000円 | 40,000円 |
| 中部・近畿・四国・九州（沖縄県を除く）・山口県 | 10,000円 | 20,000円 | 30,000円 |
| 中国（山口県及び鳥取県内を除く） | 5,000円 | 10,000円 | 20,000円 |

※催事場所までの交通手段・宿泊場所を問わず、催事等の開催日数に応じて定額とする。

※鳥取県内での催事及びとっとり・おかもやま新橋館への出店は除く。

(3)支払方法

助成を希望する事業者は、出展終了後2週間以内に、（一社）鳥取県物産協会宛てに書類を送り、請求してください。先着順ですので、予算がなくなれば助成も終了となります。（申請期限：3月の第1金曜日）

【提出書類】

・請求書・・・捺印のある原本

・宿泊等に要した経費の支払証拠書類（領収書等支払金額がわかるもの）

（注）出展した催事によっては、催事の実施内容等がわかるものを提出していただくことがあります。

問合せ先

市場開拓局販路拡大・輸出促進課 : 0857-26-7767

（一社）鳥取県物産協会 : 0857-29-0021

詳しくはこちら

<http://www.pref.tottori.lg.jp/262984.htm>

※ 申請に当たり、他の補助金用の添付書類を転用できる場合があります。事前にご相談ください。

名称

もわかる6次化・農商工連携支援事業(農商工連携型)

施策概要

農林漁業者と連携した(農商工連携)、県内農林水産物を原材料とする食品加工等の取組を支援する。

【支援内容】

- ・食品加工業者による農林漁業者と連携した食品加工等に必要な機械・施設整備の経費
- ・食品衛生法に基づく食肉処理業の営業許可証を取得し、ジビエ(シカ、イノシシなど狩猟の対象となり食用とする野生鳥獣、又はその肉)を主として扱っている事業者(以下、ジビエ事業者という)によるジビエの精肉・加工品等に必要な機械・施設整備の経費
(加工等に必要施設、機械整備(3万円以上のもの)の経費(ハード))
* 不動産(土地代及び建築物)の購入、土地基盤の整備は対象外

【補助率】

- ハード 1/3 (県1/3、市町村任意)
- ※主な要件(2)に該当する事業は1/2を補助(県1/2、市町村任意)

【県の単年度補助限度額】

- 10,000千円
- ※主な要件(2)に該当する事業は、15,000千円

【主な要件】(1)～(3)を満たす

- (1)以下のア及びイの要件を満たす。
 - 食品加工業者の場合
 - ア 補助金交付申請までに、原材料となる連携農林産物について仕入れ金額の50%以上を3年間、1戸以上の県内連携農林業者と安定的に取引する契約を締結する。水産物の場合は仕入れ金額の50%以上は県内の産地市場を経由する。
 - イ プランの目標年において、連携農林水産物はすべて県産となるよう努める。
(水産物にあつては、県内の産地市場を経由したものを含む)
 - ジビエ事業者の場合
 - ア 原材料となる解体処理場に搬入される野生鳥獣について、県内の狩猟者から概ね80%以上を搬入される。
 - イ プランの目標年において、鳥取県HACCP以上の基準適合施設として認定されることに努める。
- (2)国際認証取得又は県外加工から県内加工への切り替えにかかる施設整備は、補助率を嵩上げる。
- (3)プラン実行にあたっては、鳥取県農山漁村発イノベーションサポートセンターの支援を受ける。

問合せ先

| | |
|------------------------|------------------|
| 農林水産部 東部農林事務所 農商工連携チーム | TEL:0857-20-3654 |
| 中部総合事務所 農林局 農商工連携チーム | TEL:0858-23-3163 |
| 西部総合事務所 農林局 農商工連携チーム | TEL:0859-31-9768 |
| 水産振興局 水産振興課 | TEL:0857-26-7317 |
| 市場開拓局 食パラダイス推進課 | TEL:0857-26-7807 |

詳しくはこちら

<http://www.pref.tottori.lg.jp/245964.htm>

※ 申請に当たり、他の補助金用の添付書類を転用できる場合があります。事前にご相談ください。

名称

海外展開専門的サポート事業補助金

施策概要

専門家等のサポートを受けながら行う海外展開の取組に対し、その経費の一部を助成します。

1 対象

(1)対象経費 海外展開に係る課題を解決するための専門的サポートを受けるためのコンサル費用(委託費・謝金・旅費交通費)

(2)対象期間 7カ月間

※鳥取県補助事業「新しい生活様式における輸出促進活動支援事業補助金」において専門的サポートを受ける事業は補助対象外とする。

2 補助金の額

補助対象経費の2/3以内(1社あたり上限40万円)

3 公募時期

随時(公募開始 令和5年4月から)

4 事業実施時期

交付決定日から令和6年3月10日まで

問合せ先

公益財団法人鳥取県産業振興機構とっとり国際ビジネスセンター
TEL:0859-30-3161

事業実施は公益財団法人鳥取県産業振興機構とっとり国際ビジネスセンター

詳しくはこちら

<http://tottori-kaigai.com/index.php?view=5362>

名称

「食パラダイス鳥取県」アンバサダー制度

施策概要

「食パラダイス鳥取県」推進の趣旨に賛同し、その実現に向けて新たなチャレンジを行う事業者を「食パラダイス鳥取県」アンバサダーとして登録することで、鳥取県の食の魅力向上と情報発信を行う。

県は「食パラダイス鳥取県」アンバサダー制度に対し、以下の支援を行う。

- 1 メニューや広告、包装資材等に利用できるロゴマーク等のデータの提供（ただし、事業者は、その使用に当たり、別に定める使用マニュアルを遵守するものとする。）
- 2 店舗等に掲出するためのPR資材（ノボリ、POP広告等）の提供
- 3 県産フェア等のイベントへの後援名義の使用（ただし、イベント毎に申請・審査を要する。）
- 4 県ホームページ等でのPR
- 5 県公式グルメサイト「とりたべ」への掲載
- 6 食パラダイス鳥取県キャンペーン（デジタルスタンプラリーやSNSキャンペーン等）の実施
- 7 「食パラダイス鳥取県」のロゴマークを活用した商品パッケージや新たな商品開発等に係る経費の支援（ただし、県内事業者に限る）
- 8 その他、商談会やフェアの情報提供等



登録にあたっては、「食パラダイス鳥取県」アンバサダー募集・登録要綱をご確認いただき、申請書に必要事項を記入の上、市場開拓局食のみやこ推進課まで提出してください。

問合せ先

市場開拓局食パラダイス推進課
TEL:0857-26-7835
FAX:0857-21-0609

詳しくはこちら

<https://www.pref.tottori.lg.jp/311299.htm>

名称

とっとり県産品「鳥取物がたり」登録制度

施策概要

- ・県は、一定の要件を満たす県産品を「とっとり県産品」として登録する。
- ・事業者は、「鳥取物がたり」のロゴマークを活用して県産品であることをPRする。

事業者から登録申請された県産品は、県が登録基準を満たしているか審査し、登録の可否を決定する。

登録申請書は、とっとり県産品「鳥取物がたり」登録要綱に基づき、必要書類を添えて市場開拓局食のみやこ推進課まで提出すること。(申請様式はホームページからも入手可能)

「鳥取物がたり」認定商品は、商品パッケージに以下のロゴマークを使用して製造・販売することができる。

(「鳥取物がたり」ロゴマーク)



問合せ先

市場開拓局食パラダイス推進課 TEL:0857-26-7836
FAX:0857-21-0609

詳しくはこちら

<http://www.pref.tottori.lg.jp/223991.htm>

※ 申請に当たり、他の補助金用の添付書類を転用できる場合があります。事前にご相談ください。

名称

トライアル発注推進事業

施策概要

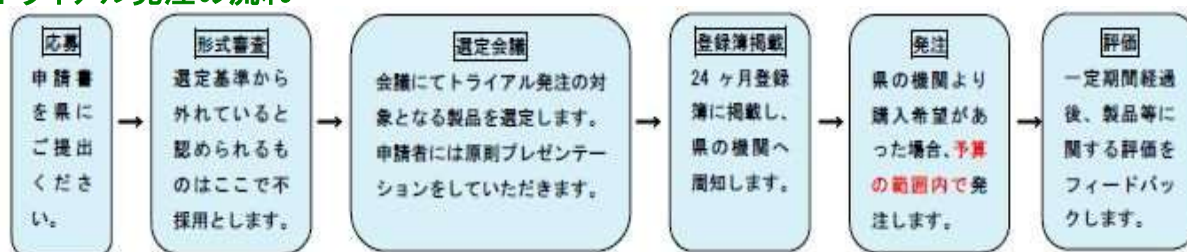
県内で開発され、又は製造された製品等について、県の機関が試行的に発注し、官公庁からの受注実績を作ることにより、県内の事業者の販路開拓を支援し、地域経済の活性化を図ることを目的として実施します。

選定基準

以下の全てを満たす必要があります。

- (1) 県内事業者が県内で自ら製造し、又は開発したものであること
- (2) 新規性及び独創性があること
- (3) 市場での流通が十分でないものの、今後の市場性が見込まれること
- (4) 技術の高度化、経営能率の向上、住民生活の利便の増進のいずれかに寄与すること
- (5) 製品等に適用される法令等を遵守していること
- (6) 県が組織として使用することが見込まれるものであり、かつ個人によって効果・嗜好の違いが大きく、組織による評価に馴染まない製品等ではないこと
- (7) 公共事業での使用が想定されるものではないこと
- (8) 過去に本制度に認定された製品等と同一の製品等及びこれまでのトライアル発注対象製品等と類似する製品等ではないこと

トライアル発注の流れ



※事業の全ての行程を原則公開します。あらかじめご了承の上、ご応募ください。

問合せ先

産業未来創造課
TEL: 0857-26-7690
FAX: 0857-26-8117

詳しくはこちら

<https://www.pref.tottori.lg.jp/trial/>

名称

鳥取県ふるさと認証食品制度

施策概要

県内の工場で製造され、食品添加物を使用していない、又は品質を保持するため必要な最小限度としている次に掲げるいずれかのものを「鳥取県ふるさと認証食品」として認証する。
(1) 原材料に県産農林水産物を用いている加工食品(重量割合50%以上)
(2) 地域に古くから伝わる伝統的な製造方法を用いて作られている加工食品
(3) 県独自の新技术を用いて作られている加工食品

事業者から申請のあった商品について、県は審査会を開催し、「鳥取県表彰・認定等審査会(食のみやこ鳥取県推進協議会)」の意見を参考に認証の可否を決定する。
認証申請書は、鳥取県ふるさと認証食品認証要綱に基づき、必要書類を添えて市場開拓局食のみやこ推進課まで提出すること。(申請様式はホームページからも入手可能)

認証食品は、商品パッケージに認証マーク(Eマーク)を使用して製造・販売ができる。

(「鳥取県ふるさと認証食品」ロゴマーク)



問合せ先

市場開拓局食パラダイス推進課
TEL:0857-26-7836
FAX:0857-21-0609

詳しくはこちら

<http://www.tottori3e.jp/>

※ 申請に当たり、他の補助金用の添付書類を転用できる場合があります。事前にご相談ください。

名称

海外販路開拓活動同行支援事業

施策概要

県内企業が海外で行う海外販路開拓活動に係る交渉等に、とっとり国際ビジネスセンターの職員がアドバイザーとして同行し、事業者の海外展開を支援します。

海外販路開拓活動同行支援事業

| | |
|----------------------|---|
| 費用負担 | 本事業は機構の業務の一環として行い、機構職員の商談等への同行に要する経費は機構が負担します。 |
| アドバイザーとして同行する職員の業務内容 | ・海外で開催される商談会、物産展、展示会等へ出展する事業者への支援 ・海外で行われる個別企業と商談を行う事業者への支援 ※単なる市場調査への同行は対象外です。 |
| 同行可能回数 | 事業者1社各年度3回まで |
| 同行可能期間 | 移動期間を考慮したうえで、商談等を行うための必要最低限の期間とします。 |

問合せ先

公益財団法人鳥取県産業振興機構とっとり国際ビジネスセンター
TEL:0859-30-3161

事業実施は公益財団法人鳥取県産業振興機構とっとり国際ビジネスセンター

詳しくはこちら

<http://www.tottori-kaigai.com/index.php?view=5078>

名称

食パラダイス鳥取県「特産品コンクール」

施策概要

県産農林水産物を主原料とした加工食品等で販売開始3年未満の商品を表彰し、県内外にPRする。

【応募要件】(予定)

次の基準を満たす商品とし、出品数は1事業者について5点以内

○県産の農林水産物を主原料とした加工食品、県産農林水産物の特徴を活かした加工食品であること。

○商品化又は改良(パッケージや内容量のみの変更等を除く)されてから2年未満であること。

○食品表示法及び農林物資の規格化等に関する法律に定める「日本農林規格」、食品衛生法、健康増進法、医薬品、

医療器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律の関係規定に違反しないもの。

○出品の際、変質又は破損しないもの。

【審査方法】

別に定める審査基準に基づき、品質、パッケージ、市場性等を審査

(審査日程は未定)

【表彰】

最優秀賞1点、優秀賞2点、優良賞

【その他】

○出品物の搬入・搬出(発送)経費は、応募者の負担とする。

○受賞商品は県のホームページに掲載する。また、BSSラジオ「食パラダイス鳥取探検隊が行く」、日本海新聞「食い

たんぼう」で優先的に紹介する。

問合せ先

市場開拓局食パラダイス推進課 TEL:0857-26-7835、FAX:0857-21-0609

詳しくはこちら

<https://www.pref.tottori.lg.jp/dd.aspx?menuid=178534>

名称

令和5年度BSSラジオ番組「食パラダイス鳥取県 探検隊が行く！」出演者募集要領

施策概要

本県産農林水産物やそれらを原料にした加工食品等の生産者等が、ラジオ番組内でのパーソナリティとの対話による商品のおいしさやこだわりを発信することで、県産品の消費者への愛着の醸成と利用促進を図る。

番組の概要

1) 番組名

○『食パラダイス鳥取県 探検隊が行く！』（山陰放送(BSSラジオ)「午後ドキドキ！」内コーナー）

2) 放送日時

- 期日 毎週金曜日(令和5年4月～令和6年3月の間)
- 時間 14時40分頃～約5分間の生放送

3) 出演方法

- スタジオ入り又は電話インタビュー出演

問合せ先

市場開拓局食パラダイス推進課
TEL:0857-26-7836
FAX:0857-21-0609

詳しくはこちら

<http://www.pref.tottori.lg.jp/dd.aspx?menuid=192559>

※ 申請に当たり、他の補助金用の添付書類を転用できる場合があります。事前にご相談ください。

名称

産業未来共創資金(大型投資)

施策概要

県内に工場等の新設、増設を行う企業に対して、その必要な資金の一部を金融機関が融資します。(金融機関の融資審査が必要となります。)

●融資条件

| 区分 | 業種 | 対象経費 | 限度額 |
|------|-----------------------|----------------------------|---------------------------------------|
| 設備資金 | 製造業、道路貨物運送業 | 土地、建物及び償却資産の取得費用 | 50億円 (投資額、雇用増人数等による) |
| | 情報処理・提供サービス業、ソフトウェア業等 | 土地、建物及び償却資産の取得費用 | 4億円 (投資額、雇用増人数等による) |
| | | 土地、建物及び償却資産の賃借料(事業開始から1年間) | 対象経費又は3千万円のいずれか低い額 (投資額、雇用増人数等による) |
| 運転資金 | — | 人件費、その他操業に必要な経費 | 1億円 |

●融資利率

保証付年1.43%以内 保証なし年1.68%以内(変動)
※保証付の場合、0.45%~1.45%の保証料が別途必要となります。
(保証協会基本料率より低く設定してあります。)

●融資期間

運転資金 10年以内(据置2年以内含む)
設備資金 15年以内(据置2年以内含む)

●融資取扱金融機関

県内に店舗を有する金融機関

問合せ先

立地戦略課 TEL:0857-26-7220 FAX:0857-26-8117

詳しくはこちら

<https://www.pref.tottori.lg.jp/99361.htm>

名称

企業自立化支援資金

施策概要

一般的な事業資金を金融機関が融資します。
(金融機関の融資審査が必要となります。)

| | |
|-------|---|
| 資金の用途 | 運転資金及び設備資金 |
| 融資限度額 | 1億円 |
| 融資期間 | 運転資金:7年以内(据置1年以内を含む。) 設備資金:10年以内(据置1年以内を含む。) |
| 融資利率 | 年2.10%(変動金利) |
| 信用保証 | すべて保証協会の保証が必要です。 |
| 保証料率 | 年0.45~1.45%(保証協会基本料率より低く設定してあります。) |
| 担保 | 保証協会の定めるところによります。 |
| 保証人 | 保証協会の定めるところによります。 |
| 償還方法 | 割賦均等償還 |

申込先

金融機関、商工会議所、商工会、商工会連合会及び中小企業団体中央会

問合せ先

企業支援課
TEL:0857-26-7249
FAX:0857-26-8117

詳しくはこちら

<https://www.pref.tottori.lg.jp/dd.aspx?menuid=99478>

名称

経営安定支援借換資金

施策概要

積極的な経営改善を行う中小企業者等を支援するために、保証協会の信用保証付き借入金の借換えをする制度です（金融機関の融資審査が必要）

| | |
|-------|--|
| 資金の用途 | <p>ア 保証協会の信用保証付き借入金の借換に必要な資金 借換の対象とする借入金は、本資金を含む。ただし鳥取県中小企業小口融資、鳥取県同和地区中小企業特別融資、鳥取県中小企業小口融資等特別資金、鳥取県経営活力再生緊急資金、鳥取県経営活力強化資金、鳥取県経営体質強化資金、鳥取県経営再生円滑化借換特別資金、鳥取県再生支援資金及び鳥取県チャレンジ応援資金は除く。</p> <p>イ アの借換えと併せて行う経営改善の取組に必要な運転資金及び設備資金</p> |
| 融資限度額 | 2億円（ただし、借換する既存借入金の当初借入額の合計額を上限とします。なお、この場合において、再借換における本資金の当初借入額は、直前の本資金の借入額（資金の用途ア及びイの合計額）とします。） |
| 融資期間 | 10年以内（据置3年以内）を含む。） |
| 融資利率 | <p>通常利率：年1.66%（変動金利）／ 特別利率：年1.43%（変動金利） ※特別金利の適用は、次のいずれかに該当する場合に限ります。</p> <p>①最近3ヶ月間の売上高等が前年同期比5%以上減少 ②直近決算期の輸出入取引又は輸出入関連企業との取引が売上高の20%以上ある中小企業者等で次のいずれかに該当する場合 ・最近1ヶ月間に決済した輸出入取引において5%以上の損失 ・最近3ヶ月間の輸出入関連企業からの受注数量等が前年同期比5%以上減少</p> |
| 信用保証 | すべて保証協会の保証が必要です。 |
| 保証料率 | 年0.45%～1.08%（保証協会基本料率より低く設定してあります。） |
| 担保 | 保証協会の定めるところによります。 |
| 保証人 | 保証協会の定めるところによります。 |
| 償還方法 | 割賦均等償還 |

問合せ先

企業支援課 TEL:0857-26-7249 FAX:0857-26-8117

詳しくはこちら

<https://www.pref.tottori.lg.jp/dd.aspx?menuid=99475>

名称

経営安定事業継続支援資金

施策概要

最長5年間元金返済不要の期日一括返済型の資金なので、返済負担軽減を図りながら新たな資金需要に必要な資金を金融機関が融資します(金融機関の融資審査が必要となります)。

| | |
|-------|--|
| 融資対象者 | 次の全てに該当する県内中小企業者等 ・コロナ前(令和2年1月以前)と比較し、最近3ヵ月間又は直近決算期の売上高又は営業利益が減少しているもの。 ・同一事業の業歴が1年以上で、1期以上の決算を行っているもの。 ・経営改善計画を作成し、その実現が見込まれるもの。 |
| 資金使途 | 運転資金等 |
| 融資上限額 | 3,000万円 |
| 融資期間 | 5年以内 |
| 融資利率 | 1.80% |
| 保証料率 | 0.23%~0.68% |
| 償還方法 | 期日一括返済 |
| 発動時期 | 令和5年4月1日から令和6年3月31日保証申込受付分まで |
| 融資枠 | 30億円 |

申込先

金融機関、商工会議所、商工会、商工会連合会及び中小企業団体中央会

問合せ先

企業支援課
TEL:0857-26-7249
FAX:0857-26-8117

詳しくはこちら

<https://www.pref.tottori.lg.jp/99470.htm>

名称

経営再生円滑化借換特別資金

施策概要

経営改善計画を策定し、金融機関、鳥取県信用保証協会等の支援を受けて経営再生に取り組む中小企業者等が、既存借入金のとりにまとめを行うために必要な資金を金融機関が融資します。(金融機関の融資審査が必要)

| | |
|--------------|--|
| 資金の用途 | ア 借換資金 イ アの借換と併せて行う経営再生の取組みに必要な運転資金及び設備資金 |
| 融資限度額 | 保証協会の定めるところによります。 |
| 融資期間 | 15年以内(据置1年以内を含む)。 |
| 融資利率 | 10年以内 年1.43%(変動金利) 10年超 年1.60%(変動金利) |
| 信用保証 | すべて保証協会の保証が必要 |
| 保証料率 | 年0.45%~1.08% (保証協会基本料率より低く設定してあります。) |
| 担保 | 保証協会の定めるところによります。 |
| 保証人 | 保証協会の定めるところによります。 |
| 償還方法 | 割賦均等償還 |

申込先

金融機関、商工会議所、商工会、商工会連合会及び中小企業団体中央会

問合せ先

企業支援課
TEL:0857-26-7249
FAX:0857-26-8117

詳しくはこちら

<https://www.pref.tottori.lg.jp/202764.htm>

名称

経営体質強化資金

施策概要

業況悪化の状況における経営の維持、回復に必要な資金を金融機関が融資します。(金融機関の融資審査が必要となります。)

| | |
|-------|---|
| 資金の使途 | 運転資金・設備資金 ※小口融資、経営活力再生緊急資金、経営活力強化資金及び本資金の借換を含む。 |
| 融資限度額 | 8,000万円 |
| 融資期間 | 10年以内(据置3年以内を含む。) |
| 融資利率 | 年1.43%(変動金利) |
| 保証料率 | 年0.45%~1.08%(保証協会基本料率より低く設定してあります。) |
| 担保 | 信用保証協会の定めるところによります。 |
| 保証人 | 信用保証協会の定めるところによります。 |
| 償還方法 | 割賦均等償還 |

(注)セーフティネット保証5号

業況の悪化している業種(経済産業大臣が指定)に属する事業を行う中小企業者であって、次のいずれかの基準を満たすことについて事業所のある市町村の認定を受けた者を対象に、一般の保証枠とは別枠で信用保証協会が保証する制度です。

- ①最近3か月間の売上高等が前年同期比5%以上減少している中小事業者等
- ②製品等原価のうち20%を占める原油等の仕入価格が20%以上上昇しているにもかかわらず、製品等価格に転嫁できていない中小事業者等

申込先

金融機関、商工会議所、商工会、商工会連合会及び中小企業団体中央会

問合せ先

企業支援課
TEL:0857-26-7249
FAX:0857-26-8117

詳しくはこちら

<https://www.pref.tottori.lg.jp/172951.htm>

名称

再生支援資金

施策概要

中小企業活性化協議会等の支援により、経営の再建を図る中小企業者等に対して必要な資金を金融機関が融資します。(金融機関の融資審査が必要)

| | |
|-------|--|
| 資金の使途 | 経営改善計画の再生事業の実施に必要な運転資金・設備資金(金融機関の借換資金を含む。) |
| 融資限度額 | 1億円 |
| 融資期間 | 15年以内(据置1年以内を含む。) |
| 融資利率 | 10年以内 年2.10%以内(変動金利) 10年超 年2.40%以内(変動金利) |
| 信用保証 | すべて保証協会の保証が必要です。 |
| 保証料率 | 1(対象者要件ア該当の方) 年0.45%~1.08% 2(対象者要件イ該当の方) 年0.50%~1.23% ※求償権消滅保証の場合は、2の率を適用 (保証協会基本料率より低く設定してあります。) |
| 担保 | 保証協会の定めるところによります。 |
| 保証人 | 保証協会の定めるところによります。 |
| 償還方法 | 割賦均等償還 |

問合せ先

企業支援課
TEL:0857-26-7249
FAX:0857-26-8117

詳しくはこちら

<https://www.pref.tottori.lg.jp/dd.aspx?menuid=99477>

名称

災害対応力強化資金

施策概要

事業継続計画(BCP)を策定または今後策定に向けた取組を進めようとする中小企業者等

融資条件等

| | |
|-------|--|
| 資金の用途 | 設備資金(BCP等防災対策の実効性を向上するための費用に限る。災害対応力の向上に寄与しない単純な設備更新は含まない) |
| 融資限度額 | 1億円 |
| 融資期間 | 20年(据置3年以内を含む。) |
| 融資利率 | 10年以内 年1.43%(変動金利) 10年超 年1.60%(変動金利) |
| 信用保証 | すべて保証協会の保証が必要です。 |
| 保証料率 | 0.23%~0.68% (保証協会基本料率より低く設定してあります。) |
| 担保 | 保証協会の定めるところによります。 |
| 保証人 | 原則として法人代表者以外の連帯保証人は不要です。 |
| 償還方法 | 割賦均等償還 |

申込先

金融機関、商工会議所、商工会連合会及び中小企業団体中央会

問合せ先企業支援課
TEL:0857-26-7249
FAX:0857-26-8117**詳しくはこちら**<https://www.pref.tottori.lg.jp/280676.htm>

名称

災害等緊急対策資金

施策概要

県内中小企業者の経営の安定に大きな影響を及ぼす自然災害、突発的な事故等(県が指定)で影響を受けた中小企業者に施設の復旧等に必要な資金を金融機関が融資します。(金融機関の融資審査が必要)

| | |
|-------|---|
| 資金の用途 | 運転資金、設備資金 ※借換ができる場合があります。 |
| 融資限度額 | 2億8千万円 |
| 融資期間 | 運転資金10年以内(据置3年以内を含む)。設備資金(直接被害の復旧に係るものに限る。)は15年以内(据置3年以内を含む)。 |
| 融資利率 | 年1.43%(変動金利) |
| 信用保証 | すべて保証協会の保証が必要 |
| 保証料率 | 年0.45%~1.08%(9段階。保証協会基本料率より低く設定してあります) |
| 担保 | 保証協会の定めるところによります。 |
| 保証人 | 保証協会の定めるところによります。 |
| 償還方法 | 割賦均等償還 |

※融資条件には特例を設ける場合があります。

○令和5年4月1日現在の状況

| | 指定災害 | 指定期間 |
|---|------|------|
| - | なし | - |

申込先

金融機関、商工会議所、商工会、商工会連合会及び中小企業団体中央会

問合せ先

企業支援課
TEL:0857-26-7249
FAX:0857-26-8117

詳しくはこちら

<https://www.pref.tottori.lg.jp/202801.htm>

名称

事業承継支援資金

施策概要

事業承継を行う事業者のための融資です。金融機関が融資します。
(金融機関の融資審査が必要となります。)

| | 一般 | 特別 |
|-------|-------------------|--|
| 資金使途 | 運転、設備 | 事業承継に必要な事業資金 ※既存のプロパー借入金(保証人あり)の本制度による借換可能(ただし、一定の期間内に事業承継を実施した法人に対しては、事業承継前の借入金に係る借換資金に限る) |
| 融資限度額 | 2億8,000万円 | |
| 融資期間 | 10年以内(据置2年以内含む) | 10年以内(据置1年以内含む) |
| 融資利率 | 1.43%(変動金利) | |
| 信用保証 | すべて保証協会の保証が必要です。 | |
| 保証料率 | 年0.21%~0.48% | 年0%~1.90% |
| 担保 | 保証協会の定めるところによります。 | |
| 保証人 | 保証協会の定めるところによります。 | 不要 |
| 償還方法 | 割賦均等償還 | |

申込先 金融機関、商工会議所、商工会、商工会連合会及び中小企業団体中央会

問合せ先

企業支援課
TEL:0857-26-7249
FAX:0857-26-8117

詳しくはこちら

<https://www.pref.tottori.lg.jp/274390.htm>

名称

取引安定化対策資金

施策概要

取引先企業の倒産等による急激な取引環境の変化に伴い、経営の安定に支障を来している中小企業者等に対し、企業経営の維持及び発展を目的として、必要な事業資金を金融機関が融資します。(金融機関の融資審査が必要)

| | |
|-------|-------------------------------------|
| 資金の用途 | 運転資金 |
| 融資限度額 | 債権額の範囲内又は5,000万円以内 |
| 融資期間 | 7年以内(据置1年以内を含む。) |
| 融資利率 | 年1.66%(変動金利) |
| 信用保証 | すべて保証協会の保証が必要です。 |
| 保証料率 | 年0.45%~1.08%(保証協会基本料率より低く設定してあります。) |
| 担保 | 保証協会の定めるところによります。 |
| 保証人 | 保証協会の定めるところによります。 |
| 償還方法 | 割賦均等償還 |

申込先

金融機関、商工会議所、商工会、商工会連合会及び中小企業団体中央会

問合せ先

企業支援課
TEL:0857-26-7249
FAX:0857-26-8117

詳しくはこちら

<https://www.pref.tottori.lg.jp/dd.aspx?menuid=99476>

名称

小規模事業者融資

施策概要

小規模事業者に対する融資です。金融機関が融資します。
(金融機関の融資審査が必要となります。)

| | |
|-------|--|
| 資金の用途 | 運転資金、設備資金及び借換資金(本資金の運転資金又は設備資金の借入れに併せて本資金を借り換える場合に限る。) |
| 融資限度額 | 3,000万円 |
| 融資期間 | 運転資金:7年以内(据置1年以内を含む。) 設備資金:10年以内(据置1年以内を含む。) |
| 融資利率 | 通常利率:年1.66%(変動金利) 特別利率:年1.43%(変動金利) ※特別利率の適用条件 次のいずれかに該当する場合に限りです。 ①最近3か月間の売上高等が前年同期比5%以上減少 ②直近決算期の輸出入取引又は輸出入関連企業との取引が売上高の20%以上ある中小企業者等で次のいずれかに該当する場合 ・最近1か月間に決済した輸出入取引において5%以上の損失 ・最近3か月間の輸出入関連企業からの受注数量等が前年同期比5%以上減少 ・最近1か月間の輸出入関連企業からの受注数量等が前年同期比5%以上減少し、かつ、その後の2か月間を含む3か月間の輸出入関連企業からの受注数量等が前年同期比5%以上減少 |
| 信用保証 | すべて保証協会の保証が必要です。 |
| 保証料率 | 年0.11~0.48% (保証協会基本料率より低く設定してあります。) |
| 担保 | 不要 |
| 保証人 | 保証協会の定めるところによります。 |
| 償還方法 | 割賦均等償還 |

申込先

金融機関、商工会議所、商工会、商工会連合会及び中小企業団体中央会

問合せ先

企業支援課
TEL:0857-26-7249
FAX:0857-26-8117

詳しくはこちら

<https://www.pref.tottori.lg.jp/dd.aspx?menuid=172950>

名称

新規需要開拓設備資金

施策概要

県内中小企業者が新たな需要獲得を目指し競争力を強化するための業態転換や、SDGs認証企業の設備投資に必要な資金を金融機関が融資します。(金融機関の融資審査が必要)

| | 一般 | SDGs特別枠 |
|-------|--|---|
| 資金用途 | ア 設備資金 イ アに係る事業実施のために必要となる 運転資金又は借換資金（アの設備資金に併せて借り入れる場合に限りま す。） ウ 運転資金（海外子会社等の設備投資を 目的とした当該子会社等への出資等に 限 ります。） | 県版SDGs企業認証を取得し、認証に基づき 企業経営に取り組む者 |
| 融資限度額 | 保証協会の定めるところによります。 | |
| 融資期間 | 20年以内（据置3年以内を含む。） なお、特別な場合には、据置期間が 5年以内になることがあります。 | 20年以内（据置5年以内） |
| 融資利率 | ○通常金利 10年以内 年1.66%（変動金利） 10年超 年1.87%（変動金利） ○特別金利 10年以内 年1.43%（変動金利） 10年超 年1.60%（変動金利） ※特別金利の適用は次のいずれかに該 当する場合 ア 鳥取県産業成長応援条例施行規則第 2条に定める重点分野にかかる事業を行 う 場合 イ 業態転換等を行う場合 ウ 事業承継を契機として事業承継者が雇 用の維持・拡大を図る場合 エ 地域経済活性化に資するものとして県 や国から設備投資に対する補助金等を受 けて行う場合 オ 法改正等による規制強化に伴って行う 場合 | ○当初5年 10年以内 年1.00% 10年超 年1.00% ○6年目以降 10年以内 年1.43% 10年超 年1.60% |
| 信用保証 | すべて保証協会の保証が必要です。 | |
| 保証料率 | 年0.23%～0.68% | |
| 担保 | 保証協会の定めるところによります。 | |
| 保証人 | 保証協会の定めるところによります。 | |
| 償還方法 | 割賦均等償還 | |

申込先 金融機関、商工会議所、商工会、商工会連合会及び中小企業団体中央会

問合せ先

企業支援課
TEL:0857-26-7249
FAX:0857-26-8117

詳しくはこちら

<https://www.pref.tottori.lg.jp/228071.htm>

名称

新事業展開資金(海外展開貸付)

施策概要

中小企業者等が、県内事業の安定・拡大を図るため海外需要の取り込みを図るなどの海外展開に取り組む場合に必要な資金を金融機関が融資します。(金融機関の融資審査が必要となります。)

融資条件

| | |
|-------|---|
| 資金の用途 | 運転資金及び設備資金 |
| 融資限度額 | 1億円 |
| 融資期間 | 10年以内(据置2年以内を含む。) |
| 融資利率 | 年1.43%(変動金利) |
| 信用保証 | すべて保証協会の保証が必要です。 |
| 保証料率 | 年0.23%~0.68% (保証協会基本料率より低く設定してあります。) |
| 担保 | 保証協会の定めるところによります。 |
| 保証人 | 保証協会の定めるところによります。 |
| 償還方法 | 割賦均等償還 |

申込先

金融機関、商工会議所、商工会、商工会連合会及び中小企業団体中央会

問合せ先

企業支援課
TEL:0857-26-7249
FAX:0857-26-8117

詳しくはこちら

<https://www.pref.tottori.lg.jp/dd.aspx?menuid=99472>

名称

新事業展開資金(経営革新貸付)

施策概要

中小企業者等が、新事業展開(新商品の開発や生産、商品の新しい生産、販売方式の導入など)に取り組む場合に、必要な資金を金融機関が融資します。(金融機関の融資審査が必要となります。)

融資条件

| | |
|-------|---|
| 資金の用途 | 運転資金及び設備資金 |
| 融資限度額 | 1億円 |
| 融資期間 | 10年以内(据置2年以内を含む。) |
| 融資利率 | 年1.43%(変動金利) |
| 信用保証 | すべて保証協会の保証が必要です。 |
| 保証料率 | 年0.23%~0.68% (保証協会基本料率より低く設定してあります。) |
| 担保 | 保証協会の定めるところによります。 |
| 保証人 | 保証協会の定めるところによります。 |
| 償還方法 | 割賦均等償還 |

申込先

金融機関、商工会議所、商工会、商工会連合会及び中小企業団体中央会

問合せ先

企業支援課
TEL:0857-26-7249
FAX:0857-26-8117

詳しくはこちら

<https://www.pref.tottori.lg.jp/dd.aspx?menuid=99472>

名称

創業支援資金

施策概要

新たに事業に取り組もうとする個人及び中小企業者等、又は新たに中小企業である会社を設立しようとする中小企業者に対し、必要な運転・設備資金を金融機関が融資します。(金融機関の融資審査が必要となります。)

| | | |
|---------------------------------|--|-------------------------------|
| 資金の用途 | 創業等に係る事業実施に必要なとなる運転資金及び設備資金(新会社設立のための資本金、株式取得資金は除く) | |
| 融資限度額 | 一般貸付 | スタートアップ創出促進貸付 |
| | 1億円 | 3,500万円 |
| 融資期間 | 一般貸付 | スタートアップ創出促進貸付 |
| | 10年以内 (据置2年以内を含む。) | 10年以内 (据置1年以内(注)を含む。) |
| (注)プロパー融資の残高がある場合等は3年以内とする特例あり。 | | |
| 融資利率 | 年1.66%(変動金利) ※当資金を利用し、別に定める要件を全て満たす方は、設立・開業一年後支援金が受けられます。 【問合せ先 産業未来創造課 0857-26-7690】 | |
| 信用保証 | すべて保証協会の保証が必要 | |
| 保証料率 | 一般貸付 | スタートアップ創出促進貸付 |
| | 年0.21%~0.48% | 年0.80% |
| 担保・保証人 | 一般貸付 | スタートアップ創出促進貸付 |
| | 1. 3,500万円以内の額において、産業競争力強化法第129条第1項に規定する創業関連保証(再挑戦支援保証を含む。以下同じ。)が適用された額について担保及び保証人(法人代表者を除く。)を徴求しないものとする。 2. 上記以外の場合は、保証協会の定めるところによる。 | 1. 物的担保は徴求しない 2. 保証人は徴求しない |
| 償還方法 | 割賦均等償還 | |
| 経営支援 | 融資実行後、保証協会と商工団体は連携して、訪問等による経営支援を行うものとする。 | |

※スタートアップ創出促進貸付は、国の全国統一制度の対象

申込先 商工会議所、商工会、商工会連合会及び中小企業団体中央会

問合せ先

企業支援課 TEL:0857-26-7249 FAX:0857-26-8117

詳しくはこちら

<https://www.pref.tottori.lg.jp/244761.htm>

名称

地域経済変動対策資金

施策概要

地域経済に大きな影響を及ぼす経済環境の変化を受けて、売上減少等が生じた中小企業等に対して経営の安定化に必要な資金を金融機関が融資します。(金融機関の融資審査が必要となります。)

融資条件

| | |
|-------|-------------------------------------|
| 資金の用途 | 運転資金、設備資金(借換ができる場合があります。) |
| 融資限度額 | 商工労働部長が別に定める額 |
| 融資期間 | 10年以内(据置3年以内を含む)。 |
| 融資利率 | 年1.43%(変動金利) |
| 信用保証 | すべて保証協会の保証が必要 |
| 保証料率 | 年0.45%~1.08%(保証協会基本料率より低く設定してあります。) |
| 担保 | 保証協会の定めるところによります。 |
| 保証人 | 保証協会の定めるところによります。 |
| 償還方法 | 割賦均等償還 |

※融資条件には特例を設ける場合があります。

申込先

金融機関、商工会議所、商工会、商工会連合会及び中小企業団体中央会

問合せ先

企業支援課
TEL:0857-26-7249
FAX:0857-26-8117

詳しくはこちら

<https://www.pref.tottori.lg.jp/dd.aspx?menuid=174291>

名称

中小企業小口融資

施策概要

小規模事業者の事業に対し、長期・低利の資金を金融機関が融資します。
(市町村の審査、金融機関の融資審査が必要となります。)

融資条件等

| | |
|-------|--|
| 資金の用途 | 運転資金、設備資金及び借換資金(本資金の運転資金又は設備資金の借入に併せて本資金を借り換える場合に限る。) |
| 融資限度額 | 2,000万円 |
| 融資期間 | 運転資金:5年以内(据置6月以内を含む。) 設備資金:7年以内(据置1年以内を含む。) |
| 融資利率 | 通常利率:年1.66%(変動金利) 特別利率:年1.43%(変動金利) ※特別利率の適用条件 次のいずれかに該当する場合があります。 ①最近3か月間の売上高等が前年同期比5%以上減少 ②直近決算期の輸出入取引又は輸出入関連企業との取引が売上高の20%以上ある中小企業者等で次のいずれかに該当する場合 ・最近1か月間に決済した輸出入取引において5%以上の損失 ・最近3か月間の輸出入関連企業からの受注数量等が前年同期比5%以上減少 ・最近1か月間の輸出入関連企業からの受注数量等が前年同期比5%以上減少、かつ、その後の2か月間を含む3か月間の受注数量等が前年同期比5%以上減少見込み |
| 信用保証 | すべて保証協会の保証が必要です。 |
| 保証料率 | 年0.11~0.48% (保証協会基本料率より低く設定してあります。) |
| 担保 | 不要 |
| 保証人 | 保証協会の定めるところによります。 |
| 償還方法 | 一括又は割賦均等償還 |

申込先

各市町村

問合せ先

企業支援課
TEL:0857-26-7249
FAX:0857-26-8117

詳しくはこちら

<https://www.pref.tottori.lg.jp/dd.aspx?menuid=99479>

名称

働き方改革応援資金

施策概要

働き方改革に取む中小企業者等に対する融資です。金融機関が融資します。
(金融機関の融資審査が必要となります。)

| | |
|-------|---|
| 資金の用途 | 運転資金、設備資金(従業員の労働環境改善に必要なものに限る) <対象事業例> ○従業員向け施設(休憩所・食堂・更衣室等) ○労務管理用機器 ○遠隔地勤務用機器 ○企業内保育所 ○従業員向け施設のバリアフリー改修 ○外国人対応設備(多言語・宗教) |
| 融資限度額 | 3,000万円 |
| 融資期間 | 10年以内(据置2年以内を含む。) |
| 融資利率 | 年1.43%(変動金利) |
| 信用保証 | すべて保証協会の保証が必要です。 |
| 保証料率 | 年0.23~0.68% (保証協会基本料率より低く設定してあります。) |
| 担保 | 保証協会の定めるところによります。 |
| 保証人 | 保証協会の定めるところによります。 |
| 償還方法 | 割賦均等償還 |

申込先

金融機関、商工会議所、商工会、商工会連合会及び中小企業団体中央会

問合せ先

企業支援課
TEL:0857-26-7249 FAX:0857-26-8117

詳しくはこちら

<https://www.pref.tottori.lg.jp/274392.htm>

名称

流動資産担保融資

施策概要

事業者に対する売掛債権又は棚卸資産を有する者に対して、運転資金及び設備資金を金融機関が融資します。(金融機関の融資審査が必要となります。)

融資条件等

| | |
|-------|--|
| 資金の用途 | 運転資金及び設備資金 |
| 融資限度額 | 1億円 |
| 融資期間 | 1年(ただし、個別保証の場合は1年以内とする。) 1年毎の期間延長の申込を行うことが可能。ただし、当初融資期間から3年を超える場合は期間延長できず、新規申込を行う必要がある。 |
| 融資利率 | 年1.47%(変動金利) |
| 信用保証 | 保証協会の保証が必要 |
| 保証料率 | 年0.68% |
| 担保 | 申込人の有する流動資産 (ただし、個別保証の場合は、売掛債権のみ) |
| 保証人 | 法人代表者以外の連帯保証人は不要です。 |
| 償還方法 | 根保証: 随時弁済又は約定弁済とします。 個別保証: 返済引当とした売掛債権の支払期日に一括弁済とします。 |

申込先
金融機関

問合せ先

企業支援課
TEL:0857-26-7249
FAX:0857-26-8117

詳しくはこちら

<https://www.pref.tottori.lg.jp/dd.aspx?menuid=99471>

名称

バイオ産業支援資金

施策概要

認定事業者が行う事業活動に必要な資金を金融機関が融資します（金融機関の融資審査が必要となります。）。

| | |
|--------|---|
| 資金の用途 | 運転資金及び設備資金 |
| 融資限度額 | 1億円 |
| 融資期間 | 運転資金：10年以内(据置3年以内を含む。)。 設備資金：15年以内(据置3年以内を含む。) |
| 融資利率 | 年1.43%(変動金利) |
| 信用保証 | すべて保証協会の保証が必要です。 |
| 保証料率 | 年0.45～1.08%以内(保証協会基本料率より低く設定してあります。) |
| 担保・保証人 | 保証協会の定めるところによります。 |
| 償還方法 | 割賦均等償還 |

融資対象認定について

金融機関への融資申込みに先立ち、融資対象者として県から認定を受ける必要があります。

鳥取県バイオ産業支援資金利子補助金

バイオ産業支援資金を利用する事業者に対して、対象資金の支払利息の一部を助成します。

- (1) 補助期間：バイオ産業支援資金の融資を受けた日の属する月から60か月以内の期間
(対象期間内であっても、未納の延滞金がある期間は補助対象としません。)
- (2) 補助金額：金銭消費貸借契約に定める償還条件について、年0.7パーセントに基づき算定した場合に、認定事業者が対象期間内の約定償還日に返済することとなる利子に相当する額の合計以下。

問合せ先

産業未来振興課
TEL:0857-26-7690
FAX:0857-26-8117

詳しくはこちら

<https://www.pref.tottori.lg.jp/152318.htm>